

平成22年度
個別外部監査報告書

阪神水道企業団 個別外部監査人

目次

第1	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	監査の目的	1
3.	監査の視点と監査手続	1
4.	監査対象年度	1
5.	監査実施期間	1
6.	個別外部監査人及び補助者	1
7.	利害関係	1
第2	阪神水道企業団の概要	3
1.	沿革	3
2.	組織	5
3.	事業の概要	7
4.	主要施設	9
5.	財政状態等の推移（平成12年度～平成21年度）	14
第3	監査の結果及び意見	23
1.	財政状況について	23
2.	分賦金（料金）について	45
3.	人事労務管理（組織・定員）について	59
4.	資産管理について	81
5.	委託契約について	140
6.	監査意見の総括	151

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 41 第 1 項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

2. 監査の目的

阪神水道企業団の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3. 監査の視点と監査手続

阪神水道企業団の役割（安全かつ必要な量の水を確保し、構成 4 市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）に継続して安定的に供給すること）に照らし、事務の執行、事業の管理につき地方公営企業として法令の順守（合規性）を基本とし、かつ経済性、効率性、有効性の観点から、要求された重点事項として財政状況、会計処理、料金（分賦金）、費用縮減、人事労務管理（組織・定員）、資産管理、委託契約等につき、監査を実施した。

実施した主な監査手続は次の通りである。

- ① 関係帳票及び証拠資料の閲覧、照合及び分析
- ② 関係者の説明聴取と質問及び回答の吟味
- ③ 関連資料の入手、比較及び分析
- ④ 現地視察、実査等
- ⑤ その他必要と認められた監査手続

4. 監査対象年度

平成 21 年度（但し必要に応じて過年度に遡及）

5. 監査実施期間

平成 22 年 4 月 13 日から平成 23 年 2 月 28 日

6. 個別外部監査人及び補助者

個別外部監査人

公認会計士 西畑 彰夫

補助者

公認会計士 坂上 孝治

公認会計士 宮田 勇人

公認会計士 菊地 弘

7. 利害関係

阪神水道企業団と個別外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

報告書の各表等に示す数値は、原則として単位未満を切り捨てしている。
端数処理の関係上、内訳と合計欄数値は、一致しない場合がある。

第2 阪神水道企業団の概要

1. 沿革

阪神水道企業団（以下、「企業団」という。）は、阪神地方諸都市に対する水道用水供給事業を経営するため、昭和11年7月21日に、旧16市町村（神戸市、尼崎市、西宮市、武庫郡御影町、魚崎町、住吉村、本山村、本庄村、精道村、瓦木村、甲東村、鳴尾村、大庄村、武庫村、川辺郡立花村、園田村）の構成団体を持つ阪神上水道市町村組合として設立された。

その後、市町村の合併によって、構成団体は神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の4市となり、昭和41年7月地方公営企業法の一部改正によって名称も統一され、阪神水道企業団と改称し、今日に至っている。

企業団の当初計画の大綱は、昭和38年における計画給水人口を100万人とし、1日最大給水量270,000 m^3 、工期を2期に分けて施工するものであり、第1期工事は淀川に水源を求め、昭和12年度から昭和16年度まで5ヵ年計画で実施し、50万人分の施設を完成した。

第2期工事は昭和25年度から昭和31年度にわたって実施し、既設分と併せて1日最大給水量373,000 m^3 の施設が完成した。

また、高度経済成長期における水需要の急激な増大に対応するため、第3期工事を昭和33年度から7ヵ年継続で施工して、195,000 m^3 /日 増量する1日最大給水量568,000 m^3 の施設を築造し、次いで第4期拡張工事は、昭和39年4月に着工して8ヵ年継続施工により、昭和47年3月に1日最大給水量968,000 m^3 の施設が完成した。

更に、その後における人口増、生活様式の向上等による水需要に対処するため、第5期拡張事業を昭和53年度から施工し、平成9年7月までに完成した施設を段階的に稼動することにより、160,000 m^3 /日の増量を行い、1日最大給水量を1,128,000 m^3 とした。

その後、平成9年10月からは、耐震化の向上並びに高度浄水施設の導入を目的として、甲山浄水場との統合を図った尼崎浄水場の建設に着手し、平成13年3月には、計画の半量分〔Ⅰ期工事〕が完成し、平成13年4月から給水を開始した。これに伴い、平成12年7月に完成している猪名川浄水場高度浄水施設と併せ、平成13年4月から1日最大給水量の全量が高度処理水となった。

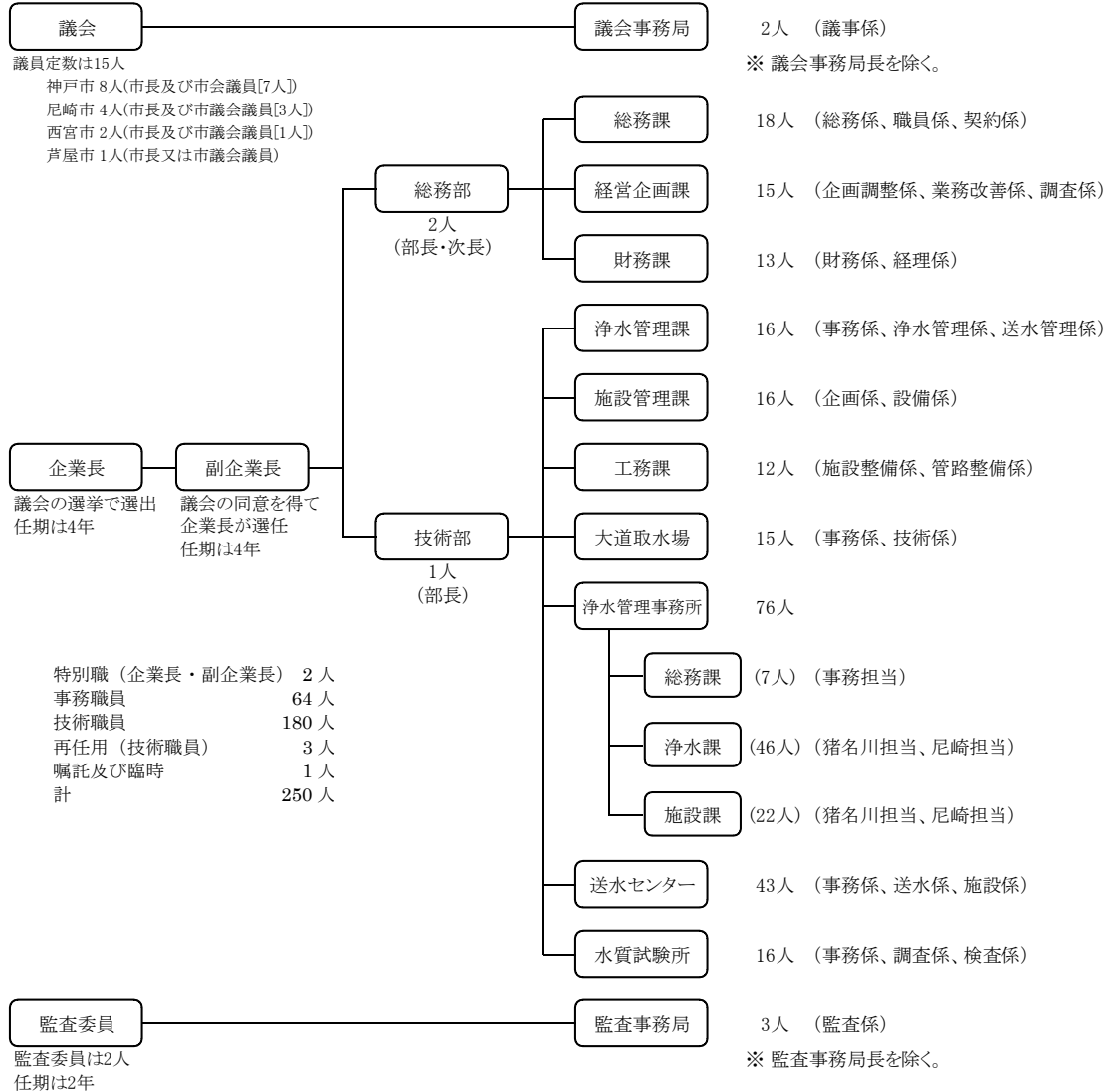
また、平成20年度から尼崎浄水場の残る半量分〔Ⅱ期工事〕の建設に着手し、平成22年7月、尼崎浄水場全量施設の供用開始により、第5期拡張事業が完成した。

◇年表◇

年月日	事 項
昭和11. 7. 21	阪神上水道市町村組合設立告示（兵庫県告示第599号） 組合規約公布（兵庫県告示第600号）
12. 12. 27	第1期工事施工認可（内務省兵衛第4号）
25. 7. 31	第2期工事施工認可（厚生省兵衛第136号）
27. 10. 1	地方公営企業法が施行される。
32. 11. 18	第3期拡張事業認可（厚生省兵衛第913号）
38. 12. 28	第4期拡張事業施工認可（厚生省収環第551号）
42. 4. 1	阪神水道企業団となる。 （地方公営企業法の一部改正により規約の一部変更） 監査委員2名となる。
10. 1	分賦金の分賦割合を16円85銭（1m ³ につき）に改定
46. 1. 1	議会の議員定数29名となる。（規約の一部変更）
47. 4. 1	給水能力968,000m ³ （1日最大）となる。
50. 9. 1	分賦金の分賦割合を28円65銭（1m ³ につき）に改定
53. 8. 17	第5期拡張事業認可（厚生省環第560号）
57. 4. 1	分賦金の分賦割合を36円81銭（1m ³ につき）に改定
平成 4. 2. 13	第5期拡張事業計画変更認可
4. 1	分賦金の分賦割合を44円79銭（1m ³ につき）に改定
8. 10. 1	分賦金の分賦割合を55円27銭（1m ³ につき）に改定
9. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量（80,000m ³ /日 累計160,000m ³ /日） 1日最大給水量1,128,000m ³ となる。
12. 7. 1	猪名川浄水場1日最大給水量916,900m ³ の全量が高度処理水となる。
13. 4. 1	分賦金の分賦割合を61円96銭（1m ³ につき）に改定 尼崎浄水場1日最大給水量186,500m ³ の施設〔I期工事〕が完成 1日最大給水量1,128,000m ³ の全量が高度処理水となる。
16. 7. 1	議会の議員定数15名となる。（規約の一部変更）
22. 7. 1	尼崎浄水場1日最大給水量186,500m ³ の施設〔II期工事〕が完成 第5期拡張事業が完成

2. 組織

◇組織図◇



※ 職員数はH22.3.31現在

※ 大道取水場は、H22.4.1から浄水管理事務所に組織統合

労働組合に関する事項

- ・ 名称 阪神水道労働組合
- ・ 組合員数 204名 (H22.4.1時点)
- ・ 組合員資格 企業団職員及びこれに準ずる者
組合の職員
ただし、組合が当局の利益を代表すると認める職務に属する者を除く。
(阪神水道労働組合規約より抜粋)
- ・ 上部団体 日本自治体労働組合総連合 (自治労連)

◇事務分掌◇

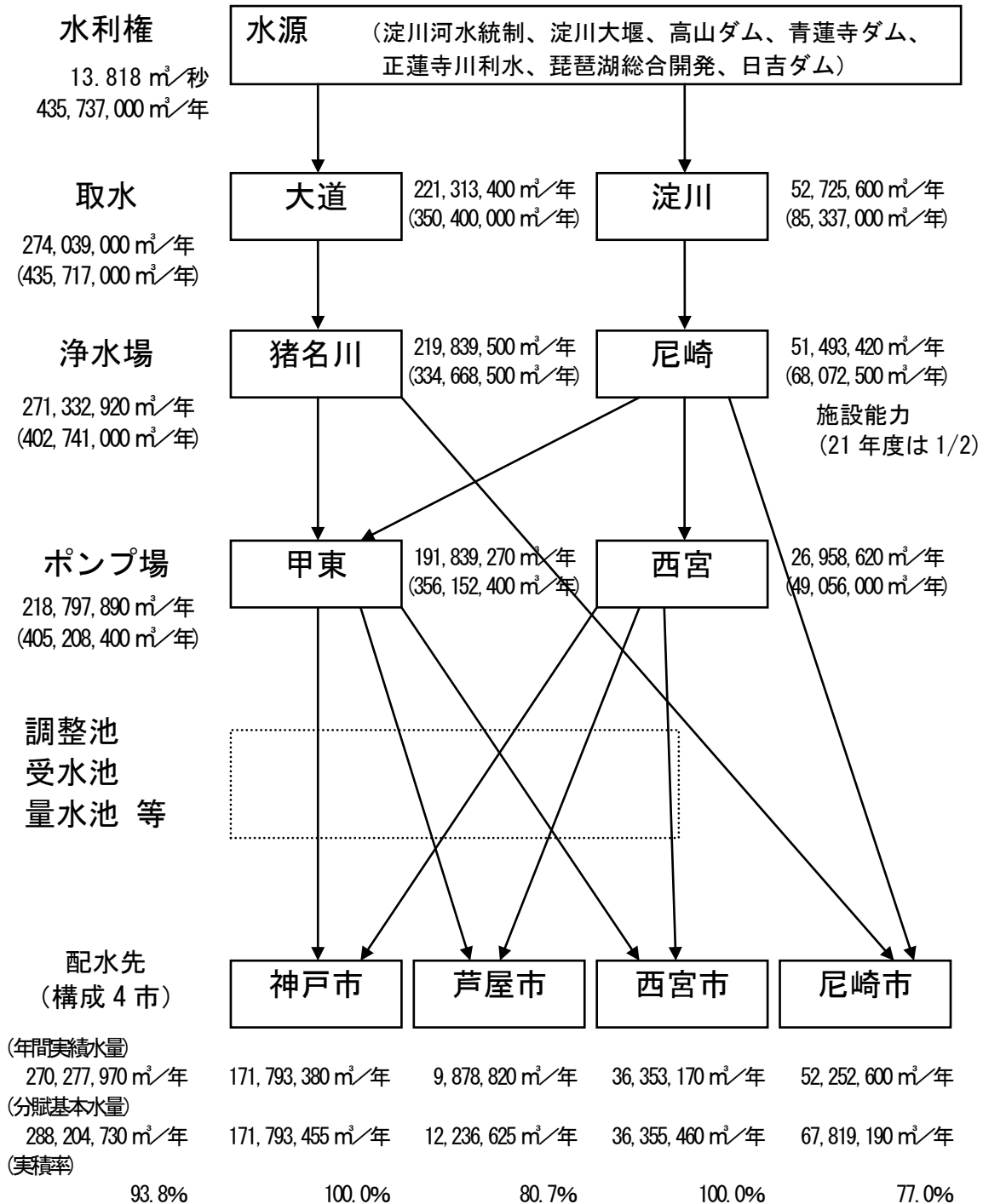
部	課	係	事 務 分 掌	
総務部	総務課	総務係	部内の連絡調整、議会事務局並びに監査事務局との連絡調整、儀式、秘書及び渉外事務、法規の運用並びに例規の制定、改廃及び例規類集の編さん、公告式及び令達、文書管理、公印の管守、訴訟、広報、情報公開、報道機関との連絡、災害応援、庁内管理、乗用自動車及び加入電話、課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務、個別外部監査、他の課、場、センター、所及び室の所管に属しないこと	
		職員係	職員の任免、服務その他身分、人事制度及び給与制度、労働組合 諸給与の支給及び給与に係る諸税等の徴収、研修、恩給、市町村職員共済組合、社会保険、労働安全衛生管理及び公務災害補償、職員公舎及び服制、福利厚生	
		契約係	物品の調達、売却、貸借及び修理の契約、各種工事及び製造その他の請負契約、運送及び供給の契約、損害保険契約、契約制度	
	経営企画課	企画調整係	経営に係る基本計画、財政計画、分賦金、構成団体との総合調整、経営の評価及び分析、課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務、その他特命事項	
		業務改善係	業務改善に係る総合的企画、調整及び推進、組織管理、情報システムの総合的企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティ	
		調査係	施設整備計画の策定、水資源、水道技術に係る調査及び総合調整、積算制度	
	財務課	財務係	予算編成及び予算管理、資金計画及び運用、決算、企業債、補助金、借入金等による資金調達、長期貸付金、基金及び出資による権利、課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務	
		経理係	現金、有価証券の出納保管、出入金及びその審査、出納取扱金融機関、諸税等の納付、財産の取得、管理、処分及び補償並びに不動産の有効活用、減価償却、貯蔵品の管理、不用品の廃棄、用地の保全のための境界明示及び占用、使用等	
	技術部	浄水管理課	事務係	部内の連絡調整、維持管理工事、改良工事、拡張工事及び災害復旧工事並びに受託工事の施行手続及び精算、課、技術部施設管理課及び技術部工務課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務
浄水管理係			浄水処理及び水質管理に係る調査、研究、開発、企画及び総合調整、製造工程(取導水から浄水に至るまでの業務に係る工程)における総合的な危機管理、水質保全及び水質監視、運転管理に係る業務委託、大道取水場、浄水管理事務所及び水質試験所との連絡調整、工事の設計の審査、製造工程に係る給水開始前検査	
送水管理係			送水に係る計画及び総合調整、供給工程(送水業務に係る工程)における総合的な危機管理、給水量の測定、送水センターとの連絡調整、施設設備に係る業務委託、浄水管理係所管業務委託の設計の審査、供給工程に係る給水開始前検査	
施設管理課		企画係	電気、機械等設備(「設備」)の整備に係る工事の企画及び総合調整、設備の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整、設備に係る工事(「設備工事」)の設計の審査、安全管理	
		設備係	設備工事の設計、実施及び監督、設備工事の設計の審査、エネルギー、専用通信及び情報システムの設備、受導送配水流量計、管轄	
工務課		施設整備係	施設(構造物及び建築物)及び管路の整備に係る工事の企画及び総合調整、施設の維持管理に係る調査、研究、企画及び総合調整、施設に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督、管路整備係所管工事の設計の審査	
		管路整備係	導送配水管路の維持管理、導送配水管路に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督、施設整備係所管工事の設計の審査	
大道取水場		事務係	場の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務	
		技術係	取水及び導水作業、原水の水質管理、所管施設(大道取水場及び淀川取水場)の維持管理、所管施設の工事の設計、実施及び監督、所管区域の監視	
浄水管理事務所		総務課	(事務担当)	所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務、浄水場の見学者対応及び一般開放
		浄水課	(猪名川担当) (尼崎担当)	所管施設(猪名川浄水場及び尼崎浄水場)に係る浄水、送水及び配水作業、前記作業における水質管理、所管区域の監視
		施設課	(猪名川担当) (尼崎担当)	所管施設の維持管理、所管施設の工事の設計、実施及び監督、浄水場発生物の有効利用
送水センター	事務係	センターの予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務、水道作業の総合日報及び月報の作成、整理		
	送水係	導水、送水及び配水設備の遠隔操作、送水及び配水作業、送水及び配水作業における水質管理、水道作業の総合日報及び月報、所管区域の監視		
	施設係	所管施設(甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場並びに所管区域内の配水池等及び送水ポンプ)の維持管理、所管施設の工事の設計、実施及び監督		
水質試験所	事務係	所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務並びに庶務、水質に係る文書管理		
	調査係	水質に係る各種調査研究、品質管理システムの維持管理及び運用、水質検査の精度管理		
	検査係	水質検査計画の策定、水質検査、所管施設の工事の設計、実施及び監督		

3. 事業の概要

阪神水道企業団は琵琶湖・淀川水系を水源とし、淀川下流から取水した原水を浄水場で水道水として製造し、ポンプ場及び管路（総延長約187km）を經由して、構成4市に水道水を供給（卸売）している。

企業団資料より作成

平成21年度
 上段：実績1年送配水量
 下段：（年間処理能力）



平成 21 年度 阪神水道企業団給水量及び構成 4 市総配水量

(単位：m³)

	阪神水道企業団 (構成比)	自己水量 (構成比)	計
神戸市	171,793,380 (63.6%) (87.7%)	24,004,520 (44.3%) (12.3%)	195,797,900 (100.0%)
尼崎市	52,252,600 (19.3%) (87.1%)	7,706,763 (14.2%) (12.9%)	59,959,363 (100.0%)
西宮市	36,353,170 (13.5%) (63.3%)	21,107,210 (38.9%) (36.7%)	57,460,380 (100.0%)
芦屋市	9,878,820 (3.7%) (87.4%)	1,421,999 (2.6%) (12.6%)	11,300,819 (100.0%)
計	270,277,970 (100.0%) (83.3%)	54,240,492 (100.0%) (16.7%)	324,518,462 (100.0%)

※ 自己水量には県水等からの受水を含んでいる。

※ 自己水量は各市の決算書の総配水量から算出した参考値である。

(阪神水道企業団の水量年度は 3 月～翌年 2 月末)

阪神水道企業団給水量実績

(単位：m³)

年 度	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	4 市合計
平成 元	154,319,600	65,356,163	31,495,076	9,000,510	260,171,349
2	155,582,872	65,424,425	32,263,350	9,245,960	262,516,607
3	155,311,170	65,603,670	32,351,540	9,190,560	262,456,940
4	154,886,880	65,424,425	32,263,220	9,240,050	261,814,575
5	157,138,080	65,539,364	33,215,960	9,196,460	265,089,864
6	168,127,670	64,811,300	33,688,740	10,016,600	276,644,310
7	163,728,550	66,292,400	34,652,840	10,121,950	274,795,740
8	158,268,310	65,867,228	33,693,630	9,454,280	267,283,448
9	167,272,660	66,030,854	35,465,370	8,944,920	277,713,804
10	171,793,370	64,793,700	36,354,880	8,847,010	281,788,960
11	172,264,060	64,114,500	36,454,590	9,063,250	281,896,400
12	171,793,390	62,547,300	36,355,000	9,599,910	280,295,600
13	171,793,380	61,925,800	36,345,840	9,830,770	279,895,790
14	171,793,370	60,657,700	36,331,370	9,892,030	278,674,470
15	172,264,040	58,334,800	36,420,170	9,800,720	276,819,730
16	171,793,390	56,781,500	36,330,550	9,926,230	274,831,670
17	171,793,410	55,915,700	36,346,930	10,122,670	274,178,710
18	171,793,360	54,701,800	36,343,700	10,367,000	273,205,860
19	172,264,080	54,228,000	36,446,300	10,674,180	273,612,560
20	171,793,390	52,965,000	36,348,110	9,811,450	270,917,950
21	171,793,380	52,252,600	36,353,170	9,878,820	270,277,970

4. 主要施設

各施設の状況（詳細）については、「資産管理について」を、
施設に関する業務指標については、後掲（16 ページ）「水道事業ガイドラインに基づき業務指標(PI)」の算定結果を参照。

PI 番号	1001,1002,1101~1116,2003,2004,2101~2107,2201~2217, 3019~3021,4001~4006,5002,5003,5009,5101~5112
-------	--

◇施設概要◇

※ 事業概要 2010 年度版より抜粋

【大道取水場】

所在地：大阪市東淀川区大道南

稼動年月：昭和 38 年 7 月

敷地面積：25,208 m²

施設能力：916,900 m³/日

施設概要：取水口から取水した原水（淀川表流水）を、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、大道導水路で猪名川浄水場へ導水する。

施設名称	形状寸法・数量
取水塔（3・4期）	内径 5.3m×高さ 17.2m 2基
取水口（5期）	幅 9.2m×長さ 7.0m×高さ 5.5m 1基
沈砂池	幅 8.0~9.5m×長さ 40.0~59.0m×深さ 5.7~6.8m 9池
ポンプ設備	全揚程 43~47m×出力 1,100kW 9台
受電設備	77kV 変圧器 9,000kVA×2台

【淀川取水場】

所在地：大阪市淀川区西中島

稼動年月：昭和 17 年 4 月

敷地面積：11,263 m²

施設能力：373,000 m³/日

施設概要：取水口から取水した原水（淀川表流水）を、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、淀川導水路で尼崎浄水場へ導水する。

施設名称	形状寸法・数量
取水口	幅 6.6m×長さ 6.6m×高さ 5.0m 1基
沈砂池	幅 7.0~8.7m×長さ 35.0m×深さ 5.2m 4池
ポンプ設備	全揚程 25~46m×出力 134~870kW 14台
受電設備	22kV 変圧器 3,000kVA×2台

【猪名川浄水場】

所在地：尼崎市田能

稼動年月：昭和38年7月

敷地面積：161,096 m²

施設能力：916,900 m³/日

施設概要：大道取水場から大道導水路を経て導水した原水を浄水処理し、ポンプ圧送により、猪名川送水路で甲東ポンプ場へ、他は東部配水管路で尼崎市へ、それぞれ送配水する。

施設名称		形状寸法・数量
着水井		幅 9.0～9.3m×長さ 10.0～11.2m×深さ 5.3～5.4m 2池
凝集沈澱池		フロック形成池 22池[うち 上下迂流方式:8池]、フラッシュミキサ 12台 沈澱池 22池[上向流傾斜管方式]
オゾン処理		オゾン接触槽:10槽、オゾン発生機[空気原料]:10台
活性炭処理		活性炭吸着槽:46槽[上向流流動層方式]
再凝集混和池		3池(攪拌機 6台、滞留時間 15分)
ろ過池		60池(ろ過面積 104～122 m ² /池)
浄水池		3池(容量 20,000 m ³ :2池、42,000 m ³ :1池)
薬品注入設備		硫酸アルミニウム・苛性ソーダ・次亜塩素酸ナトリウム注入設備
排水処理設備		排水池、浮上分離設備、濃縮槽、脱水機、天日乾燥池
ポンプ設備	送水ポンプ	全揚程 40～53m×出力 420～900kW 12台
	配水ポンプ	全揚程 55m×出力 310～600kW 6台
受電設備		77kV 変圧器 18,000kVA×2台

【尼崎浄水場】

所在地：尼崎市南塚口町

稼動年月：平成13年4月

敷地面積：66,434 m²

施設能力：373,000 m³/日

施設概要：淀川取水場から淀川導水路を経て導水した原水を浄水処理し、ポンプ圧送により、1期送水は1期尼崎送水路で西宮ポンプ場へ、2期送水は2期尼崎送水路で甲東ポンプ場へ、他は東部配水管路で尼崎市へ、それぞれ送配水する。

施設名称		形状寸法・数量
着水井		幅 4.0m×長さ 14.4m×深さ 7.3m 2池
凝集沈澱池		フロック形成池 4池[上下迂流方式]、フラッシュミキサ 2台 沈澱池 4池[上向流傾斜板方式]
オゾン処理		オゾン接触槽[下方注入方式]:2槽 オゾン発生機[酸素原料]:2台
活性炭処理		活性炭吸着槽:8槽[上向流流動層方式]
再凝集混和池		1池(攪拌機 2台、滞留時間 14.8分)
ろ過池		16池(ろ過面積 97.1 m ² /池)
浄水池		2池(容量 11,500 m ³ :2池)
薬品注入設備		硫酸アルミニウム・苛性ソーダ・次亜塩素酸ナトリウム注入設備
排水処理設備		排水池、浮上分離設備、濃縮槽、脱水機、造粒乾燥機
コージェネレーション設備		ガスエンジン発電機 500kW×2台
ポンプ設備	送水ポンプ	全揚程 31~34m×出力 230~280kW 6台
	配水ポンプ	全揚程 55m×出力 230kW 3台
受電設備		22kV 変圧器 9,000kVA×2台

【甲東ポンプ場】

所在地：西宮市上大市

稼働年月：昭和 31 年 7 月

敷地面積：29,800 m²

施設概要：猪名川浄水場及び尼崎浄水場から猪名川送水路及び尼崎送水路を経て送水された浄水を、ポンプ圧送により、神戸市、西宮市及び芦屋市に送配水する。

また、送水センターとして、全てのポンプの遠隔操作とモニターによる水質監視を行っている。

施設名称		形状寸法・数量
調整池		3 池(容量 10,000 m ³ :1 池、14,000 m ³ :1 池、36,000 m ³ :1 池)
ポンプ設備	送水ポンプ	全揚程 106~114m×出力 600~1,500kW 15 台
	配水ポンプ	全揚程 50m×出力 110~230kW 4 台
薬品注入設備		次亜塩素酸ナトリウム注入設備
受電設備		77kV 変圧器 18,000kVA×2 台
送水管理設備		遠隔監視制御装置、CRT 監視制御装置、ポンプ制御装置 他

【西宮ポンプ場】

所在地：西宮市室川町

稼働年月：昭和 17 年 4 月

敷地面積：9,041 m²

施設概要：尼崎浄水場から尼崎送水路を経て送水された浄水を、ポンプ圧送により、神戸市、西宮市及び芦屋市に送配水する。

施設名称		形状寸法・数量
配水池		2 池(容量 1,000 m ³ :1 池、4,200 m ³ :1 池)
ポンプ設備	送水ポンプ	全揚程 110m×出力 441~600kW 6 台
	配水ポンプ	全揚程 55m×出力 75~220kW 4 台
薬品注入設備		次亜塩素酸ナトリウム注入設備
受電設備		22kV 変圧器 3,000kVA×2 台

【水質試験所】

所在地：尼崎市田能（猪名川浄水場構内）

稼動年月：昭和 61 年 5 月

延床面積：1,080 m²（2 階建 1 棟）

施設概要：安全な水道水を供給するために、水源、浄水場及び送配水に至る水質検査及び水質管理並びに各種調査を行う。

水質検査の精度並びに信頼性の確保及び向上を目指し、水道 GLP に基づく品質管理システムを導入している。

試験室名称	主要機器
理化学試験室	全有機炭素測定計、イオンクロマトグラフ 他
原子吸光室	原子吸光光度計、誘導結合プラズマ質量分析計 他
分光分析室	高速液体クロマトグラフ、イオンクロマトグラフ 他
ガスクロ室	ガスクロマトグラフ質量分析計
有機溶剤室	自動固相抽出装置、水平振とう器、インキュベーター
物理分析室	分光光度計、マッフル炉、微粒子計測器、浮遊物試験装置 他
天秤室	赤外分光光度計、精密化学天秤
生物化学室	電位測定装置、溶存酸素計、全リン・全窒素測定計 他
検鏡室	倒立顕微鏡、顕微鏡、双眼顕微鏡、解剖顕微鏡
電顕室	落射蛍光顕微鏡、電子顕微鏡
細菌室	乾熱滅菌器、オートクレーブ、ATP アナライザー、恒温器
無臭室	恒温水槽

阪神水道企業団の個別監査に際し、使用、参照した阪神水道企業団の主な資料（一部）

- ・ 平成 12 年度～平成 21 年度 決算書、予算書（関係書類を含む。）
- ・ 同上期間の財政計画と財政計画積算資料
- ・ 阪神水道 70 周年記念誌 阪神水道企業団 平成 19 年 3 月
- ・ 改革推進プラン～更なるサービスの向上を目指して～ 平成 18 年 2 月
- ・ 阪神水道企業団水道用水供給ビジョン～安全な水の安定供給の持続～ 平成 20 年 12 月
- ・ 水道用水供給ビジョンに基づくアクションプラン（行動計画と詳細計画） 平成 21 年 10 月
- ・ Annual Report - 経営レポート 2008 -
- ・ 事業概要 2010 年度版
- ・ 平成 21 年度人事行政の運営等の状況について 平成 22 年 11 月
- ・ 環境会計（平成 21 年度決算版） 平成 23 年 1 月
- ・ 水道事業ガイドラインに基づく業務指標（PI）の算定結果（平成 12 年度～平成 21 年度）

（注）（PI）は、業務の重要な指標が、ほぼ網羅されていると思うので、企業団作成のままの全部を、次頁「財政状態等の推移（平成 12 年度～平成 21 年度）」の後に、掲げる。

5. 財政状態等の推移（平成12年度～平成21年度）

企業団が作成（公表）した水道事業会計決算を要約して掲記する。

貸借対照表については、実績を、地方公営企業法施行規則別表の「款」レベルで、損益計算書については、同規則により、「項（営業費用）」、「目（原水費、浄水費、配水費・・・）」レベルで表示したものである。

なお、後掲③水道事業ガイドラインに基づく業務指標（PI）は、公表決算を基にして企業団が作成した数値（比率等）であり、「第3 監査の結果及び意見」の関連箇所においてコメントした事項（数値等）を加味すれば、異なったものになる場合がある。引用した場合は、参照（PI）番号〇〇〇〇と表示して、適宜言及する。

① 貸借対照表推移表

【実績】貸借対照表

（単位：百万円）

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
固定資産	236,429	234,432	233,585	232,959	230,436	229,523	227,902	222,938	220,453	222,449
有形固定資産	214,393	211,177	208,742	207,047	204,035	201,104	198,421	192,422	188,983	189,125
（内建設仮勘定）	12,199	584	2,242	5,915	3,286	4,275	119	481	3,107	9,253
無形固定資産	20,961	22,159	23,725	24,774	25,261	26,278	27,338	28,372	30,321	32,171
投 資	1,074	1,096	1,117	1,138	1,139	2,140	2,141	2,143	1,148	1,152
流動資産	22,861	14,835	16,146	15,570	14,643	12,399	11,701	6,855	7,670	10,895
資産合計	259,290	249,267	249,732	248,530	245,079	241,923	239,603	229,794	228,123	233,345
固定負債	954	932	928	1,015	615	602	588	621	814	961
流動負債	11,199	3,321	4,919	3,983	3,517	3,125	3,164	1,100	2,980	6,236
負債合計	12,154	4,253	5,847	4,998	4,133	3,728	3,753	1,721	3,794	7,197
資本金	187,152	186,914	187,915	188,388	187,252	185,285	183,535	176,924	173,685	174,701
自己資本金	63,617	65,110	66,822	68,683	70,313	72,351	74,647	76,112	78,156	80,993
借入資本金	123,534	121,803	121,092	119,705	116,939	112,934	108,887	100,812	95,529	93,708
剰余金	59,983	58,099	55,969	55,142	53,693	52,909	52,315	51,147	50,643	51,446
資本剰余金	58,644	59,303	60,140	61,492	62,208	63,021	63,703	63,671	64,172	65,544
利益剰余金	1,339	-1,204	-4,170	-6,350	-8,514	-10,112	-11,387	-12,523	-13,529	-14,097
資本合計	247,136	245,014	243,884	243,531	240,946	238,194	235,850	228,072	224,328	226,148
負債・資本合計	259,290	249,267	249,732	248,530	245,079	241,923	239,603	229,794	228,123	233,345

（コメント）

- 有形固定資産、無形固定資産の「項」「目」レベルでの区分は、「資産管理について」の箇所（平成17年度から平成21年度明細）を参照。
- 主な勘定科目明細（平成21年度）は「財政状況について」の箇所を参照。

② 損益計算書推移表

【実績】損益計算書

(単位:百万円)

損益計算書科目	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
1. 営業収益										
(1)分賦金	15,929	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857
(2)その他の営業収益	5	5	5	6	6	4	5	3	3	2
(3)受託工事収益	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4
計	15,934	17,862	17,863	17,912	17,863	17,861	17,865	17,909	17,861	17,864
2. 営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1)原水費	1,806	1,465	1,450	1,392	1,365	1,268	1,254	1,210	1,205	1,195
(2)浄水費	2,030	2,237	2,182	2,103	2,116	2,117	2,133	2,089	2,253	2,332
(3)配水費	1,825	2,084	2,079	1,960	2,010	1,965	1,926	2,010	2,240	2,112
(4)総係費	1,560	1,308	1,298	1,265	1,325	1,149	1,142	1,216	1,184	1,169
(5)議会費及び監査費	39	37	36	25	19	16	15	15	16	16
(6)減価償却費	4,925	7,577	7,853	8,063	8,071	8,055	8,168	8,303	8,289	8,344
(7)資産減耗費	20	24	29	21	61	72	142	32	47	149
(8)受託工事費	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4
計	12,207	14,734	14,930	14,833	14,969	14,645	14,786	14,877	15,240	15,323
営業利益	3,727	3,128	2,932	3,079	2,893	3,216	3,079	3,031	2,621	2,540
3. 営業外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1)受取利息	22	8	3	3	2	3	19	53	37	9
(2)補助金	1,054	1,234	1,171	1,105	1,034	942	843	759	604	489
(3)雑収益	45	58	114	123	129	113	124	125	151	156
計	1,122	1,301	1,289	1,232	1,166	1,060	987	939	794	656
4. 営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1)支払利息	4,863	6,969	6,751	6,488	6,223	5,873	5,470	5,104	4,426	3,966
(2)雑支出	8	8	5	4	1	0	3	0	3	1
計	4,872	6,977	6,757	6,492	6,224	5,874	5,474	5,104	4,429	3,967
営業外収支	-3,749	-5,676	-5,467	-5,260	-5,058	-4,814	-4,486	-4,165	-3,635	-3,311
経常損失	-21	-2,548	-2,534	-2,181	-2,164	-1,597	-1,406	-1,134	-1,014	-770
5. 特別利益	0	4	0	1	0	0	130	0	8	202
(1)固定資産売却益	0	4	0	1	0	0	129	0	7	197
(1)過年度損益修正益	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
6. 特別損失	0	0	432	0	0	0	0	10	0	0
(1)臨時損失	0	0	432	0	0	0	0	1	0	0
(1)固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別収支	0	4	-432	1	0	0	130	-1	8	202
当年度純損失	-21	-2,543	-2,966	-2,179	-2,164	-1,597	-1,275	-1,135	-1,005	-568
前年度繰越利益剰余金	1,361	1,339	-1,204	-4,170	-6,350	-8,514	-10,112	-11,387	-12,523	-13,529
当年度未処分利益剰余金	1,339	-1,204	-4,170	-6,350	-8,514	-10,112	-11,387	-12,523	-13,529	-14,097

(コメント)

- ・ 「財政状況について」「⑥財政計画と実績損益計算書」の箇所の意見を参照。

【安心】

a) 水資源の保全														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1001	水源利用率	$(\text{一日平均配水量} / \text{確保している水源水量}) \times 100$	確保している水源水量に対する一日平均配水量の割合を示す。利用率は高い方が水源の効率的利用にはなるが、渇水時は100%取水できないこともあるので、危険が大きくなる。	%	65.0	64.2	64.1	63.7	63.5	62.7	62.7	62.7	62.4	62.3
1002	水源余裕率	$[(\text{確保している水源水量} / \text{一日最大配水量}) - 1] \times 100$	一日最大配水量に対して確保している水源水量がどの程度の余裕(まだ取水できる量)があるかを示す。	%	24.1	23.8	26.3	29.9	37.2	32.7	33.5	32.8	30.9	36.4

b) 水質管理														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
1101	原水水質監視度 [*年4回の調査も含む]	原水水質監視項目数	安全な水の供給には原水が安全であることが重要であるので、原水で何項目を調査しているかを示す。調査回数は月1回以上とする。	項目	*92	*72	*72	*92	*92	*162	*169	*169	*170	*172
1104	水質基準不適合率	$(\text{水質基準不適合回数} / \text{全検査回数}) \times 100$	水質が、国で定めている水質基準に違反した率で、1項目でも違反している場合は違反とみなす。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1105	カビ臭から見た おいしい水達成率	$[(1-\text{ジエースミン最大濃度} / \text{水質基準値}) + (1-2-\text{フルリホルネオール最大濃度} / \text{水質基準値})] / 2 \times 100$	2種類のカビ臭物質最大濃度の水質基準値に対する割合をいう。水質基準値ぎりぎりであると0%、全くカビ臭物質が含まれないと100%になる。	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1106	塩素臭から見た おいしい水達成率	$(1-\text{年間残留塩素最大濃度} - \text{残留塩素水質管理目標値}) / \text{残留塩素水質管理目標値} \times 100$	残留塩素濃度の最大値が0.8mg/Lのとき0%、0.4mg/Lのとき100%になる。残留塩素は低い方がおいしさからは好ましい。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1107	総トリハロメタン 濃度水質基準比	$(\text{総トリハロメタン最大濃度} / \text{総トリハロメタン濃度水質基準値}) \times 100$	水質基準の値である0.1mg/Lに対する総トリハロメタン濃度最大濃度の割合(%)を示す。トリハロメタンは有害物質であり、この値は低い方がよい。	%	33	14	20	18	19	23	23	24	23	23
1108	有機物(TOC)濃度 水質基準比	$(\text{有機物最大濃度} / \text{有機物水質基準値}) \times 100$	水質基準の値である5mg/Lに対する最大有機物(TOC)濃度の割合を示す。一般的には、低い値の方が良い水とされる。	%	46	24	26	22	32	26	20	26	20	33
1109	農業濃度水質管理 目標比	$\Sigma(\text{各農業の年間測定最大濃度} / \text{各農業の水質管理目標値}) / \text{測定した農業数} \times 100$	水質基準の値である各農業の管理目標値に対するそれぞれの農業最大濃度の割合を対象農業数で除したものである。この値は低い方がよい。	%	0	0	0	0	0.024	0.020	0	0	0	0
1110	重金属濃度水質 基準比	$\Sigma(\text{年間測定最大濃度} / \text{水質基準値}) / 6 \times 100$	水質基準に定める6種類の重金属の基準値に対するそれぞれの重金属最大濃度の割合を平均値で示す。この値は低い方がよい。	%	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0
1111	無機物質濃度水質 基準比	$\Sigma(\text{年間測定最大濃度} / \text{水質基準値}) / 6 \times 100$	水質基準に定める6種類の無機物質の基準値に対するそれぞれの無機物質最大濃度の割合を平均値で示す。簡単にいうとミネラル分の割合を示す。	%	17	15	14	14	11	13	12	12	12	11
1112	有機物質濃度水質 基準比	$\Sigma(\text{年間測定最大濃度} / \text{水質基準値}) / 4 \times 100$	水質基準に定める4種類の有機物質の基準値に対するそれぞれの有機物質最大濃度の割合を平均値で示す。この値は低い方がよい。	%	12	13	8	8	5	5	5	5	3	3
1113	有機塩素化学物質 濃度水質基準比	$\Sigma(\text{年間測定最大濃度} / \text{水質基準値}) / 9 \times 100$	水質基準に定める9種類の有機塩素化学物質の基準値に対するそれぞれの有機塩素化学物質最大濃度の割合を平均値で示す。この値は低い方がよい。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1114	消毒副生成物濃度 水質基準比	$\Sigma(\text{年間測定最大濃度} / \text{水質基準値}) / 5 \times 100$	水質基準に定める5種類の消毒副生成物の基準値に対するそれぞれの消毒副生成物最大濃度の割合を平均値で示す。この値は低い方がよい。	%	23	23	20	8	9	12	10	8	16	9
1116	活性炭投入率	$(\text{年間活性炭投入日数} / \text{年間日数}) \times 100$	粉末活性炭を投入した日数の年間割合を示す。	%	0	0	0	0	0	0.3	0	0	0	0

【安定】

a) 連続した水道水の供給														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
2003	浄水予備力確保率	$[(\text{全浄水施設能力} - \text{一日最大浄水量}) / \text{全浄水施設能力}] \times 100$	必要とされる一日最大浄水量を配水したとき、浄水施設全体ではどの程度の余裕があるかを割合で示す。余裕がないと浄水施設の更新、補修点検などに支障を来す。	%	10.6	13.0	14.4	16.7	20.4	18.5	18.9	18.5	16.4	19.2
2004	配水池貯留能力	$\text{配水池総容量} / \text{一日平均配水量}$	水道水をためておく配水池の総容量が平均配水量の何日分あるかを示す。	日	0.19	0.22	0.22	0.22	0.24	0.24	0.24	0.35	0.35	0.35

b) 将来への備え														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
2101	経年化浄水施設率	(法定耐用年数を超えた浄水施設能力/全浄水施設能力) × 100	法定の耐用年数を超えた浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合を示す。この値が大きいほど古い施設が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2102	経年化設備率	(経年化年数を超えている電気・機械設備数/電気・機械設備の総数) × 100	法定の耐用年数を超えた電気・機械設備数の電気・機械設備の総数に対する割合を示す。この値が大きいほど古い設備が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	%	42.9	12.0	8.0	8.0	16.0	16.0	20.0	24.0	28.0	40.0
2103	経年化管路率	(法定耐用年数を超えた管路延長/管路総延長) × 100	法定の耐用年数を超えた管路延長の総延長に対する割合を示す。この値が大きいほど古い管路が多いことになるが、使用の可否を示すものではない。	%	41.7	39.4	36.4	34.0	32.5	31.3	30.8	30.0	29.7	28.9
2104	管路の更新率	(更新された管路延長/管路総延長) × 100	年間で更新した管路延長の総延長に対する割合を示す。この値の逆数が管路をすべて更新するのに必要な年数を示す。	%	0.09	1.00	2.08	4.33	1.52	1.12	0.54	0.63	0.27	0.75
2105	管路の更生率 (%)	(更生された管路延長/管路総延長) × 100	年間に更生(既設管路内面のライニング補修)された管路の割合を示し、管路の信頼性確保に対する執行度合いを示す。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2106	バルブの更新率	(更新されたバルブ数/管路に設置されているバルブ総数) × 100	年間で更新したバルブ数の総設置数に対する割合を示す。バルブの更新は管路の更新と同時に進むことが多いので、管路更新率と関係が深い。	%	*1.82	*1.19	*5.18	*2.56	*1.85	*2.61	*5.69	*3.48	*4.63	*4.64
2107	管路の新設率	(新設管路延長/管路総延長) × 100	年間で新設した管路延長の総延長に対する割合を示す。	%	0	0.11	4.03	0	0.12	0	0.02	0.64	0	0
c) リスクの管理														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
2201	水源の水質事故数	年間水源水質事故件数	年間の水源の有害物質(油、化学物質の流入など)による水質汚染の回数を示す。この値は低い方がよい。この指標は、水道事業者の責任ではないが、重要なものである。	件	23	31	34	25	20	34	35	35	28	35
2202	幹線管路の事故割合	(幹線管路の事故件数/幹線管路延長) × 100	年間の幹線管路(一般に口径の大きい管)の事故(破裂、抜け出し、漏水など)が幹線管路総延長100km当たり何件あるかを示す。この値は低い方がよい。	件/100km	1.1	1.6	1.6	2.2	1.6	1.6	1.1	1.1	2.1	1.6
2207	浄水施設耐震率	(耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力) × 100	浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全浄水施設能力に対する割合を示す。通常は、浄水施設は耐震対策がされているが、ここでのいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高い方がよい。	%	29.9	46.1	46.1	46.1	46.1	46.1	46.1	46.1	46.1	46.1
2208	ポンプ所耐震施設率	(耐震対策の施されているポンプ所能力/全ポンプ所能力) × 100	ポンプ施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全ポンプ施設能力に対する割合を示す。通常は、ポンプ施設は耐震対策がされているが、ここでのいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高い方がよい。	%	29.6	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5	33.5
2209	配水池耐震施設率	(耐震対策の施されている配水池容量/配水池総容量) × 100	配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池容量に対する割合を示す。通常は、配水池は耐震対策がされているが、ここでのいうのは高度な耐震対策を意味している。この値は高い方がよい。	%	53.5	59.8	59.8	59.8	62.9	62.9	62.9	74.2	74.2	74.2
2210	管路の耐震化率	(耐震管延長/管路総延長) × 100	多くの管路のうち耐震性のある材質と継手(管の接続部)により構成された管路延長の総延長に対する割合を示す。この値は高い方が望ましい。	%	38.6	39.5	40.8	44.5	46.9	48.1	48.4	48.9	49.0	49.8
2211	薬品備蓄日数 [*浄水場平均値] 猪名川浄水場 尼崎浄水場 甲山浄水場 (H13.3.31 閉所)	平均薬品貯蔵量/一日平均使用量	浄水場で使う薬品が一日平均使用量に対して何日分貯蔵しているかを示す。この値は薬品の劣化がない範囲で余裕を持つことがよい。	日	*12.5	*18.1	*15.7	*17.4	*17.7	*18.2	*15.6	*15.7	*17.5	*15.2
					12.5	14.8	15.1	16.7	19.1	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2
					—	21.3	16.2	18.1	16.2	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
				データなし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2212	燃料備蓄日数 猪名川浄水場 尼崎浄水場 甲山浄水場 (H13.3.31 閉所)	平均燃料貯蔵量/一日使用量	浄水場などで使う主として発電用の燃料が一日平均使用量に対して何日分貯蔵しているかを示す。この値は燃料の劣化がない範囲で余裕を持つことがよい。	日	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.6	0.6	0.5	0.3
					3.3	2.9	3.1	2.7	2.7	1.6	1.6	1.6	1.6	
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	
				データなし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2216	自家発電設備容量率 [*浄水場平均値] 猪名川浄水場 尼崎浄水場 甲山浄水場 (H13.3.31 閉所)	(自家発電設備容量/当該設備の電力総容量) × 100	自家発電機の容量が当該設備に必要なとされる電力の総量に対する割合を示す。この値は自家発電が何%かを示し、高い方が停電事故には強い。	%	*11.5	*12.7	*17.7	*17.7	*20.5	*20.5	*20.5	*20.6	*20.6	*20.6
					4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
					—	21.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	31.3	
					18.9	—	—	—	—	—	—	—	—	
2217	警報付施設率	(警報付施設数/全施設数) × 100	不法侵入者による破壊活動等に対する水道施設の安全性確保への取り組みを示すものの一つである。	%	94.4	94.7	94.7	94.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

【持 続】

a) 地域特性にあった運営基盤														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3001	営業収支比率	$(\text{営業収益} / \text{営業費用}) \times 100$	営業収益の営業費用に対する割合を示す。収益的収支が最終的に黒字であるためには、この値は100%を一定程度上回っている必要がある。	%	130.5	121.2	119.6	120.8	119.3	122.0	120.8	120.4	117.2	116.6
3002	経常収支比率	$[(\text{営業収益} + \text{営業外収益}) / (\text{営業費用} + \text{営業外費用})] \times 100$	経常収益の経常費用に対する割合を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	%	99.9	88.3	88.3	89.8	89.8	92.2	93.1	94.3	94.8	96.0
3003	総収支比率	$(\text{総収益} / \text{総費用}) \times 100$	総収益の総費用に対する割合を示す。この値は100%以上であることが望ましい。	%	99.9	88.3	86.6	89.8	89.8	92.2	93.7	94.3	94.9	97.1
3004	累積欠損金比率	$[\text{累積欠損金} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})] \times 100$	累積欠損金の受託工事収益を除いた営業収益に対する割合を示す。累積欠損金とは、営業活動の結果生じた欠損金が当該年度で処理できずに、複数年度にわたって累積したものである。この指標は、値は0%であることが望ましい。	%	0	6.7	23.3	35.5	47.7	56.6	63.8	69.9	75.8	78.9
3005	繰入金比率(収益的収支分)	$(\text{損益勘定繰入金} / \text{収益的収入}) \times 100$	損益勘定繰入金の収益的収入に対する割合を示す。水道事業の経営状況の健全性、効率性を示す指標の一つで、この値は低い方が独立採算性の原則に則しているといえる。	%	6.2	6.4	6.1	5.8	5.4	5.0	4.4	4.0	3.2	2.6
3006	繰入金比率(資本的収入分)	$(\text{資本勘定繰入金} / \text{資本的収入}) \times 100$	資本的勘定繰入金の資本的収入に対する割合を示す。水道事業の経営状況の健全性、効率性を示す指標の一つで、この値は低い方が独立採算性の原則に則しているといえる。	%	20.4	45.7	32.8	34.5	43.5	44.0	43.7	82.9	38.8	36.6
3007	職員一人当たり給水収益	$(\text{給水収益} / \text{損益勘定所属職員数}) / 1,000$	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標である。この値は大きい方がよい。	千円/人	56,687	63,776	62,877	64,180	65,411	67,386	67,898	71,912	75,347	75,988
3008	給水収益に対する職員給与費の割合	$(\text{職員給与費} / \text{給水収益}) \times 100$	職員給与費の給水収益に対する割合を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この値は低い方がよい。	%	18.6	15.2	14.9	14.2	14.3	12.8	12.8	12.8	12.4	12.3
3009	給水収益に対する企業債利息の割合	$(\text{企業債利息} / \text{給水収益}) \times 100$	企業債利息の給水収益に対する割合を示す。水道事業の効率性及び財務安全性を分析するための指標の一つである。この値は低い方がよい。	%	16.2	26.8	26.1	25.2	24.4	23.2	21.8	20.5	17.9	16.6
3010	給水収益に対する減価償却費の割合	$(\text{減価償却費} / \text{給水収益}) \times 100$	減価償却費の給水収益に対する割合を示す。水道事業の効率性を分析するための指標の一つである。この値は低い方がよい。	%	30.9	42.4	44.0	45.0	45.2	45.1	45.7	46.4	46.4	46.7
3011	給水収益に対する企業債償還金の割合	$(\text{企業債償還金} / \text{給水収益}) \times 100$	企業債償還金の給水収益に対する割合を示す。企業債償還金が経営に与える影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	%	9.4	15.9	17.4	19.9	23.3	31.8	33.6	46.6	39.1	29.4
3012	給水収益に対する企業債残高の割合	$(\text{企業債残高} / \text{給水収益}) \times 100$	企業債残高の給水収益に対する割合を示す。企業債残高の規模と経営への影響を分析するための指標である。この値は低い方がよい。	%	775.5	682.1	678.1	668.5	654.9	632.4	609.8	563.0	535.0	524.8
3013	料金回収率	$(\text{供給単価} / \text{給水原価}) \times 100$	供給単価の給水原価に対する割合を示す。水道事業の経営状況の健全性を示す指標の一つである。料金回収率が100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。	%	93.3	82.2	82.3	84.0	84.3	87.0	88.2	89.6	90.9	92.7
3014	供給単価	給水収益 / 有収水量	有収水量(年間の料金徴収の対象となった水量)1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す。	円/m ³	55.3	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
3015	給水原価	$[\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費})] / \text{有収水量}$	有収水量1m ³ 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを示す。	円/m ³	59.3	75.3	75.2	73.8	73.5	71.2	70.3	69.1	68.2	66.9

番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3019	施設利用率	$(\text{一日平均給水量} / \text{一日給水能力}) \times 100$	一日平均給水量の一日給水能力に対する割合を示す。水道施設の経済性を総合的に判断する指標である。この値は、基本的には高い方がよい。	%	68.1	68.0	67.7	67.1	66.8	66.6	66.4	66.3	65.8	65.6
3020	施設最大稼働率	$(\text{一日最大給水量} / \text{一日給水能力}) \times 100$	一日最大給水量の一日給水能力に対する割合を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は、基本的には高い方がよい。	%	84.6	84.6	84.2	80.0	76.7	78.6	79.1	79.3	80.5	77.1
3021	負荷率	$(\text{一日平均給水量} / \text{一日最大給水量}) \times 100$	一日平均給水量の一日最大給水量に対する割合を示す。水道事業の施設効率を判断する指標の一つである。この値は高い方がよい。	%	80.5	80.3	80.4	83.8	87.0	84.7	83.8	83.5	81.7	85.1
3022	流動比率	$(\text{流動資産} / \text{流動負債}) \times 100$	流動資産の流動負債に対する割合を示す。流動比率は民間企業の経営分析でも使用される指標で、水道事業の財務安全性をみる指標である。この値は100%以上で、より高い方が安全性が高い。	%	204.1	446.7	328.2	390.9	416.3	396.7	369.7	622.9	257.4	174.7
3023	自己資本構成比率	$[(\text{自己資本金} + \text{剰余金}) / \text{負債} + \text{資本合計}] \times 100$	自己資本金と剰余金の合計額の負債・資本合計額に対する割合を示す。財務の健全性を示す指標の一つである。この値は高い方が財務的に安全といえる。	%	47.7	49.4	49.2	49.8	50.6	51.8	53.0	55.4	56.5	56.8
3024	固定比率	$[\text{固定資産} / (\text{自己資本金} + \text{剰余金})] \times 100$	固定資産の自己資本金と剰余金の合計額に対する割合を示す。自己資本金がどの程度固定資産に投下されているかを見る指標である。一般的に100%以下であれば、固定資本への投資が自己資本の枠内に収まっていることになり、財務面で安定的といえる。	%	191.3	190.3	190.2	188.1	185.8	183.2	179.5	175.2	171.2	168.0
3025	企業債償還元金対減価償却費比率	$(\text{企業債償還元金} / \text{当年度減価償却費}) \times 100$	企業債償還元金の当年度減価償却費に対する割合を示す。一般的に、この指標が100%を超えると再投資を行うに当たって企業債等の外部資金に頼ることになるため、100%以下であると財務的に安全といえる。	%	30.6	37.4	39.6	44.2	51.5	70.6	73.4	100.5	84.2	62.8
3026	固定資産回転率	$(\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) / [(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) / 2]$	受託工事収益を除いた営業収益の年度平均の固定資産額に対する割合を回数で示す。固定資産の活用状況を見るための指標である。この値は大きい方がよい。	回	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
3027	固定資産使用効率	$(\text{給水量} / \text{有形固定資産}) \times 10,000$	給水量の有形固定資産に対する値である。この値が大きいほど施設が効率的であることを意味するため、値は大きい方がよい。	m ³ /万円	13.1	13.3	13.4	13.4	13.5	13.6	13.8	14.2	14.3	14.3

b) 水道文化・技術の継承と発展

番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3101	職員資格取得度	$(\text{職員が取得している法定資格数} / \text{全職員数})$	職員が一人当たり持っている法定資格の件数を示す。	件/人	2.30	2.33	2.39	2.39	2.48	2.40	2.49	2.80	2.95	2.99
3102	民間資格取得度	$(\text{職員が取得している民間資格取得数} / \text{全職員数})$	職員が一人当たり持っている民間資格の件数を示す。	件/人	0	0	0	0.0070	0.024	0.039	0.047	0.055	0.064	0.072
3103	外部研修時間	$(\text{職員が外部研修を受けた時間} \cdot \text{人数}) / \text{全職員数}$	職員一人当たりの外部研修を受けた時間を示す。	時間	10.2	9.3	8.9	8.2	7.8	13.0	14.0	9.9	10.6	13.0
3104	内部研修時間	$(\text{職員が内部研修を受けた時間} \cdot \text{人数}) / \text{全職員数}$	職員一人当たりが内部研修を受けた時間を示す。	時間	18.9	17.6	13.6	16.2	17.4	19.3	9.7	13.2	5.8	6.8
3105	技術職員率	$(\text{技術職員総数} / \text{全職員数}) \times 100$	技術職員総数の全職員数に対する割合を示す。	%	75.7	74.3	74.3	74.2	74.1	73.6	73.5	72.3	72.9	72.3
3106	水道業務経験年数度	$(\text{全職員の水道業務経験年数} / \text{全職員数})$	職員が平均何年水道業務に携わっているかを示す。水道業務の経験年数により、人的資源としての専門技術の蓄積を表す。	年/人	20.0	19.9	19.9	20.5	20.7	20.9	21.5	21.3	22.3	22.8
3107	技術開発職員率	$(\text{技術開発業務従事職員数} / \text{全職員数}) \times 100$	技術開発業務従事職員数の全職員数に対する割合を示す。	%	*0.35	*0.40	*0.37	*0.36	*0.36	*0.38	*0.47	*0.24	*0.34	*0.41
3108	技術開発費率	$(\text{技術開発費} / \text{給水収益}) \times 100$	技術開発費の給水収益に対する割合を示す。	%	0.11	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.30	0.03
3109	職員一人当たり配水量	$(\text{年間配水量} / \text{全職員数})$	年間で職員一人当たり何m ³ 配水したことになるかを示す。	千m ³ /人	917	959	956	969	967	976	993	1,070	1,084	1,091
3111	公傷率	$[(\text{公傷で休務した延べ人数} \cdot \text{日数}) / (\text{全職員数} \cdot \text{年間公務日数})] \times 100$	公傷(仕事をする上でのけが、病気)で休務した延べ人数・日数の、全職員数と年間公務日数に対する割合で、年間、職員一人当たり公傷で平均何日休務したかを示す。この値は低い方がよい。	%	0	0.091	0	0.023	0.003	0.001	0.019	0.008	0.029	0.016

c) 消費者ニーズをふまえた給水サービスの充実

番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
3203	アンケート情報収集割合	$(\text{アンケート回答人数} / \text{給水人口}) \times 1,000$	給水人口1,000人当たりのアンケート回答人数である。	人/千人	0.59	0.09	0.16	0.20	0.40	0.18	0.30	0.16	0.39	0.00
3204	水道施設見学者割合	$(\text{見学者数} / \text{給水人口}) \times 1,000$	給水人口1,000人当たりの水道施設見学者数である。	人/千人	0	1.0	1.6	1.8	1.9	2.3	2.6	2.7	2.6	1.0
3208	監査請求数	年間監査請求件数	年間の監査請求数で法令に基づくものの件数を示す。	件	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1
3209	情報開示請求数	年間情報開示請求件数	年間の情報開示請求数で法令に基づくものの件数を示す。	件	0	0	0	0	7	1	0	1	2	0

【環 境】

a) 地球温暖化防止、環境保全などの推進														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
4001	配水量1m ³ 当たり電力消費量	総電力量／年間配水量	1m ³ の水を送水するまでに要した電力消費量を示す。この指標には水道事業すべての電力量が含まれるが、その多くは送水、配水のための電力量である。	kWh / m ³	0.58	0.60	0.60	0.59	0.61	0.61	0.63	0.65	0.64	0.65
4002	配水量1m ³ 当たり消費エネルギー	全施設での総エネルギー消費量／年間配水量	1m ³ の水を送水するまでに要した消費エネルギー量を示す。この指標には水道事業すべてのエネルギーが含まれるが、その多くは送水、配水のためのエネルギーである。	MJ / m ³	2.10	2.37	2.37	2.33	2.39	2.40	2.48	2.55	2.52	2.56
4003	再生可能エネルギー利用率	(再生可能エネルギー設備の電力使用量／全施設の電力使用量) × 100	水道事業の中で行っている再生可能エネルギー(自己の水力発電、太陽光発電など)の使用量の全施設で使用しているエネルギー使用量に対する割合を示す。	%	0	0.014	0.014	0.020	0.018	0.020	0.020	0.018	0.016	0.015
4004	浄水発生土の有効利用率	(有効利用土量／浄水発生土量) × 100	浄水場で発生する土を埋め立てなど廃棄処分せず、培養土などとして利用している量の全発生土量に対する割合を示す。この値は高い方がよい。	%	38.2	84.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
4005	建設副産物のリサイクル率	(リサイクルされた建設副産物量／建設副産物排出量) × 100	水道工事で発生する土、アスファルト、コンクリートなどを廃棄処分せず、再利用している量の全建設副産物量に対する割合を示す。この値は高い方がよい。	%	—	—	—	—	—	—	96.7	98.3	87.2	93.7
4006	配水量1m ³ 当たり二酸化炭素(CO ₂)排出量	[総二酸化炭素(CO ₂)排出量／年間配水量] × 10 ⁶	水1m ³ 当たり水道事業として何gの二酸化炭素を排出したかを示す。	g・CO ₂ / m ³	225	234	233	232	233	222	233	225	243	237

b) 健全な水循環

【管 理】

a) 適正な実行・業務運営														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
5002	配水池清掃実施率	[最近5年間に清掃した配水池容量／(配水池総容量／5)] × 100	清掃した配水池容量の全配水池容量に対する割合を示す。5年で全配水池を一巡するのを目標にしている。	%	0	0	0	0	0	18	34	24	24	24
5003	年間ポンプ平均稼働率	[ポンプ運転時間の総計／(ポンプ総台数 × 年間日数 × 24)] × 100	年間で稼働しているポンプの全ポンプに対する割合を示す。この指標は平均何%稼働しているかを示すが、その値は水量の変動幅、故障などのための予備機などと関係が深い。	%	37.7	39.9	41.3	41.6	41.6	40.0	40.0	41.2	41.3	41.4
5009	浄水場第三者委託率	(第三者委託した浄水場能力／全浄水場能力) × 100	浄水場における法に基づく第三者委託の実施割合を示す。	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

b) 適正な維持管理

番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
5101	浄水場事故割合	10年間の浄水場停止事故件数／浄水場総数	浄水場が事故で過去10年間に停止した件数の総浄水場数に対する割合を示す。この値は低い方がよい。	10年間の件数 / 箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5102	ダクタイル鑄鉄管・鋼管率	[(ダクタイル鑄鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路総延長] × 100	鉄製の水道管であるダクタイル鑄鉄管と鋼管の延長の水道管総延長に対する割合を示す。一般に鉄製水道管は信頼性が高いとされている。	%	67.3	67.0	71.4	72.9	77.3	78.4	78.6	78.5	79.2	79.9
5103	管路の事故割合	(管路の事故件数 / 管路総延長) × 100	管路の年間事故件数の管路延長100kmに対する事故件数を示す。この値は低い方がよい。	件 / 100km	1.1	1.6	1.6	2.2	1.6	1.6	1.1	1.1	2.1	1.6
5104	鉄製管路の事故割合	(鉄製管路の事故件数 / 鉄製管路総延長) × 100	鉄製管路で発生した年間の事故件数の鉄製管路延長100kmに対する事故件数を示す。この値は低い方がよい。	件 / 100km	0.7	1.4	0.7	2.0	1.3	0.6	1.3	1.3	1.3	1.3
5105	非鉄製管路の事故割合	(非鉄製管路の事故件数 / 非鉄製管路総延長) × 100	非鉄製管路(例えば、塩ビ管、ポリエチレン管など)で起きた年間の事故件数の非鉄製管路延長100kmに対する事故件数を示す。この値は低い方がよい。	件 / 100km	2.2	2.3	5.5	2.8	3.3	6.6	0.0	0.0	6.8	3.4
5110	設備点検実施率	(電気・計装・機械設備等の点検回数 / 電気・計装・機械設備の法定点検回数) × 100	電気機械などの点検した回数の法定点検回数に対する割合を示す。この指標は通常100%以上でなければならない。	%	194	201	201	201	201	201	201	201	201	201
5111	管路点検率	(点検した管路延長 / 管路総延長) × 100	年間で点検した管路延長の総延長に対する割合を示す。この値は点検の内容と併せて考慮する必要がある。	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
5112	バルブ設置密度	バルブ設置数 / 管路総延長	管路総延長1km当たりに対するバルブの設置数を示す。	基 / km	*3.6	*3.7	*4.0	*4.0	*4.1	*4.1	*4.3	*4.3	*4.5	*4.7

【国 際】

a) 技術の移転														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
6001	国際技術等協力度	人的技術等協力者数 / 滞在週数	協力した人数と滞在日数(週)の積で示し、水道事業に関する海外技術協力及び国際貢献度を示す。	人・週	0	27	30	53	23	0	0	0	0	0

b) 国際機関、諸国との交流														
番号	業務指標の項目	指標の定義 (算式)	指標の解説	単位	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
6101	国際交流数	年間人的交流件数	人的交流の件数で示し、水道事業に関する国際交流の取り組み度合いを示す。	件	2	2	2	4	5	4	3	3	2	2

第3 監査の結果及び意見

1. 財政状況について

最初に、平成21年度阪神水道企業団水道事業会計決算（平成22年12月企業団議会において認定）の内容を基にして、下記のとおり掲記する。

1. 勘定形式（百万円単位、一部科目を区分掲記）で作成した（1）平成21年度資本的収入及び支出（税込み）（2）平成21年度貸借対照表（3）平成21年度損益計算書（税抜き）
2. 採用している主要な作成基準（会計処理）について列記
3. 主要科目の内容について作成した勘定明細書

財政状態及び経営成績の実態につき、上記のそれぞれの問題点を示し、判断するための資料を提供するため、作成したものである。各箇所において、必要に応じ「コメント」を付けた。

要改善事項、留意事項については、数箇所に関連している事項が多いので、重複することも有るが、それぞれの箇所ごとに、【意見】を記載した。

① 平成21年度資本的収入及び支出

資本的収入				資本的支出		
科目	金額	構成比(%)		科目	金額	構成比(%)
企業債	3,421	44.3%	21.1%	水道改良費	2,951	18.2%
出資金	2,833	36.6%	17.5%	水道拡張費	3,936	24.3%
神戸市出資金	1,725			企業債償還金	5,241	32.4%
尼崎市出資金	362			投資	3	0.0%
西宮市出資金	555			水利負担金	4,075	25.1%
芦屋市出資金	188			国庫補助金返還金	2	0.0%
国庫補助金	1,476	19.1%	9.1%			
固定資産売却代金	1	0.0%	0.0%			
基金収入	3	0.0%	0.0%			
資本的収入計	7,735	100.0%	47.7%	資本的支出計	16,211	100.0%
資本的収支不足額	8,476		52.3%			
補てん財源 ※1						
当年度分消費税及び地方消費税	379		2.3%			
資本的支出調整額						
過年度分損益勘定留保資金	3,812		23.5%			
当年度分損益勘定留保資金 ※2	4,284		26.4%			
補てん財源計	8,476		52.3%			
資本的収入及び補てん財源計	16,211		100.0%	資本的支出計	16,211	100.0%

（コメント）

※1. 補てん財源の主たる中身は減価償却費、資産減耗費である。

※2. 平成21年度の補てん財源当年度発生額、7,920百万円（主な内訳、損益計算書の減価償却費8,344百万円、資産減耗費149百万円、当年度損失△568百万円）のうち、4,284百万円を当年度補てんし、残額3,636百万円が当年度末資金残額とされている。この残額が次年度（平成22年度）の補てん財源（過年度損益勘定留保資金）になる。なお、資金残額については貸借対照表の意見（次頁）参照。

他の 参照「PI」 番号 3006（繰入金比率）

② 平成 21 年度貸借対照表

資 産			負 債・資 本		
科目	金額	構成比(%)	科目	金額	構成比(%)
有形固定資産	189,125	81.1%	固定負債	89,292	38.2%
土地	8,707		企業債 ※1	88,331	
建物	11,552		長期未払金(割賦負担金) ※2		
構築物	119,725		引当金	961	
機械及び装置	39,630		退職給与引当金	288	
車両運搬具	5		修繕引当金	672	
器具備品	251		流動負債	11,612	5.0%
建設仮勘定	9,253		未払金	6,172	
無形固定資産	32,171	13.8%	(うち工事未払金)	5,436	
水利権 ※2	31,543		前受金	5	
地上権	330		預り金	58	
施設利用権	296		1年内償還企業債 ※1	5,377	
電話加入権	1		1年内償還割賦負担金 ※2		
投資	1,152	0.5%	負債合計	100,904	43.2%
出資金	70		資本金	80,993	34.7%
長期貸付金	618		自己資本金	80,993	
基金	463		(うち4市出資金)	68,559	
固定資産合計	222,449	95.3%	神戸市出資金	43,719	
			尼崎市出資金	10,704	
			西宮市出資金	8,939	
			芦屋市出資金	5,196	
流動資産	10,895	4.7%	剰余金	51,446	22.1%
現金預金	10,770		資本剰余金	65,544	28.1%
未収金	62		国庫補助金	62,237	
貯蔵品	62		工事負担金	3,068	
仮払金	0		受贈財産評価額	6	
流動資産合計	10,895	4.7%	その他資本剰余金	231	
資産合計	233,345	100.0%	欠損金	-14,097	-6.0%
			当年度未処理欠損金	-14,097	
			資本合計	132,439	56.8%
			負債資本合計	233,345	100.0%

減価償却累計額

有形固定資産 90,114 百万円

※1 1年内償還予定額を流動負債に区分掲記した

※2 水利権を取得し、すでに利用しているが、計上(会計処理)されていない科目・金額(要追加計上額)があり、下記の科目につきそれぞれの金額を追加計上(加算)して判断しなければならない。(水利権集計表参照)
 資産 水利権(増加) 16,658 百万円 負債 長期未払金(割賦負担金) (増加) 13,010 百万円
 1年内償還割賦負担金 (増加) 3,648 百万円

【意見 1-1】

- 企業団が作成した水道事業ガイドラインに基づく業務指標(以下「PI」という。)の算定結果の番号 3022(流動比率)(財務安全性をみる一つの指標) H21 は、決算数値に基づき 174.7%となっている。
 ※1 でみると 93.8%、※2 を加味すると 71.4% になる。

- ちなみに、前頁の当年度末資金残高 3,636 百万円は、流動資産(現金預金、未収金、仮払金) 10,833 百万円から流動負債(未払金、前受金、預り金)と引当金の計 7,197 百万円を差し引いた額である。
 上記の※1 と※2 を合わせて、流動負債としてみると、資金残高の金額は、大幅に、異なったものになる。また、流動資産(未収金)についても、分賦金 3 月分を発生主義により未収計上すれば同額増加し、上記比率及び数値に影響を与えることとなる。

他の 参照「PI」 番号 3023(自己資本構成比率) 番号 3024(固定比率)

③ 平成 21 年度損益計算書

平成21年度損益計算書（税抜き） （単位：百万円）

収 益		費 用			
科目	金額	決算書		決算の概要	
		科目	金額	科目	金額
1. 営業収益		2. 営業費用		2. 営業費用	
(1)分賦金	17,857	(1)原水費	1,195	(1)職員給与費	2,200
神戸市分賦金	10,644	(2)浄水費	2,332	(2)浄化費	589
尼崎市分賦金	4,202	(3)配水費	2,112	(3)動力費	1,934
西宮市分賦金	2,252			(4)施設管理費	1,149
芦屋市分賦金	758			(5)委託費	211
(2)その他の営業収益	2	(4)受託工事費	4	(6)受託工事費	4
(3)受託工事収益	4	(5)総係費	1,169	(7)物件費	87
		(6)議会費及び監査費	16	(8)諸費	175
				(9)水源管理負担金	476
		(7)減価償却費	8,344	(10)減価償却費	8,344
		(8)資産減耗費	149	(11)資産減耗費	149
計	17,864	計	15,323	計	15,323
		(営業利益)	2,540	(営業利益)	2,540
3. 営業外収益		4. 営業外費用		4. 営業外費用	
(1)受取利息	9	(1)企業債利息	2,970	(1)企業債利息	2,970
(2)補助金	489	(2)割賦負担金利息	995	(2)割賦負担金利息	995
神戸市補助金	298	(3)雑支出	1	(3)雑支出	1
尼崎市補助金	59				
西宮市補助金	97				
芦屋市補助金	33				
(3)雑収益	156				
計	656	計	3,967	計	3,967
		(営業外収支損失)	3,311	(営業外収支損失)	3,311
		(経常損失)	770	(経常損失)	770
5. 特別利益		6. 特別損失	0	6. 特別損失	0
(1)固定資産売却益	197				
(2)過年度損益修正益	5				
計	202	計	0	計	0
収益計	18,723	費用計	19,291	費用計	19,291
		(当年度損失)	568	(当年度損失)	568
		(前年度繰越欠損金)	13,529	(前年度繰越欠損金)	13,529
		(当年度未処理欠損金)	14,097	(当年度未処理欠損金)	14,097

営業費用の科目・金額は、「決算書」と「決算の概要（財政計画も同じ）」の分類が異なるので、並記して作成。
以下、決算の概要及び財政計画で、形態別分類している数値を、主として使用する。

【意見 1-2】

営業利益（営業収益 17,864 百万円－営業費用 15,323 百万円）2,540 百万円でプラスとなっているが、営業外収支（営業外収益 656 百万円－営業外費用 3,967 百万円）マイナス 3,311 百万円で営業収益が営業外損失を吸収できていないため、経常損失、当年度損失が生じている。

換言すれば、営業費用のうち多額の減価償却費、資産減耗費、営業外費用（企業債利息 2,970 百万円、割賦負担金利息 995 百万円）を営業収益（分賦金）で回収できていないことに尽きる。

要は、営業費用のうち、減価償却費、資産減耗費と営業外費用の支払利息（企業債利息、割賦負担金利息）を営業収益（分賦金）と営業外収益、繰出金（補助金）で負担（回収）できるか、するかに掛かっている。このことは、過去（10 年間）、現在（平成 21 年度）だけの問題ではなく、今後も継続する問題である。

【参照（P I）】

番号 3001 営業収支比率	番号 3002 経常収支比率	
番号 3003 総収支比率	番号 3004 累積欠損金比率	番号 3005 繰入金比率
番号 3009 給水収益に対する企業債利息の割合		
番号 3010 給水収益に対する減価償却費の割合		
番号 3014 供給単価	番号 3015 給水原価	番号 3013 料金回収率

④ 採用している重要な会計方針

<会計処理について>

採用した会計処理（方針）が、企業団の経済活動の実態を適切に表わすものでなければならぬ。また、いずれの会計処理（方法）を選択適用したかによって、決算（財務諸表）に記載される金額は異なったものになる。

企業団の会計処理方針について、纏まった文書（規程）は、十分には整備されていないので、主要かつ重要な項目について、実際に採用している方法を列記する。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券として国債、兵庫県債等を保有し、基金に計上している。これについては、個別法に基づく原価法を採用している（地方公営企業法施行規則第3条第1項（固定資産の評価基準））。

2. たな卸資産（貯蔵品）の評価基準及び評価方法

管類については、個別法に基づく原価法、浄化薬品類については、先入先出法に基づく原価法を採用している。（財務規程第71条第1項（取得価格）、同第72条（庫出価格）、地方公営企業法施行規則第4条第1項（たな卸資産の評価基準）、同第5条（払出価格））。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産については、取得年度の翌年度から定額法（残存価格10%）による間接償却を行っている。

(2)無形固定資産（水利権については、割賦負担金等の償還時に計上）については、取得年度の翌年度から定額法により、直接償却を行っている。

(3)ただし、国庫補助金充当固定資産については、みなし償却を適用している。この場合の国庫補助金は、交付を受けた年度に資本剰余金に計上し、当該資産の除売却等による減少年度に取崩しを行っている。

（財務規程第127条（減価償却）、同第128条（方法）、同第129条（残存価格）、同第130条（開始年度）、地方公営企業法施行規則第6条（減価償却）、同第7条（固定資産の減価償却の方法）、同第8条（有形固定資産の減価償却額）、同第8条第4項（有形固定資産のみなし償却）、同第9条（無形固定資産の減価償却額）、同第9条第3項（無形固定資産のみなし償却））

4. 引当金の計上基準及び算定方法

(1)修繕引当金

毎事業年度修繕費に不用額を生じた場合にその全額を修繕引当金として計上し、漏水等の予見できない事故その他により速やかに修繕工事を行うべき場合であって、流用その他の方法による予算措置が困難な場合または事業年度間の修繕費について平準化を図る場合に、修繕引当金の残額を勘案して取り崩しを行っている（修繕引当金に関する要綱第2条（引当て）、第3条（取崩し））。すなわち、修繕費の未執行残高があった場合に引当金を計上し、予算外の修繕費があった場合に引当金の取崩しを行っている。

(2)退職給与引当金

平成 27 年度までに見込まれる退職者に係る退職手当所要額の年平均額を退職給与引当金として計上し、退職による実支給額が予算額を超える額がある場合に取り崩しを行っている。

5. 分賦金の計上基準

構成 4 市からの分賦金は、毎年 3 月から翌年 2 月までの(1 年間)給水量に基づき計上している(分賦金の徴収取扱要領 2)。

(注) 毎年 3 月分の給水量(分賦金)は、未収計上(発生主義)せず、現金基準で計上。

6. 原価計算の方法

財務規程第 155 条において、「水道事業の原価計算については、別に定める。」と規定されているが、具体的な定めはない。

7. リース取引

本庁において、コピー機をリースしている。これは、所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引)に該当し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理

(1)予算関係は税込処理を採用している(地方自治法第 210 条(総計予算主義の原則))。

(2)決算関係は税抜処理を採用している(地方公営企業法施行規則第 10 条(消費税及び地方消費税の整理))。

9. 担保に供している資産

担保に提供している資産は、ない。

10. その他

- ア. 割賦負担金 : 現金基準により、支出(返済)時に会計処理している。
- 水利権 : 現金基準により計上。水利権が発生していない場合も支出があれば水利権に計上している。
- イ. 長期貸付金の未収利息 : 計上していない。(現金基準により入金時に会計処理。)
- ウ. 分賦金(分賦割合) : 給水原価については、原価計算の定めはなく、いわゆる「資金ベース」で算定している。

【意見 1-3】会計処理の基準について

企業団の経営に係る事業の実態(財政状態、経営成績)を、適正に表示して、会計の原則に則った適正な経理が実施され、経済性を発揮できるように、官庁会計(現金主義会計)から公営企業会計(発生主義会計)への観点から、現行の処理基準を整理、見直し、規定の無いものは追加した、基本ルール「会計処理の基準」を整備・策定されたい。

⑤ 勘定明細

(ア) 有形固定資産（「資産管理について」参照）

(イ) 水利権（「水利権集計表」、「割賦負担金について」参照）

水利権集計表

（単位：円）

名 称	配分水量 (m ³ /s)	価 格	国庫補助	減価償却累計	簿 価
淀川河水統制	5.350	0	0	0	0
長柄可動堰改築工事負担金	0.965	82,533,298	0	82,533,298	0
高山ダム建設事業割賦負担金	0.672	778,789,570	0	760,036,265	18,753,305
青蓮寺ダム建設事業割賦負担金	0.309	413,430,905	0	397,244,619	16,186,286
正蓮寺川利水事業割賦負担金	0.654	354,496,227	0	334,231,733	20,264,494
琵琶湖総合開発調査負担金	5.114	3,000,000	0	3,000,000	0
琵琶湖総合開発下流負担金		8,429,767,315	0	7,995,055,524	434,711,791
琵琶湖開発事業割賦負担金		30,587,649,101	0	9,481,348,301	21,106,300,800
同上（未償還分）※1		(9,427,077,321)	(0)	(0)	(0)
同上（二次）（未償還分）※1		(517,436,270)	(0)	(0)	(0)
日吉ダム水源地域対策基金負担金	0.754	55,449,765	0	51,369,813	4,079,952
日吉ダム下流負担金		868,727,000	0	786,772,000	81,955,000
日吉ダム建設事業割賦負担金		3,862,920,235	0	970,132,748	2,892,787,487
同上（未償還分）※1		(5,613,554,862)	(0)	(0)	(0)
同上（二次）（未償還分）※1		(1,100,543,938)	(0)	(0)	(0)
猪名川総合開発事業負担金※2		10,406,143,770	3,550,778,572	3,877,412,623	6,528,731,147
丹生ダム下流負担金		464,294,000	0	226,398,000	237,896,000
丹生ダム建設事業負担金※2		434,416,125	147,672,000	235,281,014	199,135,111
丹生ダム水源地域対策基金負担金		6,413,532	0	3,848,112	2,565,420
合 計	13.818	56,748,030,843 (16,658,612,391)	3,698,450,572	25,204,664,050	31,543,366,793

【意見 1-4】

※1. 琵琶湖開発事業割賦負担金及び日吉ダム建設事業割賦負担金については、支払いの都度、水利権に計上し減価償却を行っている。この方法は特に会計上の根拠に基づくものではなく、高山ダム割賦負担金（昭和45年～平成4年度）、青蓮寺ダム割賦負担金（昭和46年度～平成5年度）及び正蓮寺川利水割賦負担金（昭和47年度～平成6年度）の経理方法を踏襲したものである。

水利権は発生しているので、16,658百万円は、会計上、水利権及び長期未払金（割賦負担金）に計上すべきものである。

割賦負担金※1（琵琶湖開発事業、日吉ダム建設事業）の償還等について

過年度実績（残高、元利償還額）

企業団作成資料（税抜、単位：百万円）

区分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
割賦負担金										
年度末残高	40,524	38,787	36,949	35,005	32,948	30,281	27,446	24,542	20,607	16,658
琵琶湖開発事業	30,746	29,297	27,759	26,127	24,395	22,067	19,585	17,048	13,495	9,944
日吉ダム建設事業	9,778	9,490	9,190	8,878	8,553	8,214	7,861	7,494	7,112	6,714
元金償還金	1,642	1,737	1,838	1,944	2,057	2,667	2,835	2,904	3,935	3,949
琵琶湖開発事業	1,365	1,449	1,538	1,632	1,732	2,328	2,482	2,537	3,553	3,551
日吉ダム建設事業	277	288	300	312	325	339	353	367	382	398
利息	2,284	2,188	2,088	1,981	1,869	1,733	1,574	1,431	1,230	995
琵琶湖開発事業	1,923	1,839	1,750	1,656	1,556	1,434	1,289	1,138	951	732
日吉ダム建設事業	361	349	338	325	313	299	285	293	279	263
元利償還金	3,926	3,925	3,926	3,925	3,926	4,400	4,409	4,335	5,165	4,944
琵琶湖開発事業	3,288	3,288	3,288	3,288	3,288	3,762	3,771	3,675	4,504	4,283
日吉ダム建設事業	638	637	638	637	638	638	638	660	661	661

今後の償還予定（繰上げ償還を含む）

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
割賦負担金										
年度末残高	13,010	9,625	6,737	5,579	4,362	3,820	3,256	2,670	2,060	1,426
琵琶湖開発事業	6,710	3,756	1,351	695	0	0	0	0	0	0
日吉ダム建設事業	6,300	5,869	5,386	4,884	4,362	3,820	3,256	2,670	2,060	1,426
元金償還金	3,648	3,385	2,888	1,158	1,217	542	564	586	610	634
琵琶湖開発事業	3,234	2,954	2,405	656	695	0	0	0	0	0
日吉ダム建設事業	414	431	483	502	522	542	564	586	610	634
利息	770	566	373	259	202	152	131	108	85	61
琵琶湖開発事業	523	336	161	66	29	0	0	0	0	0
日吉ダム建設事業	247	230	212	193	173	152	131	108	85	61
元利償還金	4,418	3,951	3,261	1,417	1,419	694	695	694	695	695
琵琶湖開発事業	3,757	3,290	2,566	722	724	0	0	0	0	0
日吉ダム建設事業	661	661	695	695	695	694	695	694	695	695

※2. 猪名川総合開発事業負担金及び丹生ダム建設事業負担金については、各事業の廃止（撤退）は確定しているが、追加拠出又は、還付額について協議中であり、その額は確定していない。負担金のうちに既に拠出した額が水利権に計上されているが、水利権は発生していない。

① 猪名川総合開発事業について

- ・ 猪名川総合開発事業は、平成 15 年度までに約 107 億円（税込み）の負担を行ってきた。
- ・ 平成 16 年度以降は建設負担金を猶予されている。
- ・ 河川整備計画策定（平成 21 年 3 月）以降に具体的な協議を行っている。
- ・ 国土交通大臣に対しても要望し、協議開始当初と比較してある程度の還付される協議内容となってきた。
- ・ しかしながら、治水者側の負担が増大することになり、国だけでなく、大阪府や兵庫県との協議・調整も困難を極めている。
- ・ 今後も、構成市と連携しながら協議を継続し負担軽減に努力していく。

(計画諸元等)

- ・ 国土交通省直轄の特定多目的ダム
- ・ 総貯水量：17,600,000 m³・堤高 79.0m
- ・ 総事業費 500 億円(計画)
- ・ 阪神水道企業団負担額(計画)137.5 億円(500 億円×27.5%)

- ・ 平成 20 年度までの実施事業費約 416 億円
(その内、阪神水道企業団負担額 416 億円×27.5%=114 億円)
(用地取得 99%、導水トンネル 99%、付替道路・工用道路 60%)
- ・ 平成 15 年度の負担金支払額約 107 億円(1/3 国庫補助、1/3 繰出金、1/3 起債)
- ・ 平成 16 年度～20 年度までの負担すべき追加費用約 7 億円(114 億円－107 億円)
- ・ 撤退に伴って利水へ還付される額(推定) X 億円
(0< X－7 億円< 支払済額の 10%)

参考

猪名川総合開発事業関係の負担金精算 (試算)

企業団資料

① 取得価額 (水利権計上額)	10,406,143,770 円
② 減価償却累計額	3,877,412,623 円
③ 簿価 (平成 21 年度末)	6,528,731,147 円
④ 平成 22 年度減価償却費	342,768,246 円
⑤ 簿価 (平成 22 年度末)	6,185,962,891 円
⑥ 国庫補助金	3,550,778,572 円
⑦ 平成 23 年度に精算されると仮定すると、特別損失の額は 簿価 (平成 22 年度末)－国庫補助金を差し引いた額 2,635,184,319 円から、 上記の推定還付金 (X) 円を控除した金額。	

② 丹生ダム建設事業の精算協議について

- ・ 丹生ダム建設事業は、平成 6 年度から水資源機構に事業主体が移り、事業費は水資源機構が立替え、ダム事業終了後に負担金を精算するシステムのため、事業費を支払っていない。
- ・ 河川整備計画 (平成 21 年 3 月公表) の中で「ダム型式の最適案を決めるための調査・検討を行う」となっており、事業見直しに向けての協議が開始されていなかった。
- ・ 同じ利水者である大阪府と京都府と共に、水資源機構に対して撤退に関する基本的な考え方等を示すよう要望してきた。
- ・ しかしながら、国における、ダム事業の見直しを進める 143 のダム事業に入っており、方針が定まらない状況である。
- ・ 国土交通大臣に対しても協議に入るよう要望している。方針がいつ決まり、具体的な協議が開始されるかの見通しは立っていない。

(計画諸元等)

- ・ 水資源機構の多目的ダム
- ・ 総貯水容量：150,000,000 m³、堤高 145.0m
- ・ 総事業費 1,100 億円(計画) 平成 21 年度までの実施事業費 約 560 億円
- ・ 阪神水道企業団負担額(計画)85.8 億円(1,100 億円×7.8%)

参考

丹生ダム開発事業関係の負担金 (一次) 精算 (試算) 企業団資料

- 精算協議を開始することは出来ない状況下で、他の利水者とも連携し協議してきた結果、建設利息の増加を止める方法として負担金の支払いを開始すれば、建設利息を止めることが示され、当企業団としては精算協議に時間を要することを想定して、支払いを開始することとした。
- 今後、精算協議後、精算額が確定し、支払いの見直しが行われる。

撤退負担金

(単位：千円)

		平成 17 年度まで	(参考) 平成 21 年度まで
全体	①事業費 (支出等)	53,434,688	56,015,805
	②収入等	90,686	101,833
	③差引の事業費 (①－②)	53,344,001	55,913,972
阪神水道 企業団	④阪水対象分 (③×7.8%)	4,160,832	4,361,290
	⑤補助金等	2,311,616	2,393,738
	⑥建設元金 (④－⑤)	1,849,216	1,967,552
	⑦建設利息 (平成 22 年度まで)	597,930	← 増加を防止する
	撤退負担金 (⑥+⑦)	2,447,146	

(コメント)

- ・ 撤退負担金 2,447,146 千円は、平成 23 年度に計上する場合の特別損失の額である。
- ・ 負担金の支払い方法は、期間 30 年の割賦支払いを予定している。

丹生ダム建設事業に係る特別損失額（平成 23 年度に計上する場合）（千円）

	貸借対照表額 (H22 末)	国庫補助金	特別損失
丹生ダム建設事業負担金 ^(※1)	184,798	147,672	37,126
丹生ダム下流負担金 ^(※2)	214,681		214,681
丹生ダム水源地域対策基金負担金 ^(※3)	2,245		2,245
丹生ダム建設事業割賦負担金 ^(※4)	—		2,447,146
合 計	401,724	147,672	2,701,198

※1：事業主体が旧建設省であった時に、特定多目的ダム法に基づき負担した。

※2：「淀川水系高時川丹生ダムに係る水源地域対策特別措置法 12 条 1 項」に基づき、平成 8 年度から 15 年度に負担。土地改良事業、治山事業、治水事業、道路整備事業等を実施。

※3：「淀川水系高時川丹生ダム建設に伴う財団法人淀川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担に関する協定書」に基づき、平成 9 年度に負担。集団移転宅地内環境整備事業等の事業を実施。

【意見 1－5】

- ・※1、※2、※3、は、過年度に支出し、水利権に計上されているもので、水利権はなく、事業撤退により、特別損失処理すべきものである。
- ・※4 前頁の撤退負担金で、支出を伴うと同時に、特別損失処理すべきものである。

(ウ) 長期貸付金 (滋賀県造林公社)

名称	社団法人滋賀県造林公社		
設立年月	昭和 40 年 4 月 (企業団加入 昭和 43 年 3 月)		
目的	琵琶湖周辺において造林、育林等を行うことにより、水源涵養機能を高め、森林資源を造成すること等		
構成団体	滋賀県、大阪府、兵庫県、阪神水道企業団を含む 21 団体		
出資口数・出資金	1,880 口 (1 口 1 万円)	1,800 万円	
	企業団の出資口数 71 口	71 万円	

企業団の出資と貸付の経緯

設立の目的に照らし、水源涵養の機能を分担していくため、兵庫県内の下流団体と協力・連携し、出資及び必要資金の貸し付けを行ってきた。

特定調停申立ての経緯

当初見込んだ計画とは異なり、木材価格減少が続く等、厳しい経営状況となり、多額の債務が累積したため、平成 19 年 11 月 12 日特定調停申立てがあり、今後経営が継続できる水準の債権放棄を求めたものである。

調停内容の概要

将来の伐採計画に基づき、平成 27 年から平成 63 年度までの伐採収入を基に償還予定の額を現在価値に割り引いた上で償還し、残りの債権は放棄する。

(阪神水道企業団分) 債権放棄等

(企業団資料)

	債権額 (円)	弁済額 (円)	放棄額 (円)	放棄率 (%)
元金残高	618,473,714	110,210,941	508,262,773	82.2
未払い利息	681,497,936	0	681,497,936	100.0
合計	1,299,971,650	110,210,941	1,189,760,709	91.5

※ 未払い利息については、平成 22 年 3 月 31 日現在の既発生利息であり、最終的な額は調停成立までの既発生利息の額となる。

※ 弁済日 平成 23 年 5 月 20 日 (金) 一括払い

【意見 1-6】

放棄額のうち、得べかりし利息 681,497,936 円は未収利息に計上されていないので、実質的に放棄 (損失) であるが、会計処理上、元金残高放棄額 508,262,773 円が回収不能損失額となる。

(エ) 企業債（「企業債の状況」、「企業債残高（利率別・種類別）」、「企業債償還実績及び予定」、「水利権・企業債・国庫補助金等の関連一覧表」）

企業債の状況（平成 21 年度末）

企業団作成（単位：千円）

発行種別	発行額	償還額	未償還残高
第 4 期事業債 迄	21,790,805	21,790,805	0
第 5 期事業債	120,576,000	46,642,762	73,933,237
第 5 期事業借換債	1,250,400	1,175,210	75,189
琵琶湖総合開発事業 下流負担金債	7,509,000	5,320,173	2,118,826
日吉ダム下流 負担金債	787,000	387,542	399,457
猪名川総合開発事業 負担金債	3,556,000	734,287	2,821,712
丹生ダム建設事業 負担金債	147,000	49,822	97,177
施設整備事業債	20,595,000	7,255,238	13,239,761
施設整備事業 借換債	146,000	122,583	23,416
災害復旧事業債	1,773,000	843,467	929,532
特定資金公共 事業債	2,172,083	2,172,083	0
合 計	180,302,288	86,593,976	93,708,311

【参考】、企業債償還年次計画

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
企業債償還金	5,241,815	5,377,716	5,514,661	5,768,451	6,024,740	6,081,432	6,140,546	5,937,124	5,729,474	5,496,341	5,270,462
企業債利息	2,970,405	2,880,749	2,836,234	2,677,004	2,537,849	2,392,742	2,298,392	2,189,551	2,133,605	2,091,922	2,015,746
公債費計	8,212,220	8,258,465	8,350,895	8,445,455	8,562,589	8,474,174	8,438,938	8,126,675	7,863,079	7,588,263	7,286,208

(注) H21…決算額、H22…当初予算額、H23以降…現行財政計画に基づく償還予定

未償還企業債残高の種類別利率・償還終期等

企業団資料から作成（単位：百万円）

種類	発行年月日	発行総額	当年度 償還高	償還高 累計	未償還 残高	利率	償還終期
第5期上水道 布設債	S.61.3.24 ～H.22.3.30	105,577	4,067	31,644	73,933	1.2 ～6.7	H.26.3.20 ～H.50.3.20
第5期上水道 布設借換債	H.18.8.31	358	165	282	75	2.55	H.23.3.20
日吉ダム 下流負担金債	S.62.3.25 ～H.6.3.23	787	37	388	399	3.75 ～6.7	H27.3.20 ～H34.3.20
猪名川総合開発 事業負担金債	H.4.3.26 ～H.16.3.30	3,556	129	734	2,822	1.2 ～5.65	H32.3.20 ～H44.3.20
丹生ダム建設 事業負担金債	H.5.3.25 ～H.6.3.23	147	5	50	97	3.65 ～4.4	H35.3.25 ～H36.3.1
琵琶湖総合開発 事業下流負担金債	S.61.3.25 ～H.3.27	3,905	164	1,716	2,189	4.4 ～6.6	H28.3.25 ～H37.3.1
施設整備事業債	S.61.3.24 ～H.22.3.30	17,500	528	4,260	13,240	1.2 ～6.7	H.26.3.20 ～H.52.3.20
施設整備事業 借換債	H.18.8.31	120	28	97	23	2.55	H.23.3.20
災害復旧事業債	H.7.5.26 ～H.10.3.25	1,773	118	843	930	2.1 ～3.85	H27.3.25 ～H30.3.1
合計		133,722	5,241	40,014	93,708		

【意見1-7】

上記は企業債現在残高についてのものであるが、企業団では費用（支払利息）縮減の一環として、企業債及び割賦負担金の繰上償還をおこなっている。次表の利率別明細のうちから実行可能で効果のあるものから実施して、金利負担と負債の圧縮を計ること、一方、償還に加えて、新たに丹生ダム事業の廃止、精算に伴う撤退負担金（未払元金、利息の追加）が加わり、爾後の金利発生を避けるためのものであるが、余裕財源はなく、資金確保のため、抜本的な財源確保と再び割賦負担金方式と借入金又は企業債（起債）に因らざるを得なくなれば、金利負担の低減は今後も困難なものになる。撤退負担金と、既に支出し水利権に計上した額を併せて、損失処理（特別損失 2,701 百万円）しなければならず、財政状態、経営成績は更に悪化することとなる。

企業債残高（利率別）

企業団資料を編集して作成

（平成22年3月31日現在 単位：円）

	政府資金	地方公共団体	合計	
	財務省（旧大蔵省）	金融機構		
総発行額	78,768,447,200	94,837,400,000	※ (180,302,288,000) 173,605,847,200	
償還額	34,151,015,453	45,746,520,475	※ (86,593,976,728) 79,897,535,928	
未償還額	44,617,431,747	49,090,879,525	93,708,311,272	
未償還額 構成比率	47.61%	52.39%	100.00%	
利率別 内訳	1.20%	1,252,508,060	857,053,082	2,109,561,142
	1.30%	2,297,052,797		2,297,052,797
	1.65%		242,842,283	242,842,283
	1.70%		5,794,094,791	5,794,094,791
	1.80%	368,344,484		368,344,484
	1.90%		1,499,855,393	1,499,855,393
	1.95%		46,676,213	46,676,213
	小計	3,917,905,341	8,440,521,762	12,358,427,103
	2.00%	13,574,301,298	5,881,456,222	19,455,757,520
	2.10%	10,607,273,592	7,675,653,897	18,282,927,489
	2.15%		413,800,000	413,800,000
	2.20%	599,154,527	3,537,970,381	4,137,124,908
	2.30%		14,000,000	14,000,000
	2.40%	2,329,630,058		2,329,630,058
	2.55%		98,606,571	98,606,571
	2.90%		2,033,481,913	2,033,481,913
	小計	27,110,359,475	19,654,968,984	46,765,328,459
	3.10%	1,084,607,134		1,084,607,134
	3.15%	648,817,547		648,817,547
	3.25%		2,498,068,952	2,498,068,952
	3.40%	320,206,533		320,206,533
	3.65%	262,368,813		262,368,813
	3.75%		553,485,917	553,485,917
	3.85%	18,331,444		18,331,444
	小計	2,334,331,471	3,051,554,869	5,385,886,340
	4.30%	102,121,202		102,121,202
	4.40%	1,686,971,161	1,911,626,647	3,598,597,808
	4.50%		2,736,881,693	2,736,881,693
	4.65%	2,173,272,784		2,173,272,784
	4.70%		47,045,627	47,045,627
	4.75%		2,516,065,235	2,516,065,235
	4.85%	1,409,425,402		1,409,425,402
	4.95%		1,598,577,162	1,598,577,162
	小計	5,371,790,549	8,810,196,364	14,181,986,913
	5.00%	1,049,010,086		1,049,010,086
	5.10%		1,392,152,817	1,392,152,817
5.20%	864,805,772	413,203,986	1,278,009,758	
5.40%		1,401,841,039	1,401,841,039	
5.50%	968,745,890		968,745,890	
5.65%		1,834,341,279	1,834,341,279	
小計	2,882,561,748	5,041,539,121	7,924,100,869	
6.20%	1,657,510,476		1,657,510,476	
6.30%	708,373,861	1,473,817,176	2,182,191,037	
6.40%		801,408,710	801,408,710	
6.60%	634,598,826		634,598,826	
6.70%		1,816,872,539	1,816,872,539	
小計	3,000,483,163	4,092,098,425	7,092,581,588	
合計	44,617,431,747	49,090,879,525	93,708,311,272	

未償還額平均利率 3.09%（加重平均）

※()内の金額は、償還済み分を合わせた合計額である。

企業債年度別残高元利償還額等

過年度実績

企業団作成資料 (税抜、単位:百万円)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
企業債										
起債	18,128	1,106	2,403	2,175	1,390	1,681	1,952	270	1,697	3,421
償還※	1,505	2,837	3,114	3,563	4,156	5,686	5,999	8,345	6,980	5,241
末残高	123,535	121,804	121,093	119,705	116,939	112,934	108,887	100,812	95,529	93,708
利息※	2,580	4,781	4,663	4,507	4,355	4,140	3,896	3,674	3,197	2,970
元利償還合計	4,085	7,618	7,777	8,070	8,511	9,826	9,895	12,019	10,177	8,211

※平成12年度の企業債償還、利息は建設元利を除く。

平成12年度

(単位:百万円)

	経常元利	建設元利	計
償還	1,505	1,041	2,546
利息	2,580	2,085	4,665

今後の償還等予定 (起債分を含む)

(税抜、単位:百万円)

区 分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
企業債										
起債	1,296	1,282	2,811	2,068	4,498	3,200	4,633	5,332	3,238	3,238
償還	5,377	5,514	5,768	6,002	6,061	6,096	5,889	5,679	5,442	5,213
末残高	89,626	85,394	82,437	78,503	76,940	74,044	72,788	72,441	70,237	68,262
利息	2,881	2,729	2,570	2,431	2,286	2,193	2,087	2,034	1,996	1,923
元利償還合計	8,258	8,243	8,338	8,433	8,347	8,289	7,976	7,713	7,438	7,136

【意見1-8】

前々頁の意見のとおり、今後の償還等(起債、償還、利息支払)予定額は、追加・変更が必要となる。

(オ) 引当金（修繕引当金・退職給与引当金）

年度	期首残高	修 繕 引 当 金			取崩額	期末残高	引当金取崩工事
		予算額	執行額	引当額			
12	480,720,576	1,028,085,000	962,443,383	65,641,617	0	546,362,193	
13					-19,843,000		1 期尼崎送水管漏水防止工事 1 期中部配水管（甲東線）修理工事 1 系浄水池内面補修並びに浄水池連絡弁修理工事
計	546,362,193	980,224,000	859,032,904	121,191,096	-157,143,000	510,410,289	
14					-69,600,000		1 期東部配水管（本線）漏水防止工事 1 期東部配水管（園田線）漏水防止工事
計	510,410,289	1,021,901,000	912,712,910	109,188,090	-159,100,000	460,498,379	
15					-16,830,000		2 期淀川導水管漏水防止工事 1 期東部配水管（本線）漏水防止工事 1 期東部配水管（大庄線）漏水防止工事
計	460,498,379	984,273,000	820,095,020	164,177,980	-125,065,000	499,611,359	
16					-27,000,000		第1ポンプ室基礎地盤空隙充填工事(甲東) 3・4期大道導水路漏水防止工事 3期トンネル芦屋川管理坑修理工事
計	499,611,359	980,811,000	848,437,088	132,373,912	-122,200,000	509,785,271	
17					-45,280,000		1 期中部配水管（甲東線）漏水防止工事 1 期中部配水管（甲東線）漏水防止工事その2
計	509,785,271	978,048,000	849,724,645	128,323,355	-77,280,000	560,828,626	
18					-91,000,000		1 期東部配水管（本線）1 工区漏水防水工事 1 期東部配水管（本線）2 工区漏水防水工事
計	560,828,626	994,512,000	916,078,925	78,433,075	-136,500,000	502,761,701	
19					-19,990,000		5 期芦屋送水路ストレーナ設置工事 3 期甲東送水路漏水防止工事 1 期淀川導水管路撤去工事
計	502,761,701	993,936,000	901,814,202	92,121,798	-90,890,000	503,993,499	
20					-17,895,000		送水ポンプ修理工事 3・4期大道導水路漏水防止工事
計	503,993,499	1,182,227,000	1,022,483,267	159,743,733	-75,895,000	587,842,232	
21					-58,600,000		3・4期大道導水路漏水防止工事 1 期中部配水管（鳴尾線）漏水防止工事
計	587,842,232	1,202,449,000	1,029,599,458	172,849,542	-88,600,000	672,091,774	

(注) <会計処理について>「引当金の計上基準及び算定方法」参照。

(コメント) 資産管理について、修繕引当金参照。

年度	期首残高	退 職 給 与 引 当 金			取崩額	期末残高	備 考
		予算額	執行額	引当額			
12	397,200,476	508,428,000	497,806,475	10,621,525	0	407,822,001	1 名 退職 497,806,475
13	407,822,001	263,591,000	249,344,362	14,246,638	0	422,068,639	8 名 退職 249,344,362
14	422,068,639	203,978,000	158,425,852	45,552,148	0	467,620,787	6 名 退職 158,425,852
15	467,620,787	224,357,000	176,397,799	47,959,201	0	515,579,988	8 名 退職 176,397,799
16	515,579,988	252,563,000	224,503,488	28,059,512	-437,620,000	106,019,500	2 名 退職 224,503,488
17	106,019,500	122,255,000	122,254,926	74	-64,067,000	41,952,574	8 名 退職 122,254,926
18	41,952,574	122,321,000	78,552,236	43,768,764	0	85,721,338	4 名 退職 78,552,236
19	85,721,338	152,798,000	121,336,369	31,461,631	0	117,182,969	6 名 退職 121,336,369
20	117,182,969	151,647,000	41,844,370	109,802,630	0	226,985,599	2 名 退職 41,844,370
21	226,985,599	151,647,000	89,689,632	61,957,368	0	288,942,967	4 名 退職 89,689,632

(注) 同上。退職給与金の実支給額は、予算執行額と引当金取崩額の合計額である。

【意見1-9】 計上基準は、「退職給付に係る会計基準」における（簡便法）とは異なるが、試算。

平成 21 年度に引当てるべき額	
平成 21 年度末在職者の普通退職手当合計額	2,984,411,080 円
平成 20 年度末同上者の普通退職手当合計額	2,921,705,835 円
差引 費用計上額（基準）	62,705,245 円
残高基準期末自己都合要支給額（100%）とした場合	
平成 21 年度末に退職給与引当金として負債計上額	2,984,411,080 円

基準は、全く異なるが、平成 21 年度の引当額は、ほぼ同額、残高は、9.7%である。料金（正常な原価）算定のために、費用計上基準による引当金繰入額を実支給額と、支給に伴う引当金取り崩し額を明瞭に区別表示すること。負債として、残高をいかに保持すべきか（残高基準）を割引率係数、昇給係数等を算定（検討）して、合理的な基準を作成すること。

(カ) 繰出金（出資金・補助金）

出資金 平成21年度末残高（累計額）

（単位 百万円）

	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	計
第5期拡張事業充当分	33,719	7,850	6,884	4,160	52,614
琵琶湖開発事業割賦負担分	5,608	1,851	1,161	486	9,108
猪名川総合開発事業負担金分	2,357	387	463	354	3,562
丹生ダム建設事業負担金充当分	97	16	19	14	147
災害復旧事業費充当分	1,054	466	204	50	1,775
日吉ダム建設事業割賦負担金充当分	882	132	205	130	1,352
合計	43,719	10,704	8,939	5,196	68,559

（注）自己資本金 80,993 百万円に占める出資金の割合は 84.65%である。

補助金（平成21年度受入額及び累計額）

（単位 百万円）

	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	計
平成21年度	298	59	97	33	489
第5期拡張工事充当債利息償還分	97	9	37	13	157
琵琶湖開発事業割賦負担金利息償還分	147	45	39	12	244
日吉ダム建設事業割賦負担金利息償還分	54	5	20	7	87
累計	11,124	2,925	2,264	1,249	17,563
第5期拡張工事充当債利息償還分	3,624	579	754	542	5,501
琵琶湖開発事業割賦負担金利息償還分	6,658	2,215	1,323	581	10,778
日吉ダム建設事業割賦負担金利息償還分	841	130	186	125	1,283

（注）平成21年度企業債利息 2,970 百万円、割賦負担金利息 995 百万円のうち、補助金の割合はそれぞれ 5.3%と 33.3%である。

繰出金（出資金、補助金）の繰出基準について

（注1）第5期拡張事業等に係る構成団体からの繰出金の額は、次のとおりである。

第5期拡張事業等	水源開発事業	出資金 (元金)	補助金 (利息)
拡張事業費（高度処理施設を除く） の 1/3	水源開発事業費の 1/3 ①猪名川総合開発事業 ②丹生ダム建設事業	○	—
拡張事業費（高度処理施設、国庫補助 金を除く）の 1/2		○	—
拡張事業費（H 元年度以前分）の 7/30 に相当する企業債に係る元利償還金		○	○
	水源開発事業 割賦負担元利金の 1/3 ①琵琶湖総合開発事業 ②日吉ダム建設事業	○	○

（注2）災害復旧事業に係る構成団体からの繰出額は、以下のとおりである。

災害復旧事業	出資金 元金	補助金 利息
補助対象事業 : (災害復旧事業費—国庫補助金) の 1/2	○	—
補助対象外事業 : 災害復旧事業費の 1/2		

【意見 1-10】

繰出金は出資金・補助金ともに、構成4市の水道事業会計ではなく、市の一般会計から拠出されている。各市の台所事情もあるが、企業団の財源は分賦金と繰出金（出資金・補助金）の他にはない。企業団の財政状態と経営状況を改善するには、負担について併せて見直さなければならないのではないか。

固定資産・企業債・割賦負担金・国庫補助金・出資金の関連一覧表(平成21年度末残高) (単位:円)

資産科目		資産額	負債		資本	
			企業債	未払割賦負担金	国庫補助金	出資金
無形固定資産		32,171,954,591				
①水利権		31,543,366,793				
割賦負担金	償還済み	琵琶湖	21,106,300,800			9,108,242,000
		日吉	2,892,787,487			1,352,022,000
	未償還	琵琶湖	(9,944,513,591)		(9,944,513,591)	
		日吉	(6,714,098,850)		(6,714,098,850)	
抛出済額(水利権なし)						
猪名川		6,528,731,147	2,821,712,670		3,550,778,572	3,562,281,000
丹生		439,596,531	97,177,155		147,672,000	147,672,000
下流負担金	日吉	86,034,952	399,457,115			
	琵琶湖	434,711,791	2,188,826,761			
	高山	18,753,305				
	青蓮寺	16,186,286				
	正蓮寺	20,264,494				
②地上権		330,572,632			330,572,632	
③施設利用権		296,932,885			212,949,020	
④電話加入権		1,082,281				
有形固定資産(注)		189,125,461,229				
①第5期拡張			74,008,426,962		45,712,589,783	52,614,257,000
②老朽管更新			8,144,018,679		1,989,233,172	
③災害復旧			929,532,103		10,274,907,690	1,775,476,000
④水質検査施設					18,900,000	
⑤その他			5,119,159,827			
合計			93,708,311,272	(16,658,612,441)	62,237,602,869	68,559,950,000

(注) 科目別の固定資産台帳、償却計算データ、決算資料等の検討資料は「4. 資産管理について」参照

国庫補助金決算額(貸借対照表計上額)と固定資産科目別充当内訳との対照による違算

国庫補助金	5抽	災害	管路	猪名川	丹生	水質検査施設	計
決算額①	46,256,111,435	10,274,907,690	1,989,233,172	3,550,778,572	147,672,000	18,900,000	62,237,602,869

国庫補助金充当内訳	5抽	災害	管路	猪名川	丹生	水質検査施設	計
施設用地(事業所)	1,618,498,858	0	0	0	0	0	1,618,498,858
施設用地(管路)	421,212,492	0	0	0	0	0	421,212,492
施設用建物	2,019,301,449	190,076,856	0	0	0	0	2,209,378,305
公舎用建物	0	451,941	0	0	0	0	451,941
原水設備	6,626,571,373	2,271,183,863	695,434,145	0	0	0	9,593,189,381
浄水設備	6,366,491,472	4,068,281,090	0	0	0	0	10,434,772,562
配水設備	12,986,697,469	2,889,696,902	1,116,385,277	0	0	0	16,992,779,648
その他構築物	26,723,811	4,927,100	0	0	0	0	31,650,911
電気設備	2,121,952,164	32,169,958	0	0	0	0	2,154,122,122
ポンプ設備	1,737,727,119	33,900,782	0	0	0	0	1,771,627,901
薬品注入設備	446,122,662	6,416,914	0	0	0	0	452,539,576
量水器設備	74,798,349	51,208,709	0	0	0	0	126,007,058
その他機械装置	9,503,146,369	591,041,460	0	0	0	18,655,000	10,112,842,829
器具備品	4,995,046	546,307	0	0	0	245,000	5,786,353
建設仮勘定	1,765,239,721	0	177,023,750	0	0	0	1,942,263,471
水利権	0	0	0	3,550,778,572	147,672,000	0	3,698,450,572
地上権	330,572,632	0	0	0	0	0	330,572,632
施設利用権	212,948,020	0	0	0	0	0	212,948,020
その他(上記対応詳細不明額)	-28,541,363						-28,541,363
消費税分(内訳及び処理未確定分)	21,653,792		390,000				22,043,792
合計②	46,256,111,435	10,139,901,882	1,989,233,172	3,550,778,572	147,672,000	18,900,000	62,102,597,061

乖離②-①	0	-135,005,808	0	0	0	0	-135,005,808
-------	---	--------------	---	---	---	---	--------------

(注) 乖離額 135,005,808 円は、平成9年度の尼崎浄水場除却時における災害復旧補助金の減額未処理(処理もれ)による。

【意見1-11】

平成22年度要修正項目

国庫補助金(減額) 135,005,808円

過年度損益(資産減耗費)修正益(増加) 135,005,808円

なお、詳細不明額、処理未確定分については、引き続き原因を調査し、しかるべき処理をすること。

⑥ 財政計画と実績損益計算書

【計画】損益計算書推移表（資料：財政計画より作成）

（単位：百万円）

損益計算書科目	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
1. 営業収益										
(1) 分賦金	15,929	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857
(2) その他の営業収益	5	5	5	5	6	6	7	7	3	3
(3) 受託工事収益	0	0	0	0					4	0
計	15,934	17,862	17,863	17,911	17,863	17,863	17,864	17,913	17,864	17,860
2. 営業費用										
(1) 職員給与費	2,298	2,331	2,314	2,318	2,607	2,416	2,441	2,470	2,228	2,242
(2) 浄化費	437	496	537	537	453	454	454	454	514	514
(3) 動力費	3,076	2,865	2,870	2,953	2,027	2,081	2,080	2,084	2,062	2,071
(4) 施設管理費	979	963	1,021	1,034	934	932	968	972	1,125	1,192
(5) 委託費	27	47	47	47	260	151	151	151	246	245
(6) 受託工事費	0	0	0	0					4	0
(7) 物件費	117	118	119	119	107	106	103	99	95	95
(8) 諸費	216	210	214	221	215	224	228	228	205	204
(9) 水源管理負担金	567	581	587	581	521	549	574	544	503	518
(10) 減価償却費	4,920	8,268	8,523	8,803	8,090	8,146	8,298	8,383	8,289	8,348
(11) 資産減耗費	25	16	50	19	85	36	86	20	27	152
計	12,667	15,898	16,286	16,636	15,304	15,098	15,387	15,411	15,302	15,586
営業利益	3,267	1,964	1,577	1,275	2,559	2,765	2,477	2,502	2,562	2,274
3. 営業外収益										
(1) 受取利息	15	19	16	13	6	15	15	15	15	17
(2) 補助金	1,054	1,234	1,171	1,105	1,034	958	878	799	604	491
(3) 雑収益	62	62	61	61	137	120	120	120	145	145
計	1,133	1,315	1,250	1,180	1,177	1,094	1,014	935	765	654
4. 営業外費用										
(1) 企業債利息	2,660	5,405	5,386	5,359	4,371	4,204	4,017	3,794	3,219	3,035
(2) 割賦負担金利息	2,283	2,188	2,088	1,981	1,868	1,748	1,622	1,507	1,230	999
(3) 雑支出	13	13	12	12	1	1	5	1	5	5
計	4,957	7,607	7,487	7,353	6,241	5,954	5,645	5,302	4,455	4,040
営業外収支	-3,824	-6,292	-6,237	-6,173	-5,064	-4,860	-4,631	-4,367	-3,690	-3,386
経常損失	-557	-4,328	-4,660	-4,898	-2,505	-2,095	-2,154	-1,865	-1,128	-1,112
5. 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	674
6. 特別損失	0	452	0	0	0	0	0	0	0	246
予備費	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
特別収支	-5	-457	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	423
当年度純損失	-563	-4,785	-4,665	-4,902	-2,509	-2,099	-2,159	-1,870	-1,132	-689
前年度繰越利益剰余金	948	385	-4,400	-9,066	-6,578	-9,088	-11,187	-13,346	-12,779	-13,912
当年度未処分利益剰余金	385	-4,400	-9,066	-13,968	-9,088	-11,187	-13,346	-15,217	-13,912	-14,601

(注) 4年毎の
財政計画期間

財政計画（平成12～15年度）	財政計画（平成16～19年度）	財政計画 平成20～23年度
-----------------	-----------------	-------------------

【実績】損益計算書推移表（資料：決算の概要より作成）

（単位：百万円）

損益計算書科目	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
1. 営業収益										
(1)分賦金	15,929	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857	17,857	17,906	17,857	17,857
(2)受託工事収益	0	0	0	0	0	0	2	0	1	2
(3)その他の営業収益	5	5	5	6	6	4	5	3	3	4
計	15,934	17,862	17,863	17,912	17,863	17,861	17,865	17,909	17,861	17,864
2. 営業費用										
(1)職員給与費	2,965	2,708	2,663	2,548	2,560	2,282	2,281	2,286	2,210	2,200
(2)浄化費	299	417	425	414	425	498	475	450	533	589
(3)動力費	2,132	2,160	2,037	1,950	1,947	1,879	1,858	1,916	2,045	1,934
(4)施設管理費	982	931	971	939	934	933	944	946	1,129	1,149
(5)委託費	24	86	122	119	208	159	134	176	212	211
(6)受託工事費	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4
(7)物件費	100	101	98	93	90	83	86	88	87	87
(8)諸費	202	195	203	195	193	194	195	186	187	175
(9)水源管理負担金	554	530	523	487	475	486	495	491	495	476
(10)減価償却費	4,925	7,577	7,853	8,063	8,071	8,055	8,168	8,303	8,289	8,344
(11)資産減耗費	20	24	29	21	61	72	142	32	47	149
計	12,207	14,734	14,930	14,833	14,969	14,645	14,786	14,877	15,240	15,323
営業利益	3,727	3,128	2,933	3,079	2,894	3,216	3,079	3,032	2,621	2,541
3. 営業外収益										
(1)受取利息	22	8	3	3	2	3	19	53	37	9
(2)補助金	1,054	1,234	1,171	1,105	1,034	942	843	759	604	489
(3)雑収益	45	58	114	123	129	113	124	125	151	156
計	1,122	1,301	1,289	1,232	1,166	1,060	987	939	794	656
4. 営業外費用										
(1)企業債利息	2,580	4,780	4,663	4,506	4,354	4,140	3,896	3,673	3,196	2,970
(2)割賦負担金利息	2,283	2,188	2,088	1,981	1,868	1,733	1,574	1,430	1,230	995
(3)雑支出	8	8	5	4	1	0	3	0	3	1
計	4,872	6,977	6,757	6,492	6,224	5,874	5,474	5,104	4,429	3,967
営業外収支	-3,750	-5,676	-5,468	-5,260	-5,058	-4,814	-4,487	-4,165	-3,635	-3,311
経常損失	-23	-2,548	-2,535	-2,181	-2,164	-1,598	-1,408	-1,133	-1,014	-770
5. 特別利益	0	4	0	1	0	0	130	0	8	202
6. 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
特別収支	0	4	-432	1	0	0	130	-1	8	202
当年度純損失	-21	-2,543	-2,966	-2,179	-2,164	-1,597	-1,275	-1,135	-1,005	-568
前年度繰越利益剰余金	1,361	1,339	-1,240	-4,170	-6,350	-8,514	-10,112	-11,387	-12,523	-13,529
当年度未処分利益剰余金	1,339	-1,204	-4,170	-6,350	-8,514	-10,112	-11,387	-12,523	-13,529	-14,097

【意見 1-12】

1. 財政計画に沿って実施されている。（4年毎に策定する財政計画に基づく財政運営）
2. 平成13年度（平成13年4月1日）に、分賦金の分賦割合（水道料金の供給単価）を、一立方メートルあたり55円27銭（平成8年10月改定）から61円96銭に改定したことにより、分賦金は1,928百万円増加し、17,857百万円となった。
3. 同年、尼崎浄水場Ⅰ期工事完成等により、減価償却費2,652百万円増加と企業債利息2,200百万円が増加した。
4. 分賦割合の改訂が、3.に十分には対応していない（財政計画及び実績も同様）ため、営業利益の減少と営業外収支の赤字増加により、経常損失、当年度損失が生じた。
5. 分賦割合は、いわゆる「資金ベース」で算定されとおり、3.の増加分を分賦金で回収されず、爾後4年毎の財政計画（見直しの検討が行われた痕跡はあるが）の改訂はなく、この状況は、今日まで継続しており、累積欠損金の増加につながっている。
6. さらに、水利権、長期貸付金、割賦負担金、国庫補助金等に関連して要追加会計処理が、別途多々あり、多額の特別損失の計上と、今後も減価償却費、支払利息の増加（減少しないこと）を見込む必要がある。

7. 財政計画 (plan) は、年度実績 (do) と比較・検証・見直し (check) し、改善の (action) がとられたのか。

今後の、水需要 (必要量)、人口推移、施設の改良・更新の計画的実施、職員給与費・維持管理費等の合理的コスト低減、採算性、「原価主義」の原則に基づく分賦割合の算定等々、実績をふまえた諸要因を分析し、「財政計画期間毎 (4 年間毎) に構成 4 市と十分に協議調整を図った上で、4 カ年計画 (財政計画) を策定し、施策を実施していきます。」(アクションプラン平成 21 年 10 月) と謳っているとおり、抜本的「財政計画」の策定 checked plan とその実行 do and action が、経営健全化のために、必要である。

2. 分賦金（料金）について

阪神水道企業団は、責任水量制（構成 4 市の実受水量に関わらず、構成 4 市との間で定めた年間の「分賦基本水量」に応じて、定額の経費（分賦金）を負担する仕組み）を採用している。（水道用水供給ビジョン～安全な水の安定供給の持続～ 平成 20 年 12 月 6 頁参照）。

なお、「分賦基本水量」は他に、分賦基本水量（責任水量）、計画水量とも記載されている。

「分賦金」を言い換えれば、地方公営企業法施行規則 別表勘定科目、

（款）水道事業収益（項）営業収益（目）給水収益

である。

「分賦割合」は、1 立方メートルあたりの単価、

「分賦基本水量」×「分賦割合」＝「分賦金」 となる。

① 分賦金に関する規定

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量

制 定 昭和 42 年 10 月 14 日 議案第 6 号議決

改 正 平成 12 年 3 月 21 日 議案第 1 号議決

（分賦の原則）

第 1 条 分賦金は、1 年間の給水量に第 2 条に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じた額を分賦する。ただし、1 年間の給水量が分賦基本水量に達しない場合は、分賦基本水量を当該年間の給水量とみなす。

一部改正〔平成元年議案第 1 号議決、平成 9 年議案第 1 号議決〕

（分賦割合）

第 2 条 分賦金の分賦割合は、1 年間の給水量につき、次の各号に掲げる区分に依り当該各号に掲げる割合とする。

- | | | |
|------------------|-------------|-----------|
| (1) 分賦基本水量までの水量 | 1 立方メートルにつき | 61 円 96 銭 |
| (2) 分賦基本水量を超える水量 | 1 立方メートルにつき | 74 円 35 銭 |

一部改正〔昭和 50 年議案第 1 号議決、昭和 57 年議案第 1 号議決、平成 4 年議案第 1 号議決、平成 8 年議案第 1 号議決、平成 12 年議案第 1 号議決〕

（分賦基本水量）

第 3 条 分賦基本水量は、企業団と企業団を組織する市の協議により決定する 1 日に給水する最大量（以下「1 日最大給水量」という。）に 100 分の 70 を乗じて得た水量（1 立方メートル未満の端数水量は、1 立方メートルとする。）に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。

- 2 1 日の給水量が 1 日最大給水量を超えた場合においては、別記の式により算定した水量を前項の分賦基本水量に加算する。

② 分賦基本水量

1日最大給水量は現状の1,128,000立方メートルとし、

算式 (1日最大給水量×70/100×当該年度の日数＝分賦基本水量)により、
各市分賦基本水量としている。

分賦基本水量等の決定について(議決)

平成12年3月21日 議決 平成12年度～15年度

平成16年3月19日 議決 平成16年度～19年度

平成20年3月18日 議決 平成20年度～23年度

各年度の1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定めている。

1日最大給水量および分賦基本水量

(単位 立方メートル)

市別	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市		合計	
	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
平成12年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成13年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成14年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成15年度	672,381	172,264,122	265,436	68,004,996	142,291	36,455,064	47,892	12,270,150	1,128,000	288,994,332
平成16年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成17年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成18年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成19年度	672,381	172,264,122	265,436	68,004,996	142,291	36,455,064	47,892	12,270,150	1,128,000	288,994,332
平成20年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成21年度	672,381	171,793,455	265,436	67,819,190	142,291	36,355,460	47,892	12,236,625	1,128,000	288,204,730
平成22年度	666,381	170,260,455	258,236	65,979,590	157,291	40,187,960	46,092	11,776,725	1,128,000	288,204,730
平成23年度	653,381	167,396,322	243,623	62,416,542	188,504	48,294,798	42,492	10,886,670	1,128,000	288,994,332

(参考注) 「水源開発や施設建設など巨額の先行投資(資本費)を確実に回収する必要があり」、構成4市の実受水量(8頁 給水量実績参照)に関わらず、分賦基本水量で水道料金を計算する「責任水量制」を採用していると前掲「水道用水供給ビジョン～安全な水の安定供給の持続～」に記載している

分賦基本水量 算定の根拠

昭和 42 年 10 月議決

分賦基本水量は、1 日最大給水量に 100 分の 70 を乗じて算定。

根拠

昭和 41 年度（議決の前年度）

1 日最大給水量 641,670 m³（各市の最大給水量の合計）

（内訳） 尼崎市 160,400 m³（8 月 10 日）

神戸市 385,100 m³（8 月 21 日）

西宮市 84,470 m³（8 月 13 日）

芦屋市 11,700 m³（7 月 27 日）

1 日平均給水量 449,297 m³

$$\therefore 449,297 / 641,670 = 0.7002 \text{ (70\%)}$$

この算定方法は、今日まで変更はない。

最大給水量 1,128,000 m³/日は、変更せず、構成 4 市の意見を集約し、配分水量の調整（案）が作成され、前頁の 1 日最大給水量および分賦基本水量（案） として議会に提示、議決され実施している。

（参考）分賦基本水量と実績給水量との推移（比較）

	構成 4 市全体 分賦基本水量(m ³ /年)	実績給水量(m ³ /年)	実績率 (%)
平成 12 年度	288,204,730	280,295,600	97.3%
平成 13 年度	288,204,730	279,895,790	97.1%
平成 14 年度	288,204,730	278,674,470	96.7%
平成 15 年度	288,994,332	276,819,730	95.8%
平成 16 年度	288,204,730	274,831,670	95.4%
平成 17 年度	288,204,730	274,178,710	95.1%
平成 18 年度	288,204,730	273,205,860	94.8%
平成 19 年度	288,994,332	273,612,560	94.7%
平成 20 年度	288,204,730	270,917,950	94.0%
平成 21 年度	288,204,730	270,277,970	93.8%

(参考試算) 分賦割合(分賦金単価)を現行のままにして
収支差額を±0にするための分賦基本水量

損益分岐点計算書

資料: 損益計算書

(単位: 百万円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	固定費	変動費
1.営業収益	17,909	17,861	17,864	53,635		
2.営業外収益	939	794	656	2,389		
3.特別利益	0	8	202	210		
(A)水道事業収益合計	18,848	18,664	18,723	56,235		
1.営業費用	14,877	15,240	15,323	45,441	37,972	7,469
(1)原水費	1,210	1,205	1,195	3,611	2,557	1,054
うち動力費	344	358	350	1,054		1,054
(2)浄水費	2,089	2,253	2,332	6,675	4,255	2,420
うち動力費	274	293	279	846		846
うち薬品費	450	533	589	1,573		1,573
(3)配水費	2,010	2,240	2,112	6,363	2,368	3,995
うち動力費	1,297	1,393	1,304	3,995		3,995
(4)受託工事費	0	1	4	6	6	
(5)総係費	1,216	1,184	1,169	3,570	3,570	
(6)議会費及び監査費	15	16	16	48	48	
(7)減価償却費	8,303	8,289	8,344	24,936	24,936	
(8)資産減耗費	32	47	149	229	229	
2.営業外費用	5,104	4,429	3,967	13,502	13,502	
(1)支払利息	5,104	4,426	3,966	13,497	13,497	
(2)雑支出	0	3	1	4	4	
3.特別損失	1	0	0	1	1	
(B)費用合計	19,984	19,669	19,291	58,945	51,476	7,469
控除: 受託工事費	0	1	4	6	6	
控除: 雑支出	0	3	1	4	4	
控除: 特別損失	1	0	0	1	1	
控除: 補助金(営業外収入)	759	604	489	1,854	1,854	
(C)控除計	761	609	495	1,866	1,866	0
(B)-(C) 差引 計	19,222	19,060	18,796	57,078	49,609	7,469
(A)-(B) 収支差額	-1,135	-1,005	-568	-2,709		
分賦金(売上高)	17,906	17,857	17,857	53,620		
平成19~21年度売上高平均額				① 17,873		
平成19~21年度費用平均額				② 19,026	16,536	2,489

【試算】

(収支差額を±0にするために必要な売上高)

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費 } 16,536 \text{ 百万円 } \textcircled{3}}{1 - \frac{\text{変動費 } 2,489 \text{ 百万円 } \textcircled{4}}{\text{売上高 } 17,873 \text{ 百万円 } \textcircled{1}}} = 19,212 \text{ 百万円 } \textcircled{5}$$

(売上高不足額)

$$\textcircled{5} - \textcircled{1} = 19,212 \text{ 百万円} - 17,873 \text{ 百万円} = 1,355 \text{ 百万円}$$

(現行単価@61.96円での必要基本分賦水量)

$$\textcircled{5} \div \text{分賦金単価 } 61.96 \text{ 円} = 310 \text{ 百万 } \text{m}^3 \textcircled{6}$$

(現行単価で分賦基本水量が何m³追加必要か) 平成21年度分賦基本水量288百万m³、実績給水量270百万m³

$$\textcircled{6} - 288 \text{ 百万 } \text{m}^3 = 22 \text{ 百万 } \text{m}^3 \textcircled{7}$$

(現行分賦基本水量増加割合)

$$\textcircled{7} \div \text{現行分賦水量 } 288 \text{ 百万 } \text{m}^3 = 7.6\%$$

【意見2-1】 水利権・取水・浄水場・ポンプ場の処理能力と実給水量、分賦基本水量(以上7頁参照)、上記の参考試算(必要)分賦基本水量間の「乖離」が大きい。余剰能力(余剰水)を有効に活用する方策を検討されたい。

(参照) 業務指標 (PI) 1001 水源利用率 1002 水源余裕率

③ 分賦割合

分賦割合（1立方メートルあたりの単価）は、平成13年4月1日から今日まで改定されていない

分賦割合の改定推移表

（資料：事業概要P35.36.阪神水道企業団年表）

年月日	事 項	改定までの 期 間
昭和17. 4. 1	分賦金の分賦割合を5銭2厘（1立方メートルにつき）に定める	—
21. 4. 1	分賦金の分賦割合を10銭4厘（1立方メートルにつき）に改定	4年
21.10. 1	分賦金の分賦割合を16銭（1立方メートルにつき）に改定	6月
22. 7. 1	分賦金の分賦割合を50銭（1立方メートルにつき）に改定	9月
23. 6. 1	分賦金の分賦割合を1円35銭（1立方メートルにつき）に改定	11月
23. 8. 1	分賦金の分賦割合を2円41銭（1立方メートルにつき）に改定	2月
24. 6. 1	分賦金の分賦割合を3円10銭（1立方メートルにつき）に改定	10月
26. 6. 1	分賦金の分賦割合を4円（1立方メートルにつき）に改定	2年
31. 4. 1	分賦金の分賦割合を5円50銭（1立方メートルにつき）に改定	4年10月
33. 4. 1	分賦金の分賦割合を7円60銭（1立方メートルにつき）に改定	2年
38. 4. 1	分賦金の分賦割合を11円97銭（1立方メートルにつき）に改定	5年
42.10. 1	分賦金の分賦割合を16円85銭（1立方メートルにつき）に改定	4年 6月
50. 9. 1	分賦金の分賦割合を28円65銭（1立方メートルにつき）に改定	7年11月
57. 4. 1	分賦金の分賦割合を36円81銭（1立方メートルにつき）に改定	6年 7月
平成4. 4. 1	分賦金の分賦割合を44円79銭（1立方メートルにつき）に改定	10年
8.10. 1	分賦金の分賦割合を55円27銭（1立方メートルにつき）に改定	4年 6月
13. 4. 1 現 行	分賦金の分賦割合を61円96銭（1立方メートルにつき）に改定	4年 6月

（コメント）平成13年に改定された分賦金の分賦割合の改定（算出）資料によると、分賦割合を、平成12年～15年の4年間の費用合計（予想）を基にして資本支出補てん費9.12円、補助金等の収入4.25円、資金充当予定額2.14円を差し引いた額61.96円、いわゆる「資金ベース」で算出している。

阪神水道企業団財務規程

（制定：昭和29年10月20日、最終改正：平成22年4月28日）

第9章 原価計算

第155条 水道事業の原価計算については、別に定める。

と規定しているが、原価計算の定め（分賦金の分賦割合の算定基準）は、阪神水道企業団の例規類集にはない。

分賦割合の改定について、今日に至る経緯

平成 13 年 4 月 1 日改定時（現行）

改定（算出）資料によれば「資金ベース」で算定している。

平成 12 年～15 年の 4 年間の費用合計（総費用－補助金収入等）を基に、資本支出補てん費 9 円 12 銭、資金充当予定額 2 円 14 銭、を差し引いた額 61 円 96 銭。

（注 1）改定年度（平成 13 年度）の（P I）給水原価は、75 円 34 銭となっている。

（注 2）平成 14～15 年に作成されたと思われる内部資料によれば、

設備計画のケース別資金過不足額の推移から、当初案、4 市案、見直し案を比較して料金単価を

平成 16～19 年度 66.48～67.14（円／㎡）

平成 20～23 年度 71.33～72.75（円／㎡）

と試算している。

（注 3）この試算を基にしたと思われる、財政計画（平成 16～19 年）では、

現行水準を据置く 61 円 96 銭

[長期収支見通し]（平成 20～23 年）分賦割合 68 円 95 銭（試算値）の記載あり。

（注 4）財政計画（平成 20～23 年）では、現行財政計画を総括し、現行水準を据置く

現行分賦割合の維持 61 円 96 銭

との記載があるのみである。

以上により、平成 13 年 4 月 1 日改定時から今日まで、分賦割合の改定はない。

（参考）

給水原価の構成と推移

企業団作成（決算の概要）（単位：円）

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
職員給与費	10.29	9.40	9.24	8.82	8.89	7.92	7.92	7.91	7.67	7.64
浄化費	1.04	1.45	1.47	1.43	1.48	1.73	1.65	1.56	1.85	2.05
動力費	7.40	7.50	7.07	6.75	6.76	6.52	6.45	6.63	7.10	6.71
施設管理費	3.41	3.23	3.37	3.25	3.24	3.24	3.28	3.28	3.92	3.99
委託費	0.08	0.30	0.43	0.41	0.72	0.55	0.47	0.61	0.74	0.74
水源管理費	1.92	1.84	1.82	1.69	1.65	1.69	1.72	1.70	1.72	1.65
減価償却費	17.09	26.29	27.25	27.90	28.01	27.95	28.34	28.73	28.76	28.95
支払利息	16.88	24.18	23.43	22.45	21.59	20.38	18.98	17.66	15.36	13.76
その他（物件費・諸費等）	1.15	1.15	1.17	1.09	1.20	1.22	1.48	1.06	1.12	1.43
給水原価	59.26	75.34	75.25	73.79	73.54	71.20	70.29	69.14	68.24	66.92
供給単価（分賦割合）	55.27	61.96	61.96	61.96	61.96	61.96	61.96	61.96	61.96	61.96

（参照） 業務指標 (PI) 3015 給水原価

(PI) 3014 供給単価

(PI) 3013 供給単価/給水原価

④ 料金算定について

料金について、地方公営企業法（第 21 条 2 項）、水道法（第 14 条 2 項 1 号）の規定

- 料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保するものでなければならない。
- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること。

「健全な運営（命の水の供給継続義務）を可能にするに必要な「適正な原価」をもとに、料金を決めなさい」（両法とも具体的料金算定規定は無い）とすると

現行の「資金ベース」の料金算定によると、

料金算定を長期にわたって「資金ベース」で行っていると

- 更新財源の確保ができない
- 更新時に国庫補助金がなく、企業債が増加
- みなし償却で料金算定すると、更新財源の適切な確保ができない。

結果、欠損金の累積と、拠って立つ「資金」すら枯渇する。

総括原価「損益ベース」での水道料金算定については、

（社）日本水道協会 発行の「水道料金算定要領」を、参考として掲げる。

総括原価方式

水道料金は、過去の実績と合理的な給水需要予測し、（中略）適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

料金算定期間における料金総収入額は、適正な原価、具体的には、営業費用（人件費、維持管理費、減価償却費等）＋資本費用（支払利息、資本維持費等）。

（コメント）

資本維持費等に、地方公営企業が健全な経営を確保するうえで資金を内部留保するため、料金には適正な率の事業主報酬を含ませることを含意している、とすれば、上記の法の主旨に副うものである。

【意見 2-2】

ビジョンには「（資本費）を確実に回収する必要がある」とあるが、平成 12 年度以降の 10 年間、各年度の欠損金の発生と巨額の累積となったのは、分賦割合の算定を「資金ベース」で改定し、かつ、「資金ベース」を基にして据え置いたことにより、この間の（資本費）、（給水原価）を回収出来なかったことにつきる。

財政状況でもみたとおり、今後続く巨額の特別損失と割賦金負担（元金の償還、利息

の支払)、起債、借入金、減価償却費等の発生は、さらに資金面と損益面から財政状態と経営成績の悪化となって現れることが危惧される。

この先も、安全・安心の水を継続して供給するには、文言どおり（資本費）を確実に回収する必要がある。

財政健全化のためにも、一刻も早く、適正な料金算定のための、上記「総括原価方式」（損益ベース）を参考にして、適正な料金算定のための、あるべき原価計算基準により、財政計画策定に盛り込み、構成 4 市の住民のために、今後も、供給義務を継続して果たせるように、議会の議決を得て、着実に実行していくことを検討されたい。

⑤ 参考資料

(ア) 構成4市比較貸借対照表及び損益計算書

阪神水道企業団と構成4市水道事業の財政状態と経営成績を概観出来るように、平成21年度水道事業決算書を資料として作成した。

平成21年度 比較貸借対照表 (阪神水道企業団及び構成団体水道事業) (単位:千円)

貸借対照表科目	阪神水道企業団	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市
資産の部					
1.固定資産					
(1)有形固定資産					
イ 土地	8,707,718	32,018,782	922,744	8,334,950	713,002
ロ 建物	11,552,305	11,074,078	1,198,004	2,122,014	245,774
ハ 構築物	119,725,203	218,833,492	23,101,825	42,353,560	7,966,827
ニ 機械及び装置	39,630,249	11,129,044	3,636,173	6,530,825	1,108,392
ホ 車両運搬具	5,280	88,967	1,769	37,307	4,454
ヘ 船舶	0	1,787	0	1,043	0
チ 工具器具備品	251,421	463,332	102,531	35,623	6,607
リ 建設仮勘定	9,253,282	15,968,696	230,200	360,552	6,720
有形固定資産合計	189,125,461	289,578,190	29,193,248	59,775,878	10,051,778
(2)無形固定資産					
イ 水利権	31,543,366	0	325,426	1,565,176	0
ロ 地上権	330,572	710	0	0	0
ハ 施設利用権	296,932	18,413	20,545	600	0
ニ 電話加入権	1,082	0	4,166	5,012	0
ホ ソフトウェア	0	0	1,149	0	0
無形固定資産合計	32,171,954	19,123	351,287	1,570,789	0
(3)投資					
イ 出資金	70,566	1,036,479	4,903	24,686	0
ロ 長期貸付金	618,473	0	54,818	0	0
ハ 基金	463,222	21,215,702	0	0	0
ニ 投資有価証券	0	13,338,859	0	99,850	0
ホ その他投資	0	2,012,563	0	200,000	259,959
投資合計	1,152,261	37,603,304	59,721	324,536	259,959
固定資産合計	222,449,677	327,200,919	29,604,256	61,671,203	10,311,738
2 流動資産					
(1)現金預金	10,770,776	11,046,935	4,684,296	3,348,756	1,423,432
(2)未収金	62,670	2,876,842	540,819	1,114,636	81,379
(3)貯蔵品	62,278	401,500	0	93,119	59,421
(4)前払費用	0	9,452	0	1,798	0
(5)前払金	0	922,579	52,700	286,370	0
(6)保管有価証券	0	5,100	0	0	650
(7)その他流動資産	35	1,220,730	2,900	4,991	0
流動資産合計	10,895,761	16,483,140	5,280,715	4,849,672	1,564,884
3 繰延勘定					
(1)開発費	0	470,314	0	262,566	0
繰延勘定合計	0	470,314	0	262,566	0
資産合計	233,345,439	344,154,375	34,884,972	66,783,442	11,876,622
有形固定資産の減価償却累計額	90,114,286	182,717,238	25,003,476	38,296,140	6,163,727

(単位：千円)

貸借対照表科目	阪神水道企業団	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市
負債の部					
3 固定負債					
(1)年賦未払金	0	181,516	0	0	0
(2)企業債	0	0	21,723	0	0
(3)退職給与引当金	288,942	610,600	0	36	0
(4)修繕引当金	672,091	1,817,409	40,800	232,072	36,559
(5)受水費高騰対策勘定	0	3,677,961	0	0	0
固定負債合計	961,034	6,287,486	62,523	232,109	37,700
4 流動負債					
(1)未払金	6,172,289	5,283,205	731,487	1,134,372	222,411
(2)前受金	5,427	1,752,900	4,186	370,595	0
(3)預り金	58,537	1,869,281	769,688	0	121,221
(4)預り保証有価証券	0	5,100	0	0	0
(5)その他流動負債	0	1,220,730	2,900	429,601	0
流動負債合計	6,236,254	10,131,217	1,508,262	1,934,569	343,632
負債合計	7,197,289	16,418,704	1,570,786	2,166,678	381,333
資本の部					
5 資本金					
(1)自己資本金	80,993,094	86,639,800	8,538,297	4,373,916	1,692,384
(2)借入資本金					
イ 企業債	93,708,311	42,687,077	15,529,349	19,022,457	3,962,620
借入資本金合計	93,708,311	42,687,077	15,529,349	19,022,457	3,962,620
資本金合計	174,701,406	129,326,878	24,067,647	23,396,373	5,655,004
6 剰余金					
(1)資本剰余金					
イ 国庫(県)補助金	62,237,602	21,014,130	1,006,227	3,417,162	723,814
ロ 県補助金	0	13,042		1,464	
ハ 一般会計補助金	0	6,806,561	0	0	
市補助金	0	0	0	2,476,821	0
他会計補助金	0	0	450,815	0	270,009
他会計負担金	0	0	0	192,250	0
ニ その他補助金	0	4,734	0	0	0
ホ 工事負担金	3,068,481	127,036,010	5,372,867	24,628,091	4,364,284
ヘ 施設増強負担金	0	19,649,834	0	0	0
ト 受贈財産評価額	6,874	10,608,664	932,325	7,556,452	885,577
チ その他資本剰余金	231,484	3,209,128	0	21,271	19,979
資本剰余金合計	65,544,443	191,342,106	7,762,235	38,283,514	6,263,664
(2)利益剰余金					
イ 減債積立金	0	43,000	0	0	0
ロ 建設改良積立金	0	3,218,000	690,396	1,200,000	0
ハ 当年度未処分利益剰余金	-14,097,699	3,805,684	793,906	1,736,876	-423,379
利益剰余金合計	-14,097,699	7,066,684	1,484,303	2,936,876	-423,379
剰余金合計	51,446,743	198,408,791	9,246,539	41,220,390	5,840,284
資本合計	226,148,150	327,735,670	33,314,186	64,616,764	11,495,289
負債資本合計	233,345,439	344,154,375	34,884,972	66,783,442	11,876,622

(コメント) 阪神水道企業団の自己資本金 80,993,094 千円のうち、68,559,950 千円は構成団体の出資金であるが、構成団体水道事業会計 貸借対照表には計上していない。各市の一般会計から拠出して、決算報告書の 資本的収入及び支出で(通過)計上か。

平成 21 年度 比較損益計算書 (阪神水道企業団及び構成団体水道事業) (単位: 千円)

損益計算書科目	阪神水道企業団	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市
1. 営業収益					
(1)分賦金 給水収益	17,857,165	31,597,646	9,102,089	8,989,181	1,757,324
(2)その他の営業収益	2,866	1,609,950	726,228	282,124	69,260
(3)受託工事収益	4,520	245,627	29,923	37,131	54,950
計	17,864,551	33,453,225	9,858,241	9,308,436	1,881,536
2. 営業費用					
(1)原水費	1,195,001	104,835	92,031	1,106,988	219,415
(2)浄水費	2,332,452	1,460,466	493,323		
(3)受水費	0	11,722,694	4,276,606	2,890,454	758,181
(4)配水費	2,112,439	3,419,225	600,218	732,758	45,973
(5)給水費、量水器費	0	2,462,268	88,672	440,997	106,140
(6)業務費	0	3,158,408	682,427	493,679	177,744
(7)総係費	1,169,330	2,198,215	900,502	953,306	124,204
(8)議会費及び監査費	16,535	0	0	0	0
(9)減価償却費	8,344,557	8,460,404	1,454,940	1,973,587	401,930
(10)資産減耗費	149,147	288,772	32,164	70,266	196
(11)受託工事費	4,520	263,248	40,584	34,359	75,126
(12)その他営業費用	0	4,941	4,076	509	0
計	15,323,984	33,543,479	8,665,546	8,696,907	1,908,911
営業利益	2,540,567	-90,254	1,192,694	611,529	-27,375
3. 営業外収益					
(1)受取利息	9,949	174,761	10,874	10,868	8,114
(2)分担金	0	549,085	0	261,882	68,835
(3)補助金	489,809	21,773	0	0	0
(4)基金繰入金	0	400,000	0	0	0
(5)一般(他)会計繰入金	0	298,624	0	91,397	6,662
(6)雑収益	156,311	528,918	42,622	38,198	10,102
計	656,070	1,973,162	53,497	402,346	93,714
4. 営業外費用					
(1)支払利息、企業債諸費	3,966,358	973,124	408,281	601,346	82,839
(2)繰延勘定償却	0	111,729	0	89,627	0
(3)繰出金、補助金	0	298,624	0	14,432	0
(4)雑支出	1,269	8,300	888	327	0
計	3,967,628	1,391,778	409,170	705,734	82,839
営業外収支	-3,311,557	581,383	-355,672	-303,388	10,874
経常利益、損失	-770,990	491,128	837,022	308,141	-16,500
5. 特別利益					
(1)固定資産売却益	197,454	0	0	0	0
(2)過年度損益修正益	5,197	14,377	0	6,609	449
(3)その他特別利益	0	139,793	0	0	0
6. 特別損失					
(1)固定資産売却損	0	0	142	0	1,680
(2)過年度損益修正損	0	56,684	42,972	15,241	5,271
特別収支	197,454	97,486	-43,115	-8,631	-6,502
当年度純利益、損失	-568,337	588,615	793,906	299,509	-23,003
前年度繰越利益剰余金	-13,529,361	3,217,069	0	1,437,366	-400,376
当年度未処分利益剰余金	-14,097,699	3,805,684	793,906	1,736,876	-423,379

(コメント) 阪神水道企業団の営業外収益(補助金)489,809千円は、構成団体の繰出金であるが、構成団体水道事業会計 損益計算書には計上(負担)していない。

各市の一般会計から負担か。神戸市は、一般会計から298,624千円繰入れし、同額を繰出し、両建てで計上している。いずれにしても、水道事業会計では負担していない。

(イ) 神戸の水道料金と他の都市との比較

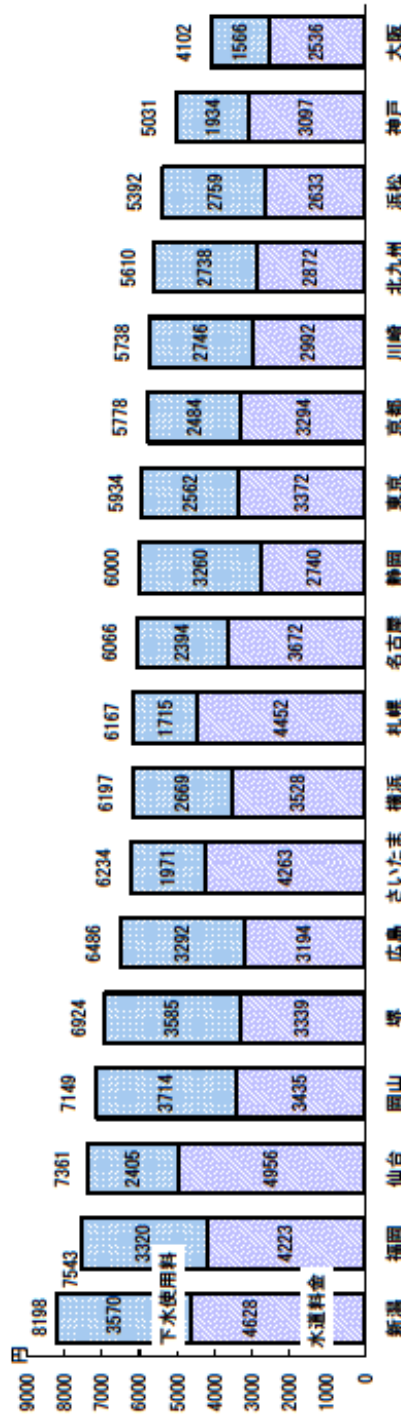
水道料金の比較参考資料として引用させていただく。

出典：神戸市水道局ホームページ（神戸の水道料金の特性）

神戸の水道料金と他の都市との比較(平成21年8月現在)

※ 水道料金は、口径や水量で都市間の順位が異なることがあります。
ここでは、水量は神戸市の標準世帯の水量24m³、口径は一般家庭で用いられている20mmで比較しています。

1. 大都市との比較



2. 近隣都市との比較



3. 人事労務管理（組織・定員）について

1. 給与に関する2つの条例

阪神水道企業団の給与構造は、基本的には次の2つの条例で定められている。

① 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（制定昭和27年2月11日条例第52号）・・・以下において「給与条例」という。

② 阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（制定昭和41年12月20日条例第6号）・・・以下において「基準条例」という。

これら2つの条例がそれぞれ制定時期を異にしながら存在する理由は、①の「給与条例」が地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第24条第6項において「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」と規定することを根拠にするのに対し、②の「基準条例」が地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）第38条第4項において「企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める」と規定することを根拠にしていることによるものである。

本企业団は、阪神水道企業団事業概要（2010年度版）に記載の「阪神水道企業団年表」から要約引用すれば、次のような変遷をたどっている。

昭和11年7月21日 阪神上水道市町村組合設立告示（兵庫県告示第599号）
組合規約公布（兵庫県告示第600号）
神戸市生田区下山手通4丁目57（兵庫県庁議事堂内）に事務所をおく。

昭和37年10月1日 規約の一部変更により組合の名称を阪神水道組合に改め、その執行機関の組織名称を阪神水道企業庁とする。

昭和42年4月1日 阪神水道企業団となる。
（地方公営企業法の一部改正により規約の一部変更）

すなわち、本企业団では昭和11年の設立時に一旦、給与条例などを制定していたところ、一部事務組合下での「阪神上水道市町村組合職員給与条例」を経て①の「給与条例」へと変様し、また②の「基準条例」は、一部事務組合から企業団になったことに伴い制定されたものである。

地方公営企業は、地方団体が経営する企業であることから、一方で地方自治制度に関する基本的な法律である地方自治法・地方財政法・地方公務員法が適用されるというものの、他方、地方公営企業の能率的で合理的な運営を図るためとして、地方公営企業の組織、財務及び職員の身分扱いについては、特例が定められているところである。つまり、地方公営企業の職員は、一般職の地方公務員であるものの、地方公営

企業法の全部が適用される水道事業に従事する企業職員の身分扱いについては、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法（昭和 27 年法律第 289 号）において地方公務員法の特例を定め、これらに定めがないものについては地方公務員法の定めるところによるとする法適用の優先関係が成立しているのである。

さらに言えば、地方公営企業法第 39 条において他の法律の適用除外等が規定され、地方公務員法第 24 条の規定は企業職員については適用しないこととされている。つまり、企業職員及び単純労務職員については、退職手当を含め、給与の種類及び基準のみ条例で定め、具体的事項は、団体交渉の対象とし、企業管理規程または規則等で定められることを地方公営企業法が予定しているところである。

しかしながら、本企業団の給与に関する条例は、その沿革の古さから並列的に「給与条例」と「基準条例」とが存在することになっている。

【意見 3-1】

給与に関する条例の根拠法の優先関係に鑑みれば、条例レベルにおいて「基準条例」系列のみでないことには、法制事務の経済性向上への改善余地が残されているものと思われる。

2. 給料表の級・号給及び昇給の構造

本企業団の給料表については、「給与条例」第 3 条及び「基準条例」第 3 条において、それぞれ規定されており、羅列すれば次のとおりである。

給料表に関する各種規定

給与条例（第 3 条）

- ① 職員の職務は、これを 6 級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、企業長が定める。
- ② 企業長は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において職務の級の定数を設定し、又は改正することができる。
- ③ 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において企業長が定める資格の基準に従い決定する。
- ④ 給料表は、別表のとおりとする。
- ⑤ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、企業長が定める初任給の基準に従い決定する。
- ⑥ 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、企業長が定めるところにより決定する
- ⑦ 前 2 項の規定により号給を決定する場合において企業長が必要があると認めるときは、その者の属する職務の級の号給以外の給料月額を決定することができる。
- ⑧ 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項

の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

基準条例（第3条）

- ① 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。
- ② 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。
- ③ 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

参照条文：地方公営企業法（第38条）

- ② 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。
- ③ 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

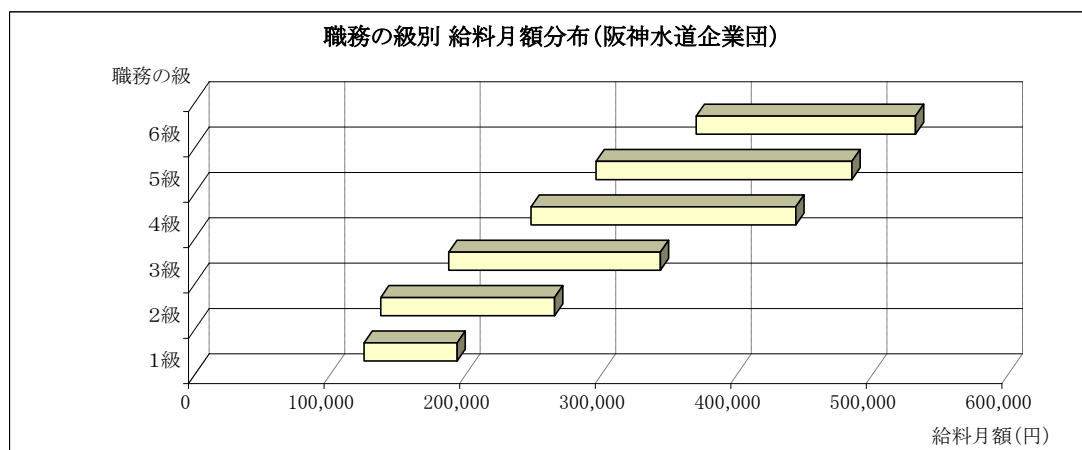
具体的な給料表は「給与条例」第3条第4項にいう「別表」で示されており、職務の級としての1～6級ごとに号給数が決められている。現在の給料表体系になった背景には、平成17年度の人事院勧告における給与構造改革において、従来の号給の昇給幅を4分割し、能力、業績の評価の度合いをよりきめ細かく昇給に反映できる仕組みとする動きがあり、本企業団も人事院勧告に準拠し、阪神水道企業団給料表構造改革（平成19年4月1日実施）として新給料表への切り替えが行われた。

また、阪神水道企業団給料表構造改革（平成19年4月1日実施）によって新しく設計された給料表の号給構造を図解すれば次のとおりである。

【阪神水道企業団 給料表 号給構造】

(単位 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
初号給月額	125,000	137,200	187,400	248,100	296,000	370,000
最高号給月額	193,600	265,500	343,600	443,500	484,800	531,800
号給月額設定幅	68,600	128,300	156,200	195,400	188,800	161,800
上位級との重複額	56,400	78,100	95,500	147,500	114,800	
上位級との重複率(%)	82.2	60.9	61.1	75.5	60.8	
号給数	61	93	93	137	121	81



出典：企業団作成資料

なお、「職務の級」の内容は「一般職員の給与に関する条例の施行規則」別表第1において説明されているが、昇格にあたっての昇格試験は行われていない。

本企業団の昇給は、以上で示された号給を上昇させることによって行われるが、「給与条例」第4条にはその概略が規定されており、詳細については「阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則」（制定昭和27年2月11日訓令第111号）（以下「給与条例施行規則」という。）第3条の5に規定されている。その内容は次のとおりである。

給与条例（第4条）

- ① 職員の昇給は、企業長が定めるに日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- ② 職員の昇給に関し必要な事項は、企業長が定める。

給与条例施行規則（第3条の5）

- ① 条例第4条第1項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

ただし、条例第3条第5項から第7項までの規定により号給又は給料月額が決定された場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- ② 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、企業長は同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受ける号給より、4号以上上位の号給まで昇給させ又はそのいずれをも併せ行うことができる。

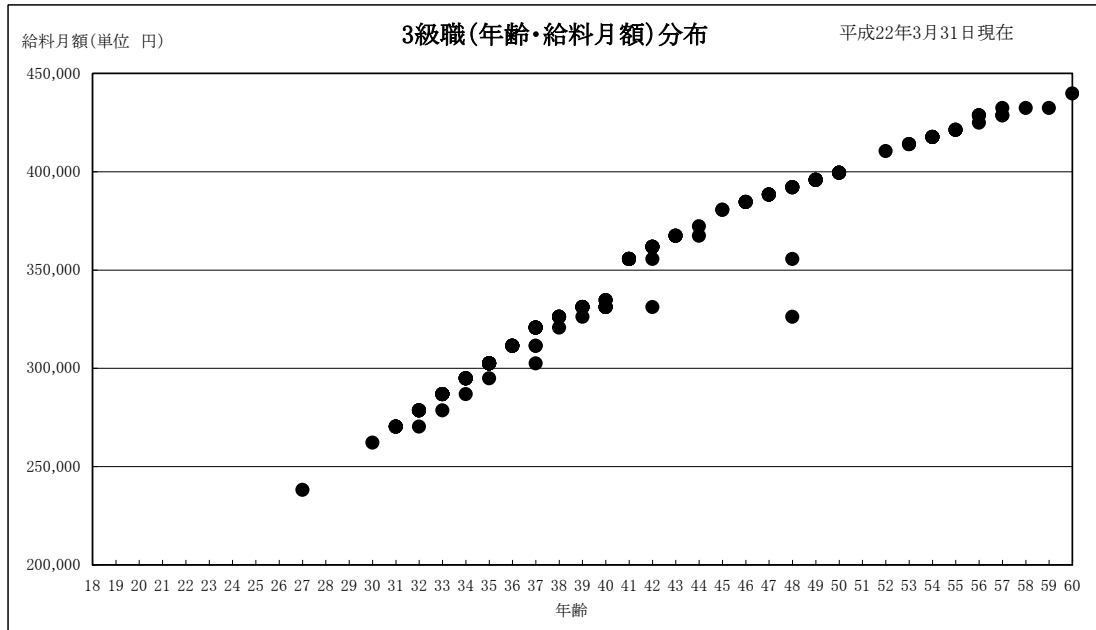
「阪神水道企業団給料表構造改革」により号給は4分割され、給与条例施行規則第3条の5第1項により、職員の昇給は企業長が定める日前1年間の「期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準」として行われることが規定され、同条第2項において「職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、企業長は同項に規定する期間を短縮し、若しくは、その現に受ける号給より、4号以上上位の号給まで昇給させ又はそのいずれをも併せ行うことができる。」として、2段階の昇給構造がとられている。

ところで、給与決定の原則は法制上職務給の原則がとられており、地方公務員法第24条第1項では「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とされ、地方公営企業法第38条第2項では「企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。」とされており、これを受けて本企业団においては、給与条例第2条第1項において「各職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」としている。

また、昇給については、給与条例第4条において「その者の勤務成績に応じて」行われることが規定されているが、勤務成績には、「出勤状況」の他に「勤務状況」があるはずであり、後者のためには人事評価が必要とされるが、本企业団において「勤務成績」は、1年間における就業状況（欠勤、休職、私傷病療養休暇取得等）を具体的な対象としている。

このことを念頭に本企业団における各級の号給分布をみる限り、号給差4号未満の者は見当たらず、1年ごとに4号給の昇給が行われてきたと推察される。

また、職務の級のうち3級職を例にとり、平成22年3月31日現在でその分布状況を見ると、次のような分布が示される。



出典：企業団作成資料

本企業団における「職務の級」3級は給料表上93号給(343,600円)までしかないが、「給与条例」第4条第2項において「職員の昇給に関し必要な事項は企業長が定める。」として、「3級特認号給への運用昇給取扱要綱」(制定昭和60年7月1日)を別途定めている。これは、「同一年齢同一賃金」という考え方を基礎とするもので、平成22年3月31日現在における3級職176人中、特認号給対象者は81人である。

3級職における「特認号給(わたり)制度」の存在は、昭和40年度の「4等級昇格の特例実施要項」以来数度の改正を経て、昭和60年度の「3級特認号給への運用昇給取扱要綱」へと引き継がれ、現在に至る迄存続しており、これは、実質的には地方公営企業法第38条第2項で定める職務給の原則からは逸脱するもので、違法とまでは言えなくとも不適切な運用である。

なお、「特認号給(わたり)制度」に関しては、廃止の方向で労使交渉がなされ、平成22年12月の給与改定時に、3級と4級の間に新たな職務の級を設定して7級制とすることにより、職務内容の明確化と職務給の適正化による是正がなされている。

【意見3-2】

阪神水道企業団給料表構造改革において従来の号給を4分割し、「能力、業績の評価の度合いをよりきめ細かく昇給に反映できる仕組み」は導入されているにもかかわらず、人事評価制度の導入自体は平成23年度とされており、実質的には号給4分割の制度は、職務給の原則が昇給へも及ぶとすれば、その建前に反して、現時点では有効に機能していないと言わざるを得ない。

「特認号給(わたり)制度」は、平成22年度において是正が図られているが、昇給

に関しては、今後の人事評価制度導入と合わせて、職務給の原則に則した適正な運用が必要であると思われる。

3. 地域手当について

本企業団においては、「基準条例」第2条第1項で「給与の種類は、給料及び手当とする。」とした上で、同条第3項にて「手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。」として各種手当を列挙している。なお、特殊勤務手当については、別途「阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程」（制定昭和34年1月22日訓令第153号）第3条において「特殊勤務手当の種類は、交替勤務手当、危険作業手当及び非常作業手当とする。」と規定されているところである。

以上の本則手当は、それぞれ職務関連手当や生活関連手当などの性格付けができ、特に支給額の高い期末・勤勉手当の支給率水準については、構成4市（神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市）に横並びとなっているが、これら本則規定によるものの他に「基準条例」附則で「職員には当分の間、・・・地域手当を支給する。」との規定が置かれている。（同趣旨の規定は「給与条例」附則にもある。）

この地域手当の前身は「調整手当」と称され、物価及び生計費に着目して地域間調整を行っていた暫定手当制度を賃金及び生計費の地域差に着目した制度に転換するため昭和42年に措置されたもので、賃金を含めた地域間調整を図る観点により「当分の間」支給するとされていた為、本企業団も「基準条例」（昭和42年条例第2号）において「職員には、当分の間、・・・調整手当を支給する。」としていた。

ところが平成17年度の人事院勧告における給与構造において、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるような地域給制度を導入する必要があるとして、これまでの調整手当に替えて、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給することとなり、本企業団においても、「基準条例」（平成18年条例第3号）の一部改正により、調整手当を地域手当に転換されたのが歴史的経緯である。

なお、地域手当の支給内容については、「給与条例」附則（平成18年3月20日条例第5号）の一部改正で「職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の10を乗じて得た額を地域手当として支給する。」と規定している。

地域手当制度の背景には、人事院勧告による国家公務員の給与構造改革があり、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項において、「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。」と規定し、同条第2項において「地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ

て、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。」として6区分の級地ごとに異なる率が示されている。

この趣旨を受けて、総務省では、人事院より提供を受けた賃金指数データ及び国勢調査における通勤者率を基にして、国の地域手当の基準を満たす地域を一覧表にして地方公共団体に情報提供しているが、本企業団の構成市の級地は、2級地〔15%〕（芦屋市）、3級地〔12%〕（西宮市）、4級地〔10%〕（神戸市、尼崎市）とされている。

一方、本企業団の勤務地は、本庁の神戸市以外に主要施設である浄水管理事務所は尼崎市、送水センターは西宮市、さらに大道取水場は2級地である大阪市と級地を異にする地域にわたっているにもかかわらず、地域手当としては、4級地の支給率が一律適用されることになっている。

因みに、兵庫県の地域手当については、条例で地域別の級地を定めているが、人事院勧告の級地とは異なっており、阪神地域の等級は一級地と定め一律8%となっている。

【意見3-3】

地域手当については、勤務地における民間賃金の適切な反映を行うという地域性の趣旨と、今後の動向を勘案して十分な検討が必要であると思われる。

4. 職員研修

地方公務員法第39条第1項から第3項については、地方公営企業法第39条による他の法律の適用除外の対象とはなっておらず、研修に関する規定はそのまま本企業団にも適用されることとなり、「阪神水道企業団水道用水供給ビジョン」（平成20年12月）においては、経営基盤の強化の一環として「職員の資質向上を図るために、これまでの実務に即した研修や講習及び発表会等への参加に加え、より多面的な研修・講習への参加機会を考慮した研修制度を充実します。」と述べられているところであり、平成21年度の研修実績は次のように集計されている。

【研修等区分別集計】

平成21年度実績

【内容区分による集計】

区分	件数	参加者数	支出額 (円)
実務研修	175	330	1,578,505 (56%)
説明会	10	18	120,000 (4%)
資格関係	4	6	38,580 (1%)
研究発表関係	6	43	743,000 (26%)
総会・見学会	1	3	18,000 (1%)
総会・実務研修	2	2	0 (0%)
実務研修・見学会	1	2	54,000 (2%)
会議・見学会	3	6	0 (0%)
見学会	2	5	4,000 (0%)
パネリスト	1	1	0 (0%)
内部研修	28	576	199,999 (7%)
書籍購入・その他	3	0	80,881 (3%)
合計	236	992	2,836,965 (100%)

研修受講費用 2,836,965 円

JICA集団研修 750 円

職員宿舍 1,755,000 円

合計 4,592,715 円

【主催者区分による集計】

区分	件数	参加者数	支出額 (円)	1人当たり支出額 (円)
(社)日本水道協会	13	17	719,000 (25%)	42,294
(社)日本水道協会関西地方支部	4	19	0 (0%)	0
(社)日本水道協会兵庫県支部	11	15	25,000 (1%)	1,667
(財)兵庫県市町村振興協会	24	48	0 (0%)	0
(財)水道技術研究センター	7	29	507,000 (18%)	17,483
地方公営企業連絡協議会	4	6	3,150 (0%)	525
兵庫県市町村職員共済組合	5	7	0 (0%)	0
公益事業学会関西支部	4	9	4,000 (0%)	444
(社)日本水環境学会	6	9	44,000 (2%)	4,889
(社)日本経営協会	2	2	67,200 (2%)	33,600
(社)日本クレーン協会兵庫支部	3	8	60,150 (2%)	7,519
(社)日本電気協会関西電気協会	9	17	181,630 (6%)	10,684
(財)省エネルギーセンター	3	6	143,200 (5%)	23,867
(財)日本環境衛生センター	1	1	63,000 (2%)	63,000
市町村職員中央研修所	3	3	81,000 (3%)	27,000
その他の主催によるもの	106	220	657,755 (23%)	2,990
合計	205	416	2,556,085 (90%)	6,144

1 内容区分において、「書籍購入・その他」以外に区分されているものの中から集計

2 支出額欄パーセンテージは、「内部研修」等他の内容区分によるものも含めた総支出額に対するもの

3 合計額(内容区分、主催者区分)の差は、書籍購入代金及び内部研修費用

出典：企業団作成資料

これらの研修への参加者は、現在の実務従事内容や知識習得状況等を勘案して、研修ごとに各人の保有能力を考慮した決定がなされることとされており、今後は研修の体系化とともに、長期的な視点での人材育成を考慮し、年間計画の確立が予定されている。

職員研修については、地方公務員法第39条第1項において「職員には勤務能率の発揮及び増進のため、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と規定され第3項において「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されている。

ここにおいて勤務能率の発揮と増進という表現で研修制度の目的が掲げられているが、職員の能力を保有能力と発揮能力に分類すれば、保有能力の充実に研修の重点が置かれているのみでなく、発揮能力へ転換する「学ぶ力」を伴うものでなければならないと解釈できる。「学ぶ力」は、不足する保有能力への気付きとその是正意欲から生まれるものであると考えられるからである。

ところで本企業団の採用している等級制度の本来の意味は、職務遂行能力の発展段階に応じたグレードであり、制度の実効性を保つために、職能要件が明確にされた上で、各人ごとの保有能力不足の補充をする制度的裏付けとして、研修制度が存在するという位置付けになる。したがって研修制度の有効性は、各人の保有能力の判定を伴う人事評価制度を前提とし、しかも評価者教育も不可欠のものとなる。

現状においては以上の観点からすれば、必ずしも研修制度が十分に機能しているとはいえない。

【意見 3-4】

本企業団においては、平成 22 年 12 月に策定した「阪神水道企業団職員育成方針」に基づき、人事評価制度の導入及び職員研修の体系化などを整備することとしているが、職員育成が十分に機能する実効性ある制度の構築及び運用が必要である。

組織・定員について

1. 3種の定数

阪神水道企業団規約（制定昭和 11 年 7 月 21 日兵庫県告示第 600 号、最終改正平成 19 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2703 号）には、本企業団の組織・定数の規定があり、それぞれ次の条に定められている。

第 2 条（企業団を組織する市）

第 6 条（議会の議員の定数）

第 11 条（議会の職員）

第 12 条（企業長）

第 13 条（副企業長）

第 14 条（補助職員）

第 15 条（監査委員）

この内、議会の議員定数は 15 人とされており、これは平成 16 年 7 月 1 日の規約一部変更によるもので、地方公営企業法第 39 条の 2 第 7 項ただし書にいう、政令基準である常時雇用職員数 300 人以上（地方公営企業法施行令第 26 条の 7）の員数要件を満たさなくなった為、同項本文にある「企業団の議会の議員の定数は、15 人をこえることができない。」とする規定に従ったものである。

一方、執行機関については、阪神水道企業団職員定数条例（平成 16 年 3 月 19 日条例第 3 号により最終改正）第 2 条において、「職員の定数は 294 人とする。」としている。これは、平成 15 年度の実績値 294 人を根拠にした定数であるが、その後は本企業団の改革推進により、実績値は年度を経るごとに減少している。

【職員数の推移】

(単位 人)

年月日	企業長	副企業長	事務吏員	事務員	技術吏員	技術員	嘱託及び臨時	計
S62.3.31	1	1	50	24	222	47	6	351
年月日	企業長	副企業長	事務職員		技術職員		嘱託及び臨時	計
H4.3.31	1	1	69		264		0	335
H9.3.31	1	1	70		260		2	334
H14.3.31	1	1	69		220		10	301
年月日	企業長	副企業長	事務職員	再任用事務職員	技術職員	再任用技術職員	嘱託及び臨時	計
H16.3.31	1	1	68	0	215	2	9	296
H19.3.31	1	1	66	1	186	18	5	278
H22.3.31	1	1	64	0	180	3	1	250

出典：企業団作成資料

平成 18 年度以降の動きは次のとおりである。

【組織・職員数の変遷(平成18年度～平成22年度)】

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
組織	3部7課3場 1センター1所1室	3部7課3場 1センター1所1室	2部6課1場 1センター2所2局	2部6課1場 1センター2所2局	2部6課 1センター2所2局
職員数(A)	276人	262人	250人	248人	246人
部長級	3人	3人	4人	4人	4人
課長級	13人	14人	13人	14人	15人
係長級	41人	39人	41人	42人	41人
計(B)	57人	56人	58人	60人	60人
構成比率(B/A)	20.7%	21.4%	23.2%	24.2%	24.4%

※ 数値は全て年度末の実績値(ただし、平成22年度のみ年度当初の数値)

※ 課長級には派遣を含む。(平成18年度～平成19年度)

出典：企業団作成資料

本企業団の組織編成は、平成 20 年 4 月には、従来の 3 部制（総務部・管理部・建設部）から 2 部制（総務部・技術部）へ再編しており、これは平成 18 年 2 月に策定・公表された「改革推進プラン」に基づき、従来の事業場単位を前提とする縦割り組織を、業務で区分した横割りの機能別組織へ転換するものである。この背景には、平成 20 年 12 月に策定・公表された「阪神水道企業団水道用水供給ビジョン」でも示すように、本企業団の水道事業が給水開始以来 5 回にわたる拡張工事も平成 22 年 8 月で終了したことから、『正に「拡張中心の時代」から「維持・更新中心の時代」への大きな転換期にある。』とする時代認識がある。

平成 21 年度は、この改革推進の途上に位置付けられるが、職員の勤務状況を所属別に超過勤務時間及び年次有給休暇取得日数のそれぞれについてみると、次のとおりで

ある。なお、工務課への負荷が高いのは、当該課が管路の維持管理を所管している課であり、漏水等の事故への対応や管路更新に伴う夜間作業（更新工事及び通水作業）が多かったことによる。

平成21年度 所属別超過勤務集計表

平成22年3月31日現在

所属名	対象職員数 (人)	対象職員数 年合計(のべ人数)	超過勤務 年合計(時間)	超過勤務 平均時間数 (年合計/のべ人数)
総務課	12	108	1,331	12.3
経営企画課	9	73	1,315	18.0
財務課	9	57	544	9.5
浄水管理課	9	57	603	10.6
施設管理課	11	102	1,491	14.6
工務課	7	82	2,491	30.4
大道取水場	11	48	357	7.4
浄水管理事務所	67	239	1,562	6.5
送水センター	39	116	806	6.9
水質試験所	10	96	787	8.2
議会事務局	1	1	1	1.0
監査事務局	2	11	113	10.3
計	187	990	11,401	11.5

(注) 対象職員数:3級以下一般職員(再任用職員を含み、臨時職員を除く。)

出典：企業団作成資料

所属別年次有給休暇取得日数一覧(平成21年度)

(単位 日)

対象者数	所属	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	年度計	平均
18	総務課	22.5	16.5	33.5	0.0	2.0	15.0	38.0	30.0	34.0	75.5	267.0	14.8
15	経営企画課	20.5	13.0	15.5	0.0	1.0	10.0	27.0	14.5	20.5	60.0	182.0	12.1
13	財務課	19.0	18.0	25.0	0.0	2.5	18.0	14.5	20.5	27.5	46.5	191.5	14.7
16	浄水管理課	24.5	15.0	26.0	0.0	1.5	12.0	22.0	20.0	24.0	59.0	204.0	12.8
16	施設管理課	28.5	20.5	19.5	0.0	4.5	15.5	33.5	25.0	31.5	62.0	240.5	15.0
12	工務課	7.0	11.0	10.0	0.0	0.0	7.5	13.0	9.0	10.5	23.0	91.0	7.6
2	議会事務局	4.0	6.0	2.5	0.0	0.0	1.5	3.5	3.0	4.5	7.0	32.0	16.0
3	監査事務局	7.0	5.5	3.5	0.0	0.0	4.0	1.0	2.0	8.5	16.0	47.5	15.8
	合計(平均)											156.9	13.6

対象者数	所属	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	年度計	平均
15	大道取水場	25.5	20.5	19.5	1.0	3.0	17.5	25.5	34.5	37.5	65.0	249.5	16.6
74	浄水管理事務所	102.5	111.5	138.0	27.0	65.0	90.5	125.5	158.5	193.5	347.5	1,359.5	18.4
43	送水センター	54.0	51.0	67.0	20.5	43.5	52.0	108.0	66.0	100.5	185.5	748.0	17.4
14	水質試験所	19.0	17.5	14.5	0.0	0.0	3.5	16.0	20.0	23.0	49.0	162.5	11.6
	合計(平均)											629.9	16.0

出典：企業団作成資料

なお、「改革推進プラン」(平成18年2月)において、改善策実施後職員定数として、235人が提示されているが、これは業務量に基づく積み上げ計算によったものではなく、

改革推進プラン策定時点における職員数、つまり尼崎浄水場運転管理業務委託実施後の職員数 283 人から、取水場運転管理業務委託の導入で 24 人減、組織統廃合で 19 人減および職務従事方法の見直し（交替勤務体制の見直し）により 5 人減といった各種施策に実施により、効率化出来る職員数を削減するという形で算出されたものである。

本企業団職員の定数は、概念上①予算定数、②業務定数、③条例定数に区分され、狭義の定員とは、①の予算定数を指すものと思われるが、これは財務的観点からの検討に晒されるものであり、又②の業務定数は、経営計画達成のために必要とされるもの、さらに③の条例定数は地方自治法第 172 条第 3 項において、「職員の定数は、条例でこれを定める。」とする規定によるものである。

予算上「職員給与費」と表現される人件費は、単純化すれば、職員一人当たりの給与額（単価）と職員数（予算定数）の乗数であり、①の予算定数としての定員はその計算要素の一つに位置づけられる。

また、本企業団では定員削減の手法として、新規採用抑制（原則退職者不補充）で対応しているが、この手法のままに長期間新卒採用を停止した場合には、特定の年齢層職員がいない状況が生じ、本企業団が安定的に活動するための理想的な人員構造保持による事業継続という観点からは将来致命的となる可能性が想定され、人的持続可能性を考慮し、さらに業務定数 235 人の算出基礎が改革に至る諸施策実施のプロセスを重視することに鑑みれば、「改革推進プラン」の目標達成時期が遅れることをも許容した「職員計画」の策定もやむを得ないものといえる。

なお、職員一人当たりの給与額（単価）は、年齢構成の高年化の進展とともに現在の昇給制度を前提とすれば上昇傾向を示すこととなり、職員数削減効果と相殺することになるが、平成 22 年度の人事院勧告では、年齢によってマイナス幅に大きな格差を設けるという初めての試みを示しており、実現されれば地方公営企業へも影響が出る可能性もあり、この場合若年層の給与は据え置かれるため、若年層の手薄な本企業団にとっては、今後若干有利な制度変更となるかもしれない。

次に②の業務定数は、経営計画達成のためのものであり、そのためには必要業務が明確で、その業務を遂行するための適切な組織編成の下で、業務遂行の人材育成と適正配置が不可欠の条件となる。

すなわち、最適な業務遂行体制実現のためには、すでに本企業団において平成 20 年度より実施されている、同一機能を本庁機能として統合する「組織編成の機能統合」の他に、業務遂行過程での最も効率的な遂行方法の追求による不要な業務・低効率性の無駄な業務の排除を通じて業務のスリム化或いは標準化の推進という「ベストプラクティスの採用」が必要となり、さらにはその業務遂行に必要な人材の最適配置を全体最適の観点から行うことが要請される。

この場合の最適配置とは、その業務に必要とされる保有能力を有し、業務遂行において発揮能力を実現し得る人材を配置するという一方で、能力不足の人材配置をすべ

きでないことはもちろんの事、遂行すべき業務に対する能力が高すぎる人材配置も問題あるものとしてとらえる必要がある。

最後に③の条例定数は、平成 16 年 7 月 1 日の規約一部変更により 294 人と決められて以来改正されていない。

これは、上限規定としての条例定数は、頻繁に見直すことが不適切であるとの認識によるものである。現状においては、予算定数削減による改革推進プランに基づく目標職員数 235 人達成に向けての過渡期に位置する。

【意見 3-5】

予算定数及び業務定数に関しては、「改革推進プラン」における目標職員数 235 人を基本としつつ、最適な業務遂行体制の実現に向け、業務のスリム化や標準化を引き続き推進し、適正な管理を行うことが必要である。

また、条例定数については、現時点における目標数 235 人の達成時期を見極めたうえででの改正が必要である。

2. 人員構成とローテーション

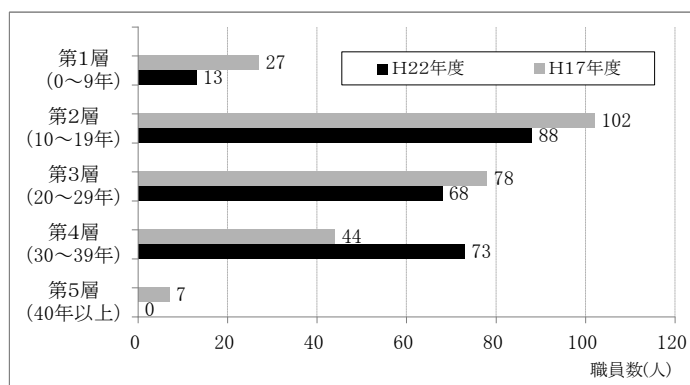
本企業団における、再任用、再雇用を除いた職員の年齢別及び勤続年数別の経年推移は、次のとおりであり、若年層が少ないといった年齢構成の歪みがみられるが、これは「阪神水道企業団水道用水供給ビジョン」（平成 20 年 12 月）に述べられているように「経営効率化の観点から、新規採用の抑制を中心とした人員削減を進めた」結果であり、このため技術の継承への懸念があり、「今後も事業を継続していくためには、適切に人材を確保していくとともに、研修制度を充実させる等、職員の意識改革等による人材の育成に努めていく。」とする方向性が示されているところである。

なお、職員の配置換え（ローテーション）は毎年度 4 月 1 日の定期異動により行われており、又、交替勤務・常日勤間の異動および係間（浄水管理事務所においては課間）異動も、定期的・必要に応じて実施され、標準的な経験蓄積ローテーションは「約 10 年」とのことである。

本企業団における勤続年数を経験年数と読み替えて、10 年ごとの層別構成比較を「勤続年数別職員数推移（平成 17～22 年度）」を基に、平成 17 年度と平成 22 年度で対比すれば、次のとおりである。

【勤続年数 層別構成比較(H17・H22)】

勤続年数	H17年度		H22年度	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
第5層 (40年以上)	7	2.71	0	0.00
第4層 (30～39年)	44	17.05	73	30.17
第3層 (20～29年)	78	30.23	68	28.10
第2層 (10～19年)	102	39.54	88	36.36
第1層 (0～9年)	27	10.47	13	5.37



【職員数推移(H17～H22)】

《年齢別》

(単位 人)

年齢	H17	H18	H19	H20	H21	H22
58歳以上	9	5	6	5	6	4
53歳～57歳	16	21	25	32	37	36
48歳～52歳	37	29	29	36	40	40
43歳～47歳	49	54	50	36	33	33
38歳～42歳	31	38	44	52	50	50
33歳～37歳	52	47	52	50	55	55
28歳～32歳	50	48	33	24	14	14
23歳～27歳	9	3	3	7	8	9
18歳～22歳	5	5	5	1	1	1
計	258	250	247	243	244	242

《勤続年数別》

(単位 人)

勤続年数	H17	H18	H19	H20	H21	H22
40年以上	7	2	1	0	0	0
35年～39年	6	11	19	30	37	34
30年～34年	38	34	32	34	39	39
25年～29年	49	54	48	36	29	29
20年～24年	29	29	33	39	39	39
15年～19年	46	49	61	61	66	66
10年～14年	56	58	40	31	22	22
5年～9年	18	6	6	9	8	8
0年～4年	9	7	7	3	4	5
計	258	250	247	243	244	242

※ H17～H21は決算、H22は4/1時点の職員数を表示

※ 上記職員数は一般職員のみ(特別職、再任用職員及び臨時職員を除く。)

出典：企業団作成資料

以上により、平成 17 年度と平成 22 年度を比べて顕著な点は、第 1 層で構成比が半減し、第 4 層において構成比が倍増していることである。標準的な経験蓄積ローテーションが約 10 年であることを前提にすれば、第 4 層は 4 巡目に達し、第 1 層は 1 巡目に該当することになる。前者（第 4 層）については技術・知識環境変化の速さを前提とすれば、年齢的劣化或いは「慣れ親しんだ能力の罨」への懸念があり、また、後者（第 1 層）については、上位層の厚さからの経験機会の不足懸念がある。

熟達化のための準備期間については「10 年ルール」の存在が研究者の実証研究によって知られているが、この場合 10 年の経験を経れば自動的に専門的な知識や技能が身につくということではなく、むしろ経験の長さよりも「経験の質」の重要性が指摘されている。

経験が螺旋状に連続していることを前提とすれば、10 年の内、後半 5 年での有効な経験の不足は致命的構造欠陥となり得るのであり、現状の若年層の薄さへの対応は、この点への配慮も不可欠のものである。

【意見 3－6】

業務遂行において必要である経験の蓄積及び知識や技能の習得・伝承のためにも、職員の年齢構成バランスの歪みを是正することが重要であり、職員採用を見込んだ長期的な職員計画の策定が必要である。

水道事業ガイドラインに基づく業務指標（P I）16～20 頁 のうち本稿に関連する参照（P I）

番号	業務指標の項目
3007	職員一人当たり給水収益
3008	給水収益に対する職員給与費の割合
3101	職員資格取得度
3102	民間資格取得度
3103	外部研修時間
3104	内部研修時間
3105	技術職員率
3106	水道業務経験年数
3107	技術開発職員率
3108	技術開発費率
3109	職員一人当たり配水量
3111	公傷率
6001	国際技術等協力度
6101	国際交流数

[給与費比較]

※ 構成団体の各市とも、平成 21 年度決算書に記載されておらず、平成 22 年度予算書から作成を試みたが、集計時点及び基準が異なるので、次のデータを引用する。

【構成4市との職員数・給与水準比較(平成21年度)】

項 目	阪神水道 企業団	神戸市水道局	尼崎市水道局	西宮市水道局	芦屋市水道部
職員数(人)	250	799	157	216	38
損益勘定所属職員数(人)	235	698	141	180	32
資本勘定所属職員数(人)	15	101	16	36	6
1人1月当たり職員給与(円)	611,650	639,864	577,734	700,440	711,272
うち給料(円)	355,203	346,161	340,772	371,057	368,634
うち基本給(円)	407,514	399,005	380,320	432,986	438,316
平均年齢(歳)	44	45	48	46	50
平均勤続年数(年)	23	24	26	26	28

※「地方公営企業年鑑(平成21年度)」が未発刊のため、同年鑑の基礎データとなる「平成21年度地方公営企業決算状況調査表」の数値を、各市水道部に確認したうえで作成

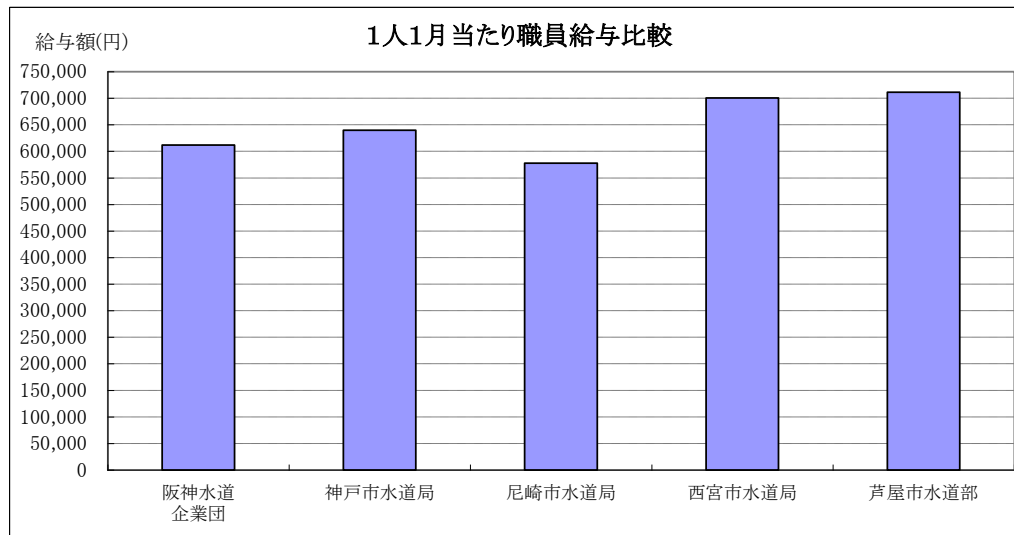
※上記「職員数」は特別職を含んだ職員数

※上記「一人当たり職員給与」「平均年齢」及び「平均勤続年数」は、特別職を除いた職員に関する平均値

《基本給及び給与内容》

基本給: 給料、扶養手当、地域手当

給与: 基本給、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、通勤手当(税込)、期末手当、勤勉手当



【給料表構成比較(企業団・構成4市)】

職務内容		阪神水道企業団	神戸市水道局	尼崎市水道局	西宮市水道局	芦屋市水道部
企業団	定型的な業務を行う職務					
神戸市	定型的な業務を行う職務	125,000	142,500	135,900	123,500	130,400
尼崎市	事務員・技術員	1級	1級	1級	1級	1級
西宮市	主事・技師・水道業務員	193,600	249,900	243,000	255,400	245,100
芦屋市	主事補・技師補	61	93	93	117	77
企業団	経験を必要とする業務を行う職務					
神戸市	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	137,200	165,400	170,400	175,600	200,400
尼崎市	書記・技手	2級	2級	2級	2級	2級
西宮市	主事・技師・水道業務員	265,500	332,100	306,800	306,600	416,500
芦屋市	主事・技師	93	101	117	97	141
企業団	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務					
神戸市	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	187,400	201,300	206,300	197,900	239,900
尼崎市	主事・技師	3級	3級	3級	3級	3級
西宮市	主事・技師・水道主任	343,600	363,400	365,100	355,400	430,100
芦屋市	主査・主任	93	97	145	117	129
企業団						
神戸市	主任		247,700			
尼崎市			4級			
西宮市			412,900			
芦屋市			125			
企業団	室長、係長及び主査の職務					
神戸市	係長	248,100	266,300	210,900	238,000	
尼崎市	係長・主任	4級	5級	4級	4級	
西宮市	係長・場長・主査・水道主査	443,500	425,000	432,900	441,400	
芦屋市		137	121	161	125	
企業団						
神戸市				286,200	300,700	263,900
尼崎市	課長補佐			5級	5級	4級
西宮市	課長補佐・係長・場長・主査・水道主査			453,200	464,500	452,400
芦屋市	課長補佐・主席主査・主席主任			117	97	117
企業団	課長、場長、所長、室長、主幹、副場長及び副所長の職務					
神戸市	課長	296,000	306,800	310,200	320,600	283,000
尼崎市	課長・室次長	5級	6級	6級	6級	5級
西宮市	課長・所長	484,800	476,900	493,700	491,000	489,500
芦屋市	課長・主幹	121	101	109	97	113
企業団	部長、次長、所長及び参事の職務					
神戸市	部長	370,000	368,700	347,900	352,500	377,600
尼崎市	参与・室長	6級	7級	7級	7級	6級
西宮市	部長・室長	531,800	554,600	516,800	531,500	530,900
芦屋市	部長	81	81	77	81	77
企業団						
神戸市	局長		481,500	387,600	374,700	
尼崎市	管理者		8級	8級	8級	
西宮市	次長		624,400	557,300	546,700	
芦屋市			53	69	73	

※ 各級の上段は1号給の給料月額(円)、中段は最高号給の給料月額(円)、下段は号給数

※ 職務内容については、各事業体予算書の給与費明細書から抜粋

《平成22年度給与改定における是正措置[阪神水道企業団]》

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級
	4級
4級	5級
5級	6級
6級	7級

[施行日]

平成23年1月1日

[是正内容]

職務内容の明確化及び職務給の適正化(いわゆる「わたりの解消」)を図るため、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において、職務の級を左記のとおり改正した。(新4級は、神戸市と同様、「主任」の職務となる。)

【級別職員数】

(注) 各事業体の平成22年度予算書から抜粋[いずれも再任用職員を含む。]

○阪神水道企業団(平成22年1月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
職務内容	定型的な業務を行う職務	経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	室長、係長及び主査の業務	課長、場長、所長、室長、主幹、副場長及び副所長の職務	部長、次長、所長及び参事の職務	
職員数(人)	0	8	179	42	14	4	247
構成比	0.0%	3.2%	72.5%	17.0%	5.7%	1.6%	100.0%

※ 上記の他に、特別職(企業長・副企業長)2人

○神戸市(平成21年10月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務内容	定型的な業務を行なう職務	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任	係長	課長	部長	局長	
職員数(人)	11	179	212	274	76	36	10	1	799
構成比	1.4%	22.4%	26.5%	34.3%	9.5%	4.5%	1.3%	0.1%	100.0%

○尼崎市(平成21年12月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務内容	事務員 技術員	書記 技手	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	課長 室次長	参与 室長	管理者	
職員数(人)	12	2	40	68	12	9	2	1	146
構成比	8.2%	1.4%	27.4%	46.6%	8.2%	6.2%	1.4%	0.7%	100.0%

○西宮市(平成22年1月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務内容	主事 技師 水道業務員	主事 技師 水道業務員	主事 技師 水道主任	係長 場長 主査 水道主査	課長補佐 係長 場長 主査 水道主査	課長 所長	部長 室長	次長	
職員数(人)	7	10	43	72	67	13	3	0	215
構成比	3.3%	4.7%	20.0%	33.5%	31.2%	6.0%	1.4%	0.0%	100.0%

※ 上記の他に、特別職(水道事業管理者)1人

○芦屋市(平成22年1月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	特5級	6級	計
職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主査 主任	課長補佐 主席主査 主席主任	課長 主幹	次長	部長	
職員数(人)	1	7	16	9	4	0	1	38
構成比	2.6%	18.4%	42.1%	23.7%	10.5%	0.0%	2.6%	100.0%

【初任給】

(単位 円)

区分	阪神水道企業団		神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
	事務・技術職	技能職	一般職	労務職	事務・技術職	その他	企業職	技能労務職	行政職	技能職
高校卒	148,700	148,700	147,100	147,100	148,900	148,900	158,200	158,200	146,100	152,200
大学卒	176,300	—	179,400	—	180,100	—	186,700	—	175,100	—

※ 平成22年度阪神水道企業団水道事業会計予算書「給与費明細書」より抜粋

【手当の種類比較】

	阪神水道 企業団	神戸市 水道局	尼崎市 水道局	西宮市 水道局	芦屋市 水道部
扶養手当	○	○	○	○	○
地域手当	○	○	○	○	○
住居手当	○	○	○	○	○
時間外勤務手当	○	○	○	○	○
夜間勤務手当	○	(※2)	○	(※2)	(※2)
休日勤務手当	(※3)	(※3)	○	(※3)	○
宿日直手当	○	○	(※4)	(※4)	(※4)
特殊勤務手当	○	○	○	○	○
管理職手当	○	(※1)	○	○	○
管理職員特別勤務手当	—	(※1)	○	○	○
期末手当	○	○	○	○	○
勤勉手当	○	○	○	○	○
通勤手当	○	○	○	○	○
其他手当	—	○(※1)	—	—	—
退職手当	○	○	○	○	○

(注) 平成22年度当初予算書を基礎として、各市水道部局へ内容を確認のうえ集約

※1 神戸市水道局

「其他手当」⇒ 管理職手当・管理職員特別勤務手当・単身赴任手当

※2 神戸市水道局・西宮市水道局・芦屋市水道部

「夜間勤務手当」⇒ 「時間外勤務手当」に含めて支給

※3 阪神水道企業団・神戸市水道局・西宮市水道局

「休日勤務手当」⇒ 「時間外勤務手当」に含めて支給

※4 尼崎市水道局・西宮市水道局・芦屋市水道部

「宿日直手当」⇒ 条例に規定はあるが、予算計上はしていない。

《扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当》

	阪神水道企業団	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市
扶養手当	配偶者 13,000円 それ以外の扶養親族 6,500円 配偶者を有しない場合 1人目 11,000円 16歳の年度始め～22歳の年度末までの子 加算 5,000円	配偶者 14,500円 それ以外の扶養親族 6,500円 配偶者を有しない場合 1人目 12,800円 16歳の年度始め～22歳の年度末までの子 加算 5,000円	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)
地域手当	10%	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)	12%	14%
住居手当	持家 10,200円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 27,000円	世帯主 10,600円	持家 市内在住の職員 6,000円 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 27,000円	世帯主 13,000円	持家 8,000円 (ローン償還者 14,700円以内) 借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 33,600円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)	(阪神水道企業団と同じ。)

※ 平成22年度阪神水道企業団水道事業会計予算書「給与費明細書」より抜粋(ただし、平成22年度改正内容を含む。)

《期末手当・勤勉手当》

区分	平成21年度 支給別支給率(月分)		平成21年度 支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	平成22年度 支給率計 (月分)
	6月	12月			
阪神水道 企業団	(1.00)	(1.20)	(2.20)	有	(2.10)
	1.95	2.20	4.15		3.95
神戸市	(1.00)	(1.20)	(2.20)	有	(2.10)
	1.95	2.20	4.15		3.95
尼崎市	(0.80)	(0.96)	(1.76)	有	(1.76)
	1.56	1.76	3.32		3.32
西宮市	(1.00)	(1.20)	(2.20)	有	(2.10)
	1.95	2.20	4.15		3.95
芦屋市	(1.00)	(1.20)	(2.20)	有	(2.10)
	1.95	2.20	4.15		3.95

(注) ()内は、再任用職員に係る支給率

※ 平成22年度阪神水道企業団水道事業会計予算書「給与費明細書」より抜粋(ただし、平成22年度改正内容を含む。)

《定年退職及び勸奨退職に係る退職手当》

区分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
阪神水道 企業団	30.55	44.54	59.28	59.28	早期退職特例措置 (7%～30%加算)
神戸市	30.55	44.72	59.28	59.28	制度なし
尼崎市	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%～50%加算)
西宮市	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
芦屋市	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

※ 平成22年度阪神水道企業団水道事業会計予算書「給与費明細書」より抜粋

4. 資産管理について

4-1. 固定資産

4-1-1. 有形固定資産

有形固定資産は、以下に示すように平成21年度において189,125百万円であり、総資産全体の約81.0%を占める重要財産といえる。特に原水設備(取水管及び導水管)、浄水設備、配水設備(送水管)等の構築物は119,725百万円で総資産の約51.3%、機械及び装置は39,630百万円で総資産の約17.0%を占める典型的な装置産業である。平成18年度には、第5期拡張工事の一部である甲山調整池が完成したため、建設仮勘定残高は0となっている。その後、第5期拡張工事の残事業である新尼崎浄水施設に着工し、平成22年度に完成の予定である。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
事務所用地	35,566	35,566	34,056	34,038	34,038
施設用地	8,647,589	8,646,534	8,646,534	8,646,490	8,646,490
その他土地	28,344	28,344	28,344	28,344	27,189
土地計	8,711,499	8,710,444	8,708,934	8,708,873	8,707,718
事務所用建物	70,481	66,710	63,069	56,427	52,785
施設用建物	12,348,569	12,198,154	11,875,196	11,550,044	11,229,863
公舎用建物	394,303	318,707	294,706	282,182	269,655
その他建物	—	—	—	—	—
建物計	12,813,354	12,583,572	12,232,971	11,888,654	11,552,305
原水設備	32,172,339	30,605,109	29,989,251	29,373,943	28,761,164
浄水設備	41,526,383	40,923,421	40,320,906	39,718,391	39,116,274
配水設備	46,967,769	53,593,572	52,566,809	51,631,369	50,740,604
その他構築物	1,255,090	1,235,943	1,188,079	1,144,572	1,107,160
構築物計	121,921,582	126,358,046	124,065,047	121,868,276	119,725,203
電気設備	7,452,403	7,095,619	6,642,814	6,220,005	5,783,030
ポンプ設備	10,763,286	9,907,210	9,076,785	8,266,504	7,463,518
薬品注入設備	1,364,356	1,281,400	1,169,314	1,061,317	953,698
量水器設備	490,562	473,177	413,057	356,601	305,858
その他機械装置	33,101,201	31,668,150	29,429,001	27,254,658	25,124,142
機械及び装置計	53,171,810	50,425,558	46,730,973	43,159,087	39,630,249
車両運搬具	9,685	8,490	5,745	6,950	5,280
器具備品	200,950	216,465	197,798	243,839	251,421
水道改良費	264,303	119,005	455,421	1,607,555	3,940,215
第5期拡張工事費	4,011,454	(注) 0	25,597	1,500,258	5,313,067

建設仮勘定計	4,275,758	119,005	481,018	3,107,814	9,253,282
有形固定資産合計①	201,104,641	198,421,582	192,422,489	188,983,496	189,125,461
総資産合計②	241,923,100	239,603,503	229,794,042	228,123,774	233,345,439
割合(%) ①/②	83.1	82.8	83.7	82.8	81.0

(注)平成18年度の建設仮勘定の振替処理

被災した甲山浄水場の跡地に、貯留能力を向上させるための送水施設である甲山調整池を新設したものであり、平成18年度に以下の科目へ振替処理している(工期：平成13～18年度)。

(単位：千円)

科 目	種 類	金 額
建 物	施 設 用 建 物	10,073
構 築 物	配 水 設 備	6,411,587
構 築 物	そ の 他 構 築 物	28,921
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	88,173
機 械 及 び 装 置	量 水 器 設 備	46,394
機 械 及 び 装 置	そ の 他 機 械 装 置	147,250
合 計		6,732,400

4-1-2. 無形固定資産

無形固定資産は、以下に示すように平成21年度において32,171百万円、総資産の約13.8%を占めている。特に水利権は31,543百万円で総資産の約13.5%を占める重要財産であり、平成18年度1,088百万円、平成19年度1,060百万円、平成20年度1,974百万円、平成21年度には1,819百万円増加している。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
水 利 権	25,602,291	26,690,042	27,750,873	29,724,952	31,543,366
地 上 権	331,072	330,572	330,572	330,572	330,572
施 設 利 用 権	344,163	317,230	290,335	264,826	296,932
電 話 加 入 権	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082
無形固定資産合計①	26,278,609	27,338,928	28,372,863	30,321,433	32,171,954
総資産合計②	241,923,100	239,603,503	229,794,042	228,123,774	233,345,439
割合(%) ①/②	10.9	11.4	12.3	13.3	13.8

4-1-3. 減価償却費

有形固定資産及び無形固定資産を合わせた減価償却費は、以下に示すように平成21年度において8,344百万円であり、営業費用全体の約54.5%を占めている。減価償却費は、平成19年度及び平成20年度に若干減少したとはいえ増加傾向にあり、特に水利権の減価償却費については、平成18年度108百万円、平成19年度114百万円、平成20年度119百万円、平成21年度には169百万円増加している。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
建 物	343,928	337,476	340,647	340,992	333,640
構 築 物	2,355,553	2,313,512	2,342,913	2,323,455	2,288,478
機 械 及 び 装 置	3,640,794	3,709,024	3,698,805	3,590,572	3,529,568
車 両 運 搬 具	3,893	3,616	2,744	1,864	1,669
器 具 備 品	62,302	48,279	48,128	45,655	50,621
有 形 固 定 資 産 ①	6,406,472	6,411,909	6,433,240	6,302,540	6,203,978
水 利 権	1,620,656	1,728,988	1,842,965	1,961,263	2,130,804
地 上 権	1,641	499	—	—	—
施 設 利 用 権	27,130	26,933	26,895	25,509	9,774
無 形 固 定 資 産 ②	1,649,428	1,756,421	1,869,861	1,986,772	2,140,578
減 価 償 却 費 ③(①+②)	8,055,900	8,168,331	8,303,101	8,289,312	8,344,557
営 業 費 用 合 計 ④	14,645,379	14,786,036	14,877,516	15,240,133	15,323,984
割 合 (%) ③/④	55.0	55.2	55.8	54.4	54.5

なお、給水原価における減価償却費の割合は、以下に示すように平成21年度において約43.3%である。給水原価自体は減少傾向にあるものの減価償却費が増加しているため、減価償却費の占める割合は増加傾向にある。

(単位：円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
減 価 償 却 費 ①	27.95	28.34	28.73	28.76	28.95
給 水 原 価 ②	71.20	70.29	69.14	68.24	66.92
割 合 (%) ①/②	39.3	40.3	41.6	42.1	43.3

(企業団作成資料より)

4-1-4. 固定資産除却費

固定資産除却費の状況は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
建 物	659	(注 1)27,531	(注 2)14,657	3,325	4,818
構 築 物	915	362	15,502	(注 5)36,374	(注 5)46,951
機 械 及 び 装 置	(注 3)69,034	(注 4)112,427	846	4,187	(注 6)93,228
車 両 運 搬 具	49	198	—	50	—
器 具 備 品	1,381	1,506	1,470	2,662	4,141
合 計	72,040	142,025	32,477	46,600	149,140

(注 1) 淀川公舎の除却である。

(注 2) 住吉木造及び甲東木造公舎の除却であり、建物に撤去工事代 4,705 千円が含まれる。

(注 3) 甲東センター設備機器取替工事に伴う除却等である。

(注 4) 大道、猪名川、甲東センター設備機器取替工事に伴う除却等である。

(注 5) 1 期中部配水管の更生工事に伴う除却等である。

(注 6) センター化設備設置工事に伴う除却等である。

4-1-5. 固定資産売却損益

固定資産売却損益の状況は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
固 定 資 産 売 却 益	—	(注 1)129,075	—	(注 2)7,952	(注 3)197,454

(注 1) 西宮市甲陽園の土地(2,274.68 m²)及び建物売却益 129,075 千円である。

(注 2) 西宮市菊谷町の土地(27.84 m²)売却益 7,256 千円等である。

(注 3) 西宮市上中市(485.93 m²)他 1 件の土地売却 (一般競争入札) によるものである。

・売却代金 198,610 千円

・帳簿価額 1,155 千円

・売却益 197,454 千円

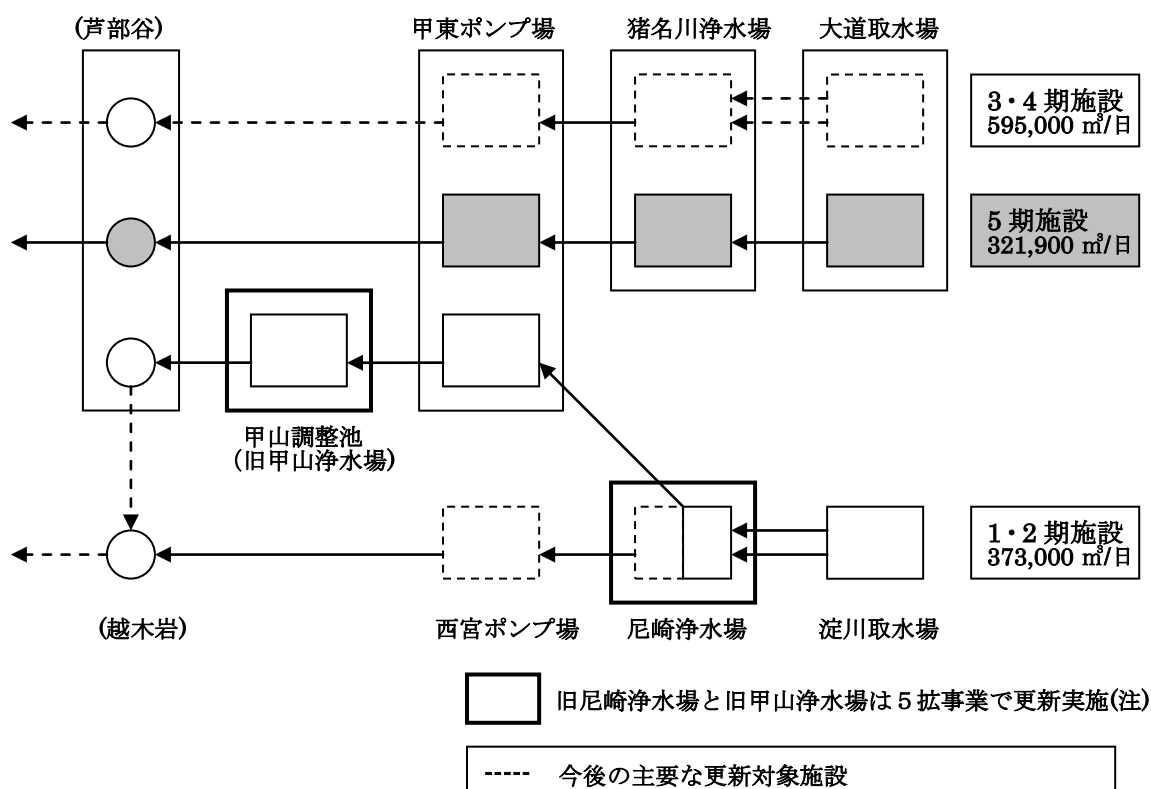
4-2. 有形固定資産

4-2-1. 概要

(1) 施設の状況

企業団の施設は大別して、尼崎浄水場系統（1・2期施設）と猪名川浄水場系統（3・4期施設及び5期施設）の2系統からなり、2つの取水場、2つの浄水場、2つの中継ポンプ場及びそれらをつなぐ管路で構成されている。

概略系統図



施設名	築造年	施設能力 (m ³ /日)
1 期 施設	昭和 12 年～16 年	373,000
2 期 施設	昭和 25 年～31 年	
3 期 施設	昭和 33 年～39 年	240,000
4 期 施設	昭和 39 年～46 年	355,000
5 期 施設	昭和 55 年～平成 22 年	321,900
合 計		1,289,900

(注) 第5期拡張事業は、計画水量 321,900 m³で、3・4期施設に並行して築造されてきた。被災した尼崎浄水場(施設能力 213,000 m³/日)と甲山浄水場(施設能力 160,000 m³/日)については廃止し、尼崎浄水場跡地に新尼崎浄水場(施設能力 373,000 m³/日)を新設することとした。新尼崎浄水場からの浄水は新尼崎送水路を整備し、甲山浄水場跡地に新設された貯水容量 80,000 m³の甲山調整池に送水される。

①第5期拡張事業

企業団では、昭和46年度の第4期拡張事業完成により、1日最大給水能力968,000 m³の施設（1・2期施設373,000 m³、3・4期施設595,000 m³）を有することとなったが、その後の人口増加や水需要増加に対応するため、昭和53年度から1日最大給水量を321,900 m³増加して1,289,900 m³にする第5期拡張事業を実施してきた。

第5期拡張事業の最終的な総事業費の予定額は214,995百万円であり、その内訳及び主な事業変更は、イ及びウに示すとおりである。

第5期拡張事業の進捗は、アに示すとおり平成21年度において計画事業費の約97%であり、残事業となる新尼崎浄水場のⅡ期工事は平成22年度に完成予定である。

ア. 施設の完成状況

第5期拡張事業の施設完成による振替額は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

年 度	完成による振替額	事 業 内 容
昭和61年	3,567,739	施設の一部稼動
平成元年	6,968,106	施設の一部稼動
平成5年	25,698,601	猪名川浄水場・第1期施設完成
平成7年	27,852,707	猪名川浄水場・第2期施設完成
平成9年	10,493,147	猪名川浄水場・第3期施設完成
平成10年	—	既設猪名川浄水場・東系高度浄水施設完成
平成12年	100,155,488	既設猪名川浄水場・西系高度浄水施設完成
平成13年	12,653,033	新尼崎浄水場・第Ⅰ期施設完成
平成16年	4,584,715	新尼崎送水路完成
平成18年	6,732,400	甲山調整池完成
小 計 (B)	198,705,939	
平成19～21年	(注)5,313,067	新尼崎浄水場・第Ⅱ期施設着工中
合 計 (A)	204,019,007	
平成22年	—	新尼崎浄水場・第Ⅱ期施設完成予定

(B) ÷ (A) = 97.4%

(注)平成21年度における建設仮勘定である。

イ. 総事業費の内訳

(単位：百万円)

費	目	金 額
	大道取水施設費	1,517
	取水施設費	1,517
	大道ポンプ場費	4,070
	大道導水路費	17,155
	導水施設費	21,226
	猪名川浄水場費	29,098
	既設猪名川浄水場費	21,422
	新尼崎浄水場費	32,933
	浄水施設費	83,453
	猪名川ポンプ場費	5,654
	猪名川送水路費	8,664
	甲東ポンプ場費	5,225
	甲東送水路費	4,203
	新尼崎ポンプ場費	5,363
	尼崎送水路費	637
	西宮送水路費	70
	芦屋送水路費	1,038
	神戸送水路費	13,037
	甲山調整池費	6,543
	新尼崎送水路費	3,825
	送水施設費	54,265
	本工事費	160,463
	用地費及び補償費	7,904
	調査費	2,023
	機械器具費	12
	営繕費	27
	工事雑費	2,167
	工事費	172,598
	事務費	4,775
	建設元金及び利息	37,621
	事業費合計	214,995

ウ. 主な事業変更及びその理由

時 期	計画目標年度 (工 期)	総事業費 (百万円)	主な変更理由
当初 昭和 53 年 8 月(認可) 昭和 54 年 3 月(議決)	昭和 65 年 (昭和 53～59 年度)	74,939	今後の水需要への対応 968,000 m ³ /日→1,289,900 m ³ /日
第 1 回見直し 昭和 57 年 3 月(議決)	昭和 65 年 (昭和 53～62 年度)	90,590	
第 2 回見直し 昭和 60 年 3 月(議決)	昭和 75 年 (昭和 53～70 年度)	108,129	
第 3 回見直し 平成元年 3 月(議決)	平成 12 年 (昭和 53～平成 12 年度)	124,867	
第 4 回見直し 平成 2 年 3 月(議決)		125,471	
			H3 末琵琶湖開発事業概成
第 5 回見直し 平成 4 年 2 月(認可) 平成 4 年 3 月(議決)	平成 17 年 (昭和 53～平成 12 年度)	173,209	水利権不足に対応 (水源に猪名川を追加) 総合的な水質改善 (高度処理導入を追加)
第 6 回見直し 平成 7 年 12 月(議決)		216,670	被災浄水場の耐震化 (新尼崎浄水場築造を追加)
第 7 回見直し 平成 9 年 3 月(議決)		218,706	
			H10 日吉ダム水利権許可
第 8 回見直し 平成 12 年 12 月(議決)	平成 23 年 (昭和 53 年～平成 21 年度)	227,000	貯留能力の向上 (甲山調整池築造等を追加)
第 9 回見直し 平成 16 年 3 月(議決)		216,200	水源の見直し (猪名川取導水を削除)
第 10 回見直し 平成 19 年 3 月(議決)		215,500	
第 11 回見直し 平成 22 年 3 月(議決)		214,995	
完 成 予 定 平成 22 年 8 月			

②築造時期別の施設状況

企業団では、水道水の安定供給を継続するため、施設の経年劣化への対応や耐震性能の低い施設の解消が求められている。このため、阪神・淡路大震災時に経年化施設が大きな被害を受けたことにより、十分な水量・水圧を確保できなかった反省から、「阪神水道企業団施設耐震化提言書」（平成7年6月）を踏まえ、平成8年3月に「阪神水道企業団施設耐震化基本計画」が策定された。これに基づき施設の更新や耐震化が進められている。

企業団の施設は、アに示すように築造時期ごとに3世代に大別される。このうち、1・2期の構造物は、現在更新中の淀川ポンプ場施設を含めると概ね更新が終了するが、施設能力の割合が大きい3・4期の構造物は、イに示すように今後施設更新を考える時期にきている。

ア. 築造時期別施設

施設	計画一日 最大供給量(m ³ /日)	築造時期	主な施設 (平成20年4月現在)
1・2期施設	373,000	S12～S31	淀川取水場(一部更新中) 尼崎浄水場(新尼崎浄水場として半量分更新済) 甲山浄水場(調整池として更新済) 西宮ポンプ場(未更新)
3・4期施設	595,000	S33～S47	大道取水場(未更新) 猪名川浄水場(災害復旧) 甲東ポンプ場(未更新)
5期施設	321,900	S55～H22	大道取水場 猪名川浄水場 甲東ポンプ場

(平成20年12月 水道用水供給ビジョンより作成)

イ. 主な施設の整備状況 (計画を含む)

施設		H20	H21	H22	H23	H24～27
1・2期	淀川取水場	ポンプ施設更新(H18～) →				
3・4期	猪名川浄水場			運転管理棟・ろ過池更新 (設計調査) →		運転管理棟・ろ過池更新 (～H29) →
5期		新尼崎Ⅱ期(5 拡) →				

(「財政計画(平成20～23年度)」より作成)

③系統別の浄水場能力の状況

現在の浄水場能力は、以下に示すように、尼崎浄水場系統が日量 186,500 m³、猪名川浄水場系統が 916,900 m³となっており、全浄水能力の約 80%が猪名川浄水場系統である。

なお、現在着工している新尼崎浄水場Ⅱ期工事の完成により、浄水能力は日量 373,000 m³となり、全浄水能力の約 70%となる予定である。これにより、浄水場間の能力バランスが改善されること（猪名川：尼崎 8：2⇒7：3）、猪名川浄水場の 3・4 期施設が長期間停止可能となることが見込まれている。

<系統別の施設能力>

系 統 別 施 設		施設能力（日量m ³ ）	
		現 状	新尼崎浄水場Ⅱ期整備後
尼崎浄水場	1・2 期施設	186,500 (16.9%)	373,000 (28.9%)
猪名川浄水場	3・4 期施設	595,000 (53.9%)	(注)595,000 (46.1%)
	5 期施設	321,900 (29.2%)	321,900 (25.0%)
合 計		1,103,400 (100.0%)	1,289,900 (100.0%)

（平成 20 年 12 月 水道用水供給ビジョンより作成）

（注）構成 4 市の水需要等を勘案し、施設更新時に現行計画の 1,289,900 m³/日から現有の 1,128,000 m³/日を上限として能力を見直す。

④今後の施設更新・整備計画

企業団の今後の施設更新・整備計画は、「財政計画（平成 20～23 年度）」（抜粋）によれば、次のとおりである。

2. 整備計画

（施設について）

○これまで、新尼崎浄水場は計画能力 373,000 m³/日のうち、1 期工事において半量分の整備が完了している。Ⅱ期工事は、沈澱池半量分と高度浄水処理などの関連設備工事を施工するもので、平成 20 年度に着工し、平成 21 年度完成の予定である。また、淀川ポンプ施設更新工事は平成 18 年度に着工し、平成 21 年度の完成を予定しており、これにより 1・2 期系統の基幹施設更新は概ね完了する。

○今後は、施設の重要度、震災被害の状況及び耐震診断結果を基に、3・4 期施設のうち、猪名川浄水場（運転管理棟、ろ過池）の更新を、最重要項目として位置付けている。なかでも、運転管理棟は、ろ過池の洗浄水槽及び猪名川浄水場全系統の計算機設備、薬品注入設備等、運転制御機能の中核となる設備を配置しており、被災や事故時の影響が甚大であることから、優先的に更新を進めていく必要がある。また施設能力については、構成 4 市の水需要等を勘案し、3・4 期施設の更新に向けて見直しを検討する。（現行計画の 1,289,900 m³/日から現有の 1,128,000 m³/日を上限として見直す。）

○平成 20～23 年度において、平成 22 年度及び平成 23 年度に設計調査費（運転管理棟、ろ過池）を計上するが、施設の更新時期・規模及び方法等について、構成 4 市と企業団との間で十分な調整・協議を行うこととする。

（管路について）

○これまで、老朽化等により機能低下した 1～3 期の管路を対象に更新を行ってきたが、総延長約 186km の管路のうち、約半分が更新対象管路として残っており、今後も着実に更新を行っていく必要があり、劣化事象の有無、重要度、耐震性、経過年数、施設位置等の項目を検討し、優先度の高いものから水運用などに配慮しつつ、計画的に更新していく。

○平成 20～23 年度において、基幹管路については、1 期越木岩送水トンネルと同様の震災被害が懸念される無筋コンクリートの 3 期芦部谷送水トンネル及び近年漏水が多発している 4 期大道導水路のコンクリート管部等の更新を実施する。また、配水管については、近年における漏水事故の状況を踏まえ、管体強度自体が低く、破裂事故など断水に直結する可能性の高い石綿セメント管（内面ポリエチレン管等挿入済）の更新を進め、平成 21 年度中に解消する。

(2)各施設の状況

①取水場

ア. 大道取水場及び淀川取水場の概要

	大道取水場 (3・4・5期系統)	淀川取水場 (1・2期系統)
稼 動 年 月	昭和 38 年 7 月	昭和 17 年 4 月
敷 地 面 積	25,208 m ²	11,263 m ²
施 設 能 力	916,900 m ³ /日	373,000 m ³ /日
取 水 口	淀川表流水は、取水塔及び取水口から取水管と暗渠を通して堤防を横断し、大道取水場の沈砂池に入る	淀川表流水は、高水敷を通過して自然流下で堤防を横断し、淀川取水場の沈砂池に入る
ポ ン プ 場	取水口から流入した原水は、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、大道導水路を通り猪名川浄水場へ導水される	取水口から流入した原水は、沈砂池を経て、ポンプ圧送により、淀川導水路を通り尼崎浄水場へ導水される

イ. 大道取水場及び淀川取水場の資産状況

(単位：千円)

科 目	種 類	大 道 取 水 場	淀 川 取 水 場
土 地	施 設 用 地	85,629	14,328
建 物	施 設 用 建 物	669,249	50,248
構 築 物	原 水 設 備	776,299	87,209
	そ の 他 構 築 物	23,152	3,027
	小 計	799,452	90,239
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	828,242	33,899
	ポ ン プ 設 備	1,937,727	53,993
	量 水 器 設 備	18,905	7,741
	そ の 他 機 械 装 置	492,560	97,713
	小 計	3,277,436	193,347
車 両 運 搬 具	—	52	56
器 具 備 品	—	9,129	1,687
合 計		4,840,950	349,905

(注)淀川取水場では、昭和 17 年 4 月に稼動したポンプ施設の老朽化に伴い、平成 18 年からポンプ室築造工事及び機器取替工事を実施している ((4)建設仮勘定②水道改良費ア及びイ参照)。

②浄水場

ア. 猪名川浄水場及び尼崎浄水場の概要

	猪名川浄水場	尼崎浄水場
稼 動 年 月	昭和 38 年 7 月	平成 13 年 4 月
敷 地 面 積	161,096 m ²	66,434 m ²
施 設 能 力	916,900 m ³ /日	186,500 m ³ /日(平成 21 年度時点) (計画 373,000 m ³ /日)
概 要	<p>大道取水場から大道導水路を経て送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送により、猪名川送水路を通り甲東ポンプ場へ、他は、東部配水管路を通過して尼崎市へそれぞれ送配水される</p>	<p>淀川取水場から淀川導水路を経て送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送により、1 期送水は 1 期尼崎送水路を通り西宮ポンプ場へ、また、2 期送水は 2 期尼崎送水路を通り甲東ポンプ場へ、他は、東部配水管路を通過して尼崎市へそれぞれ送配水される</p>

イ. 猪名川浄水場及び尼崎浄水場の資産状況

(単位:千円)

科 目	種 類	猪 名 川 浄 水 場	尼 崎 浄 水 場
土 地	施 設 用 地	(注 2)2,823,495	56,295
建 物	施 設 用 建 物	4,637,782	4,431,473
構 築 物	浄 水 設 備	26,677,057	12,438,989
	配 水 設 備	733,873	11,521
	そ の 他 構 築 物	68,102	870,236
	小 計	27,479,033	13,320,747
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	2,616,328	1,245,782
	ポ ン プ 設 備	2,667,162	754,340
	薬 品 注 入 設 備	589,536	300,403
	量 水 器 設 備	33,047	27,283
	そ の 他 機 械 装 置	(注 1)16,618,243	6,434,553
小 計	22,524,318	8,762,363	
車 両 運 搬 具	—	2,410	269
器 具 備 品	—	18,804	22,483
合 計		57,485,845	26,593,632

(注 1)主なものは、平成 17 年に取得したろ過池設備 1,128,122 千円、沈澱池設備 2,182,101 千円、活性炭処理設備 2,024,005 千円、オゾン処理設備 1,778,096 千円である。

(注 2)宝塚市(売却予定地) 763,079 千円、川西市(事業用定期借地権)39,411 千円を除く。

③送水センター

ア. 甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場の概要

	甲東ポンプ場	西宮ポンプ場
稼 動 年 月	昭和 31 年 7 月	昭和 17 年 4 月
敷 地 面 積	29,800 m ²	9,041 m ²
概 要	猪名川浄水場及び尼崎浄水場から、猪名川送水路及び尼崎送水路を経て送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、西宮市並びに芦屋市へ送配水される。 送水センターでは、全てのポンプの遠隔操作とモニターによる水質監視を行っている。	尼崎浄水場から尼崎送水路を経て送られてきた浄水は、ポンプ圧送により神戸市、西宮市並びに芦屋市へそれぞれ送配水される。

イ. 甲山調整池について

平成 18 年度において、5 拡事業として甲山浄水場跡地に甲山調整池が新設された。

神戸市、西宮市、芦屋市に対する調整池(容量 40,000 m³×2 池)であり、非常時における安定供給継続のため、有効容量の約 4 割にあたる水量を常時貯留し、応急給水施設及び水質監視モニターを設置している。この甲山調整池の完成により、震災当時の浄水貯留容量は 1 日平均配水量に対して約 5 時間分であったが、約 8 時間分が確保されるようになる。

ウ. 甲東ポンプ場、西宮ポンプ場及び甲山調整池の資産状況

(単位:千円)

科 目	種 類	甲 東 ポ ン プ 場	西 宮 ポ ン プ 場	甲 山 調 整 池
土 地	施 設 用 土 地	2,468,864	17,117	73,958
建 物	施 設 用 建 物	973,285	93,491	102,016
構 築 物	浄 水 設 備	—	—	175
	配 水 設 備	3,566,965	275,661	6,253,467
	そ の 他 構 築 物	87,032	8,193	30,163
	小 計	3,653,997	283,854	6,283,806
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	840,735	104,132	60
	ポ ン プ 設 備	1,886,692	152,670	13
	薬 品 注 入 設 備	39,564	24,194	—
	量 水 器 設 備	47,467	115,219	56,193
	そ の 他 機 械 装 置	746,923	191,386	40,065
小 計	3,561,382	587,604	96,332	

車 両 運 搬 具	—	156	—	—
器 具 備 品	—	10,461	923	492
合 計		10,668,149	982,991	6,556,606

④水質試験所

ア. 水質試験所の概要

水質試験所では、安全な水道水を供給するために、水源、浄水場及び送配水に至る水質検査及び水質管理及び各種調査を行う。水質検査の精度並びに信頼性の確保及び向上を目指し、水道 GLP に基づく品質管理システムを導入している。

イ. 水質試験所の資産状況

(単位：千円)

科 目	種 類	残 高
建 物	施 設 用 建 物	192,406
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	2,197
	そ の 他 機 械 装 置	6,394
	小 計	8,591
車 両 運 搬 具	—	616
器 具 備 品	—	107,277
合 計		308,891

(3) 取水管・導水管及び管路の状況

ア. 管路については、震災以降、経年化とともに機能が低下した1～3期を中心に年平均2%程度の延長割合で更新を行っている。また、今後数年内に4期系統も更新対象の管路(布設から40年以上経過した経年化管路)に加わってくるため、更新対象の管路は全体の半分程度となる。管路(総延長186,974m)の状況は、以下のとおりである。(単位:m)

1・2期幹線	取水管	3,532.5	55,400.9
	淀川導水路	18,342.0	
	尼崎送水路	14,129.5	
	甲東送水路	2,741.1	
	西宮送水路	3,126.1	
	越木岩送水路	11,140.9	
	甲山送水路	2,388.8	
3・4期幹線	取水管	273.3	42,082.6
	大道導水路	24,096.2	
	猪名川送水路	6,577.2	
	甲東送水路	2,741.4	
	芦部谷送水路	8,394.5	
5期幹線	取水管	348.0	33,693.9
	大道導水管	13,537.7	
	猪名川送水路	6,388.5	
	尼崎送水路	165.4	
	甲東送水路	3,132.7	
	西宮送水路	30.4	
	芦屋送水路	2,544.1	
	神戸送水路	7,547.1	
配水管	東部配水管(注1)	26,026.5	55,797.2
	中部配水管(注2)	21,349.9	
	西部配水管(注3)	8,420.8	
総合計			186,974.6

(注1) 尼崎市に配水する管 (注2) 西宮市に配水する管 (注3) 芦屋市・神戸市に配水する管

イ. 取水管及び導水管、送水管(工務課)の資産状況 (単位:千円)

科	目	種	類	工務課	摘要
構	築	原	水	27,897,654	取水管及び導水管
	〃	配	水	39,897,628	送水管
合	計			67,795,283	

(4) 建設仮勘定

①水道拡張費(第5期拡張事業)

水道拡張費(第5期拡張事業)の明細は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

工 種	H19	H20	H21 (H20 繰越)	H21	合 計
<浄水施設費>					
施設築造工事	—	449,856	2,464	879,672	1,331,993
オゾン接触設備	—	118,700	100,161	69,723	288,585
排水処理設備	—	214,300	33,874	360,287	608,461
オゾン発生器設備	—	181,300	—	107,563	288,863
活性炭処理設備	—	309,100	—	365,186	674,286
活性炭処理設備支給品	—	—	—	191,409	191,409
薬品注入設備	—	—	—	89,070	89,070
沈澱池設備	—	—	—	820,755	820,755
計算機設備	—	—	—	262,401	262,401
一般計装設備	—	—	—	77,978	77,978
沈澱池付帯配管工事	—	—	—	30,350	30,350
付帯配管ライニング工事	—	—	—	1,199	1,199
沈澱池付帯配管支給品	—	—	—	93,079	93,079
下水道使用料	—	143	—	799	943
新尼崎浄水場費計	—	1,273,400	136,500	3,349,477	4,759,377
<送水施設費>					
送配水ポンプ設備	—	111,620	75,329	46,040	232,989
送水ポンプ設備	—	—	—	119,933	119,833
新尼崎ポンプ場費計	—	111,620	75,329	165,873	352,823
<調査費>	13,500	—	—	—	13,500
<工事雑費>	118	31,253	2,939	22,089	56,399
<事務費>	11,979	58,388	13,748	46,851	130,966
合 計	25,597	1,474,661	228,516	3,584,292	5,313,067
(うち国庫補助金)	4,664	479,754	72,077	1,208,743	1,765,239

②水道改良費

企業団では、主要施設整備計画に基づき、淀川ポンプ施設関連として、淀川ポンプ室施設更新工事、淀川取水場センター設備機器取替工事、淀川取水場計装設備設置工事を実施し、また既設管路の更生工事関連として、3期芦部谷送水トンネル更生工事を実施している。

ア. 淀川ポンプ室施設更新工事

淀川取水場は、昭和17年に一部給水を始めてから約60年を経ており、ポンプ室並びに関連施設の老朽化や導水ポンプの更新時期を迎えていること、また阪神大震災以降、耐震対策の必要性も緊急課題に挙げられていたことから、耐震化を考慮した施設更新工事を実施している。

(単位：千円)

工 事 名 称	年 月	金 額	うち事務費
実施設計業務委託(ポンプ室耐震化)	16年3月	17,000	—
実施設計業務委託(ポンプ室)	18年3月	24,890	—
ポンプ室築造工事	19年3月	36,025	1,301
ポンプ室築造工事	20年3月	164,010	1,116
職員給与費他	20年3月	6,799	6,799
実施設計業務委託(ポンプ設備)	20年7月	9,500	—
ポンプ室築造工事	21年3月	193,352	244
ポンプ室築造工事他3件(注)	21年3月	431,219	7,209
ポンプ室築造工事他1件	22年3月	154,862	770
ポンプ室築造工事他7件	22年3月	1,246,621	8,189
合 計		2,284,282	25,630
(うち国庫補助金)		16,296	—

(注)淀川取水場受配電設備取替工事 273,184千円を含む。

イ. 淀川取水場センター設備・計装設備工事

上記アに関連した淀川取水場の設備機器取替・計装設備設置工事である。

(単位：千円)

工 事 名 称	年 月	金 額	内 事 務 費
設備機器取替工事	21年3月	106,407	—
〃	22年3月	211,893	—
計装設備設置工事	22年3月	20,240	—
合 計		338,540	—

ウ. 3期芦部谷送水トンネル更生工事

昭和33年～39年にかけて施工された3期芦部谷送水トンネル（区間：芦部谷～西天上川約7,963m）の管路更生工事を実施している。（単位：千円）

工 事 名 称	年 月	金 額	内 事 務 費
実施設計業務委託その2	17年3月	12,250	—
財産区共有地使用料	19年3月	4	—
騒音対策工事他1件	20年3月	104,246	89,046
トンネル調査工事	20年3月	6,590	—
ポンプ室騒音対策工事他2件	21年3月	406,744	11,024
給与費他	21年3月	8,220	8,220
断水対策工事他1件	21年3月	45,902	—
鋼管工事他3件	22年3月	597,056	31,748
実施設計業務委託	22年3月	7,880	—
合 計		1,188,896	140,040
(うち国庫補助金)		154,276	—

エ. その他

(単位：千円)

工 事 名 称	年 月	金 額	内 事 務 費
実施設計業務委託（1期西部配水管（芦屋線）他2件	22年3月	23,662	212
実施設計業務委託（1期尼崎送水管更新工事）	22年3月	3,460	220
実施設計業務委託（4期大道導水管更新工事）	22年3月	11,357	—
実施設計業務委託（1期東部配水管（本線）更新工事	22年3月	2,380	—
施設現況機能調査業務委託	22年3月	61,900	—
実施設計業務委託（2期東部配水管（共同溝）更新工事	22年3月	1,896	16
上ヶ原（神呪）量水池送水流量計取替工事	22年3月	23,840	—
合 計		128,496	449
(うち国庫補助金)		6,451	—

オ. 上記ア～エの残高を要約すると、以下のとおりである。

(単位：千円)

工 事 名 称	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ア	17,000	41,890	77,915	248,724	882,795	2,284,282
イ	—	—	—	—	106,407	338,540
ウ	12,250	12,250	12,254	123,090	583,956	1,188,896
エ	—	—	—	—	—	128,496
合 計	29,250	54,140	90,169	371,814	1,573,158	3,940,215

(5) 土地の状況

①施設用地

(単位：千円)

名 称	公簿(m ²)	実測(m ²)	残 高	うち国庫補助金
淀 川 取 水 場	11,687.00	11,687.89	14,328	—
大 道 取 水 場	25,208.00	25,208.00	85,629	4,434
猪名川浄水場(注1)	170,109.21	215,144.80	3,625,985	815,321
尼 崎 浄 水 場	66,433.09	71,236.74	56,295	—
送 水 : 甲 東	29,799.95	33,264.47	2,468,864	798,742
送 水 : 甲 山	47,756.00	48,569.79	73,958	—
送 水 : 西 宮	20,629.00	21,865.35	17,117	—
事 業 所 計 (A)	371,622.25	426,977.04	6,342,179	1,618,498
1 期 淀 川 導 水 路	4,313.92	4,402.38	2,766	—
2 期 淀 川 導 水 路	10,576.12	10,944.30	7,785	—
2 期 尼 崎 送 水 路	11,593.81	11,852.66	15,441	—
2 期 甲 東 送 水 路	7,520.20	9,285.13	19,139	—
大 道 導 水 路 (単 独 地)	34,912.52	35,697.11	343,376	—
大 道 導 水 路 (共 有 地) (注 2)	25,139.61	28,469.26	155,349	—
猪 名 川 送 水 路 (単 独 地)	6,257.74	6,339.70	49,205	—
猪 名 川 送 水 路 (共 有 地) (注 2)	19,469.08	19,638.72	154,608	—
送 配 水 管 路	27,419.07	27,669.16	76,678	—
5 拡 管 路 用 地	7,367.64	7,412.97	1,479,959	373,400
管 路 計 (B)	154,569.71	161,711.39	2,304,311	373,400
施設用地合計 (A) + (B)			8,646,490	1,991,899

(注1)以下のものが含まれる。

宝塚市長尾町(公簿 5,568.00 m²、実測 6,466.43 m²、763,079 千円)

川西市矢問 (公簿 3,445.00 m²、実測 3,494.00 m²、39,411 千円)

(注2)共有地は、神戸市との共同買収による用地であり、持分は企業団 2/3、神戸市 1/3 である。なお、面積は神戸市との合計面積、金額は企業団の持分割合を乗じた額を記載している。

②事務所在地

(単位：千円)

名 称	公簿(m ²)	実測(m ²)	残 高
本 庁 舎	3,235.00	3,235.57	34,038

③その他土地

(単位：千円)

名 称	公簿(m ²)	実測(m ²)	残 高
公 舎	7,875.00	7,892.81	13,491
そ の 他 (注)	6,205.00	6,212.21	13,697
その他土地合計			27,189

(注)駐車場・資材置場である。

4-2-2. 監査の結果及び意見

(1) 固定資産台帳の整備

公有財産管理規程第 8 条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現状を的確に把握するという「公有財産の適正な管理」の観点から、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳（以下「固定資産台帳」）を置くこととされており、また財務規程第 135 条において、「固定資産に増減異動を生じた場合は、速やかに台帳を整理しなければならない。」と規定している。

増減異動事由	報告書類
(1)工事又は工作による場合	固定資産別経費精算書又は未完成報告書
(2)購入による場合	固定資産取得報告書
(3)交換受、無償譲受の場合	固定資産取得報告書
(4)売却、交換渡、滅失き損、廃棄、撤去取り壊し	固定資産除却報告書
(5)その他異動変更（用途変更、所管換等）	固定資産異動報告書(財務規程第 114 条)

現在、企業団で使用されている固定資産台帳は、公営企業法施行当初からの様式を踏襲し、すべての固定資産について手書きによる管理を行っている。その固定資産台帳の件数及び台帳冊数は、以下に示すようにそれぞれ 3,970 件、46 冊という膨大な数量である。

<固定資産台帳の数量及び冊数>

科目	数量(件)	冊数(冊)
土地	1,166	12
建物	58	3
構築物	522	10
機械及び装置	1,435	11
車両運搬具	24	1
器具備品	590	4
建設仮勘定	—	1
無形固定資産	175	4
合計	3,970	46

(企業団提出資料より)

【意見 4-1 減価償却費との対応関係の明確化について】

配管の取替工事が行われた場合には、部分除却の処理が必要となる。

地方公営企業法施行規則第 8 条第 8 項では、「地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額するときの額は、当該撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。」と規定しており、配管の距離数を基準に按分することが合理的と考えられる。

企業団も基本的にはこれに基づき以下の除却処理を行っている。

①除却した配管の取得価額

(取得価額 ÷ 配管の距離数) × 除却した配管の距離数

②除却した配管の減価償却累計額

(減価償却累計額 ÷ 配管の距離数) × 除却した配管の距離数

③除却する配管の帳簿価額(除却費)

③ = ① - ②

固定資産台帳(配管)を閲覧した結果、固定資産台帳上の記載項目である毎年度の減価償却累計額及び現在残高の記載が省略され、以下に示すように固定資産台帳とデータベースによる減価償却費(決算資料)との対応関係が不明確となっているものが散見された。

科 目	資産番号	内 容
構築物(配水設備)	51	異なる耐用年数のものが同一の資産番号で管理されており、償却費計算との対応が明確でない。 (【意見 4-10 減価償却費の過不足について】③ア参照)
構築物(配水設備)	53	同一の番号で管理されている資産に取替工事等の増減があった場合、償却費計算との対応が明確でない。 (【意見 4-10 減価償却費の過不足について】③イ参照)

これは膨大な固定資産台帳の作成をすべて手作業で行っていることから生ずるものであり、データベースによる減価償却費の計算(決算資料)に重点が置かれ、固定資産台帳への記載が失念されたものと考えられる。しかしながら、固定資産台帳への記載を省略すると毎年度の固定資産の償却費計上額の履歴及び現在残高が適切に把握できないことになり、「財産の適正な管理」の観点から問題である。

固定資産台帳の記載項目は省略せずに記載することにより、固定資産台帳の精緻化を図り、減価償却費(決算資料)との対応関係を明確にする必要がある。

【意見 4-2 国庫補助金との対応関係の明確化について】

固定資産台帳上あるべき補助金を検討した結果、償却計算（データベース）上の金額、決算資料（償却明細及び土地明細）上の金額とは、「(13) 国庫補助金との対応」に示すように著しく乖離しており、決算資料と固定資産台帳とが不一致となっているケース（【意見 4-20 決算資料と固定資産台帳との不一致について】参照）や特定資産との個別対応が不明となっているケース（【意見 4-21 個別資産との対応が不明の補助金について】参照）が散見された。

また固定資産台帳で管理されている国庫補助金と貸借対照表上の資本剰余金（国庫補助金）とが不一致のため、会計処理が必要なもの（【意見 4-22 国庫補助金取崩しの会計処理について】参照）が散見された。

国庫補助金により取得した固定資産についてみなし償却を適用している場合には、特に国庫補助金の金額が毎年度の減価償却費に影響を及ぼすことになるため、固定資産台帳の精緻化を図り、国庫補助金について適正な管理を行うことが重要となる。そのためには、固定資産台帳上の補助金、償却費計算上の補助金、減価償却明細（決算資料）上の補助金を一元的に管理できる体制を確立する必要がある。

【意見 4-3 固定資産台帳の記載不備について】

①新規取得資産

平成 21 年度における新規取得資産について固定資産台帳との照合を行った結果、新規取得資産については、取得年度での固定資産台帳への記載が行われていない。これは、減価償却費の計算が取得年度の翌年度より開始されることから、減価償却計算に合わせて取得年度より 1 年遅れて固定資産台帳への記載を行っているためである。

固定資産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本である。「財産の適正な管理」という観点から、資産取得の事実を明確化するため、取得年度より固定資産台帳を記載すべきである。

②土地

固定資産台帳（土地）を閲覧した結果、次のとおり記載不備のものが散見された。

資産名称	資産番号	内容
猪名川浄水場(宝塚市)	1	①取得年月日の記載がされていない。 ②当初取得時以後の増減について、その理由及び面積（公簿・実測）について明瞭に記載されていない。 ③現状では異動時に二重線で見え消し修正を行っており、増減の経過が不明瞭である。
大道取水場	1	①実測面積の記載がされていない。

本庁舎	1	<p>①当初取得時以後の増減について、増減欄及び現在欄に面積（公簿・実測）、価額が記載されていない。</p> <p>②現状では、異動時に二重線での見え消し修正を行っており、増減の経緯が不明瞭である。</p>
-----	---	---

財務規程第 134 条 1 項では、「財務課長は、所管に属する固定資産台帳図面及び附属書類を備え、固定資産の増減及び現状を常に明らかにしておかなければならない」、また同条第 2 項では、「各課長は、固定資産整理簿を備え、その所管に属する固定資産の増減異動を整理しなければならない」と規定している。

「財産の適正な管理」の観点から、固定資産（土地）の取得時から増減及び現状について、固定資産台帳（土地）への記載を明瞭に行うべきである。

③建設仮勘定

財務規程第 135 条によれば、「工事又は工作による場合には、固定資産別経費精算書又は未完成報告書に基づいて速やかに台帳を整理しなければならない。」と規定されている。

固定資産台帳を閲覧した結果、平成 21 年度における建設仮勘定の増加額及び減少額が固定資産台帳に記載されていない。これは、減価償却費の計算等に関係がないため固定資産台帳への記載が遅れていると考えられるが、固定資産台帳と決算資料との整合性を確保するためにも、工事ごとに固定資産台帳で管理すべきである。

【意見 4-4 固定資産管理システムの早期導入について】

固定資産台帳の管理担当者は、毎年度決算ごとに、取得価額、減価償却費及び減価償却累計額、期末残高の台帳への記載、除却資産があった場合には除却費、国庫補助金の取崩額の台帳への記載などをすべて手作業で行わなければならない、その事務処理の負担は相当のものであると考えられる。毎年の減価償却費は、エクセルを利用したデータベースによる減価償却明細（決算資料）により計算し、この計算結果を各固定資産ごとに手書きで固定資産台帳へ転記している。このため、【意見 4-1 減価償却費との対応関係の明確化について】に記載のとおり一部の固定資産について固定資産台帳と減価償却費（決算資料）とが対応しておらず、また国庫補助金についても【意見 4-2 国庫補助金との対応関係の明確化について】に記載のとおり固定資産台帳上の金額と減価償却明細上の金額（決算資料）とが対応していない。

この点について、企業団では、すでに固定資産管理システムの導入を決定しており、平成 24 年度への本格的稼働に向けて現在計画が進められている。固定資産管理システムの導入により、従来手書きで行っていた大部分の固定資産台帳への転記が省け、また転記によるミスも防止することが可能となる。さらに各種集計作業、対応するデータの検索なども容易になる。「財産の適正な管理」や「業務の効率化」の観点からも早急に導入することが望まれる。

(2) 固定資産の登記

公有財産管理規程第 10 条では、「登記または登録を要する資産を取得したときは、遅滞なく登記又は登録の手続をしなければならない。」と規定されており、原則的には不動産取得時に遅滞なく登記することが要請されている。

【意見 4-5 重要な施設（建物）の登記について】

企業団の所有する建物については、不動産登記がなされていない。これは、建物が一般の取引対象となりにくいこと、建物から固定資産税が発生しないため、不動産登記を適切に行った場合の手間や費用に対してメリットが少ないこと、さらに不動産登記法において「国又は地方公共団体が所有する土地又は建物についての表示に関する登記の申請義務については、当分の間これを免除するとの従前の取扱いを継続することとしている（不動産登記法附則第 9 条）」と規定されていることが主な理由である。

しかしながら、財産の適正な管理及び今後求められる情報公開の観点からも重要な建物については、登記することが適切であると考ええる。すなわち、適時に表示登記を行い、不動産登記簿を基礎とした正確な固定資産台帳を作成し、契約書等と照合するといった建物の管理体制を整備することが望まれる。

(3) 固定資産の現物管理

①器具備品について

財務規程第 136 条及び第 138 条によれば、固定資産には、1 整理単位に固定資産番号を付し、年 1 回実地照合を行うことにより「(1)台帳と固定資産整理簿、(2)台帳と固定資産との実体」を照合し、その一致を確認しなければならないとされている。

施設等の現地視察及び固定資産、貯蔵品の現物確認を以下のとおり実施した。なお、甲東ポンプ場施設の現地視察は、平成 22 年 6 月 25 日に実施している。

<実施日：平成 22 年 10 月 20 日>

施設名	区 分	内 容	対応課所
淀 川 取水場	現地視察	・施設の概況をヒアリングの後、現地視察(管理室、沈砂池、ポンプ室等)を実施	①③④
	粉 末 活性炭	・前日までのデータ入力済の受払簿のコピー及び配置図を入手し、現物確認を実施	④
淀 川 取水口	現地視察	・施設の現地視察を実施	④
大 道 取水場	現地視察	・施設の概況をヒアリングの後、現地視察(管理室、取水口(取水塔)、沈砂池、ポンプ室等)を実施	④
	粉 末 活性炭	・前日までのデータ入力済の受払簿のコピー及び配置図を入手し、現物確認を実施	④
	管 類 (備蓄財)	・H21 年度末貯蔵品残高報告書のコピー及び配置図を入手し、現物確認を実施	①
猪名川 浄水場	浄化薬品 (3 種類)	・浄化薬品(次亜塩素酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、苛性ソーダ)についての在庫量、貯蔵場所、日々の受払量の確認方法をヒアリングの後、前日までのデータ入力済の受払簿のコピー及び配置図を入手し、現物確認(データ上の数値とタンクの数値の確認等)を実施	④
	管 類 (備蓄財)	・H21 年度末貯蔵品残高報告書のコピー及び配置図を入手し、現物確認を実施	①
水 質 試験所	器具備品	・固定資産台帳のコピー及び配置図を入手し、現物確認を実施	⑤
	毒・劇物	・管理簿を入手のうえ、サンプリングにより現物確認を実施	⑤
尼 崎 浄水場	Ⅱ期工事 完成状況 の確認、 現地視察	・尼崎Ⅱ期工事取得資産等の施設の概況をヒアリングの後、現地視察(水質試験室、屋上、着水井、沈澱池、オゾン処理棟、ピュアハウス、ろ過池、排水処理棟等)及び尼崎Ⅱ期工事完成状況の確認を実施 ・運転管理業務(委託)についてヒアリング後、現地視察を実施	②④

対応課所 ①財務課 ②施設管理課 ③工務課 ④浄水管理事務所 ⑤水質試験所

【意見 4-6 現物管理に関する規定の明確化について】

企業団では、毎年 11 月から 12 月にかけて年 1 回固定資産の現物照合が行われている。しかしながら、固定資産については「貯蔵品の実地棚卸要領」のような全庁的な統一のルール（実施要領）は規定されていないため、各部署ごとに管理方法が異なっている。

例えば、水質試験所では、資産番号を記載したシールを現物に添付し、現物管理を行っているが、総務課では、資産番号を記載したシールの添付を省略し保管場所別明細で現物管理を行っている。全庁的に資産番号を付したシールの添付を義務づける等、固定資産台帳と現物との照合が効率よく実施できるよう現物管理に関する規定を明確化すべきである。

また、水質試験所における器具備品について固定資産台帳と現物との照合を行った結果、以下のものが散見された。

ア	同時期に取得した同種の備品が複数ある場合に、同一の番号で複数の固定資産が管理されている	それぞれ別個の資産番号を付して管理すべきである。
イ	過去において除却処理されたと考えられる備品が、使用可能であるとの理由により使用されている	備忘価格で資産計上し現物管理すべきである。

②管路について

淀川導水路、大道導水路、東部配水管における管路の延長距離について、工務課で作成している管路資料と固定資産台帳との照合を実施した。その結果は以下に示すとおりである。

ア. 淀川導水路

(単位：m)

区 間	内 径 (φ)	管 種	施工時期	延 長 ①	台 帳 ②	差 異 ①-②
(1 期) 淀川～尼崎	1000～1200	鋼管、ダクタイル鉄管	S12～16	8,844.4	8,675.4	169.0
(2 期) 淀川～尼崎	1200～1500	铸铁管、鋼管 ダクタイル鉄管	S25～31	9,401.4	9,588.1	△151.9
(2 期) 淀川～尼崎	600～1200	铸铁管、ダクタイル鉄管	S25～31	34.8		
(1・2 期) 淀川～尼崎	900～1200	ダクタイル鉄管	S57～58 H13～14	61.4	64.8	△3.4
合 計				18,342.0	18,328.4 (注)	13.6

(注)固定資産台帳上の内訳

資産名称	資産番号	取得年度	距離(m)
1期淀川導水管	35	S16	8,400.213
2期淀川導水管	36	S30	7,303.813
2期淀川導水管	37	S31	342.860
2期淀川導水管	60	S42	311.348
2期淀川導水管	66	S43	1,429.272
2期淀川導水管	68	S45	18.066
1期淀川導水管	69	S45	75.970
2期淀川導水管	70	S45	182.781
1期淀川導水管	77	S48	199.250
1.2期淀川導水路連絡管	81	S57	24.490
1.2期淀川導水管連絡管	95	H13	40.350
合計			18,328.413

イ. 大道導水路

(単位：m)

区間	内径 (Φ)	管種	施工時期	延長 ①	台帳 ②	差異 ①-②
(3.4期) 大道～猪名川	1350～2100	コンクリート管、鋼管、 ダクタイル鉄管	S33～46	24,096.2	24,096.2 (注)	0.0

(注)固定資産台帳上の内訳

資産名称	資産番号	取得年度	距離(m)
3期大道導水管	50	S38	13,048.503
4期大道導水管	57	S39	5,104.000
4期大道導水管	73	S45	5,943.694
合計			24,096.197

ウ. 東部配水管(尼崎市に配水する管)

(単位：m)

区 間	内 径 (Φ)	管 種	施工時期	延 長 ①	台 帳 ②	差 異 ①-②
1 期線	250～700	ダクタイル鉄管 鋳鉄管、その他※	S12～16	11,398.6	11,320.3	78.3
2 期線	300～700	ダクタイル鉄管、鋼管	S25～31	10,625.3	10,130.6	494.7
3 期線	1100～1350	ダクタイル鉄管、鋼管	S57～58 H13～14	4,002.6	4,002.6	0.0
合 計				26,026.5	25,453.5 (注)	573.0

※その他は、鋳鉄管を鞘管として、その中にポリエチレン管を挿入している管路もしくは鋳鉄管内にシールホースを反転挿入し、ライニングしている管路である。

(注)固定資産台帳上の内訳

資 産 名 称	資産番号	取得年度	距離(m)
1 期東部配水管	51	S17	11,320.256
2 期東部配水管	53	S28	9,626.822
2 期東部配水管	61	S34	503.800
3 期東部配水管	79	S38	3,746.783
3 期東部配水管	111	S45	255.804
合計			25,453.465

【意見 4-7 工務課作成の管路資料と固定資産台帳（管路）との定期的な照合について】

淀川導水路、大道導水路、東部配水管における管路の延長距離について、工務課で作成している管路資料と固定資産台帳との照合を行った結果、淀川導水路、東部配水管について不一致が見受けられたが、いずれも昭和 12 年～31 年にかけての施工時期であり、詳細は不明とのことである。管路については、土中に埋設されているため現物確認が困難であるが、企業団にとっては重要な財産であるため工務課作成資料と対応する形で固定資産台帳を管理し、定期的な照合作業を実施されたい。

(4) 減価償却

地方公営企業法施行規則第 8 条第 1 項によれば、「地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の 100 分の 10 に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第 2 号に定める耐用年数に応じ別表第 4 号の償却率を乗じて算出した金額とする。但し、有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいてなした償却額の合計額を控除した金額をこえることはできない。」と規定されており、企業団もこれに基づき減価償却を行っている。なお、企業団の減価償却に関する規定は、以下のとおりである。

- ・財務規程第 128 条(方法)

「償却資産に対する減価償却は、定額法によりその整理はつぎのとおり行うものとする。

(1)有形固定資産については間接償却

(2)無形固定資産については直接償却

- ・財務規程第 129 条(残存価格)

「有形固定資産の残存価格は、当該資産の取得価格の 1 割とする。」

- ・財務規程第 130 条(開始年度)

「減価償却は、固定資産に編入した年度の翌年度から開始する。」

【意見 4-8 減価償却の開始時期について】

減価償却は、財務規程第 130 条に基づき「取得した年度の翌年度」から開始している。

しかし、償却資産は取得し事業の用に供した時より減価するものであり、減価償却は償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法である。民間企業の一般的な会計慣行においては、適正な期間損益を把握するため期中取得資産についての減価償却は取得し事業の用に供した月より償却計算を開始する月割計上が原則となっている。地方公営企業においてのみ、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却を翌事業年度から開始することについては会計理論上合理性がないと考えられる。また、地方公営企業法施行規則第 8 条第 6 項においても「各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第 1 項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と規定されている。

したがって、年度の途中で取得した資産の減価償却について事業の用に供した月より月割により減価償却を行うことは償却資産の減価の事実に基づいて当該償却資産の帳簿価額を減額する会計手法であるという「減価償却の本来の目的」に立ち適正な期間損益を把握するために、年度の途中において取得し事業の用に供した償却資産の減価償却は、使用の月から月割により減価償却を行うことを検討されたい。

【意見4-9 みなし償却について】

地方公営企業法施行規則第8条第4項によれば、「地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、第1項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。」と規定されている。これを「みなし償却」といい、補助金等をもつて取得した固定資産については、当該固定資産の取得価額からその取得に充てた補助金等の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却額を算出することができる制度である。一方で、当該補助金等については、資本剰余金に計上することになる。

また、固定資産を除却した場合には、補助金等交付時に積立てていた資本剰余金を同時に減少させて補助金相当額の損失を発生させないように会計処理する。

このように「みなし償却」は、地方公営企業法に基づく会計制度であり、一般に公正妥当と認められた企業会計の原則からすると以下の問題がある。

すなわち、固定資産に投下された総投資額のうち補助金等に相当する部分については、減価償却が行われなため、当該資産が除却されるまで固定資産として過大に計上される点である。また、減価償却費の計上を通じて資金の内部留保が図られることになるが、補助金等に相当する部分については減価償却費が計上されないため、耐用年数が経過したときに固定資産の再調達資金が留保されない点である。

なお、平成21年12月公表「地方公営企業会計制度等研究会報告書」によれば、任意適用として認められている「みなし償却」が廃止され「全額償却」を原則とすることが指摘されている。今後はこれに対応した会計処理を検討されたい。

【意見 4-10 減価償却費の過不足について】

①及び②については、多額の償却過不足が生じており、速やかに修正処理すべきである。
③については、固定資産台帳（管路）とデータベースによる減価償却費計算（決算資料）との対応関係を明確にすべきである。

①耐用年数の適用誤りによる償却過不足

企業団では、地方公営企業法施行規則別表第 2 号「有形固定資産の耐用年数」に基づき耐用年数を決定している。

固定資産台帳及び減価償却費明細を閲覧した結果、以下のとおり耐用年数の適用誤りが散見された。速やかに修正処理すべきである。

減価償却費が大きな割合を占める企業団において、耐用年数の決定は、期間損益及び財政状態に重要な影響を及ぼす問題であり、その決定は慎重に行う必要がある。

（単位：千円）

科目 名称	資産 番号	取得 年度	耐用 年数	取得 価格	国庫 補助金	当年度末 帳簿価格	差 額 (△は不足)
＜機械及び装置(電気設備) 浄水管理事務所＞							
発電設備(5 括)	234	H5	20	139,128	38,491	66,669	
(正)			15	139,128	38,491	43,523	△23,146
＜機械及び装置(薬品注入設備) 浄水管理事務所(猪名川)＞							
次亜塩素酸ナトリウム注入設備	69	H9	15	28,217	6,750	12,915	
(正)			10	28,217	6,750	7,823	△5,091
＜機械及び装置(その他機械装置) 浄水管理事務所(猪名川)＞							
計算機制御装置(5 括)	497	H9	17	351,122	83,995	183,794	
(正)			10	351,122	83,995	97,352	△86,442

ア. 「資産番号 234」について

浄水管理事務所「資産番号 234：発電設備(5 括)」は、耐用年数 20 年を適用しているが、「内燃料発電設備・自家用発電」に該当するため、耐用年数 15 年を適用するべきである。

イ. 「資産番号 69」について

浄水管理事務所(猪名川)「資産番号 69：次亜塩素酸ナトリウム注入設備」は、耐用年数 15 年を適用しているが、「次亜塩素酸ナトリウム注入設備」に該当するため、耐

用年数 10 年を適用するべきである。

ウ. 「資産番号 497」について

浄水管理事務所（猪名川）「資産番号 497：計算機制御装置（5 括）」は、耐用年数 17 年を適用しているが、「計測設備、センター設備、情報処理設備」に該当するため、耐用年数 10 年を適用するべきである。

(参考)

機械及び装置	耐用年数	償却率
次亜塩素酸ナトリウム注入設備	10 年	0.100
薬品注入設備	15 年	0.066
計測設備	10 年	0.100

②入力誤り（耐用年数終了時の償却費処理）による償却過不足

（単位：千円）

科 目 名	資 産 番 号	取 得 年 度	耐 用 年 数	取 得 価 格	国 庫 補 助 金	当 年 度 末 帳 簿 価 格	差 額 (△は不足)
<構築物 原水設備（工務課）>							
1期淀川導水管	36	S30	40	1,296,526	146,074	585,474	
				(正)	1,296,526	146,074	486,746
							△98,728

上記資産については、平成18年度において、耐用年数が終了していないにもかかわらず、誤って耐用年数終了時の償却費処理を行っている。

その後、適切な減価償却費の修正処理は行われておらず、平成21年度までの当該資産に対する償却不足額が98,728千円生じている。速やかに修正処理すべきである。

③固定資産台帳（管路）と償却費計算との対応が不明確な事例

（単位：千円）

科 目 名	資 産 番 号	取 得 年 度	耐 用 年 数	取 得 価 格	国 庫 補 助 金	当 年 度 償 却 費 ①	償 却 費 試 算 額 ②	差 額 ①-②
<構築物 配水設備（工務課管路）>								
1期東部配水管	51	S17	40	1,245,025	—	34,177	33,856	321
<構築物 配水設備（工務課管路）>								
1期東部配水管 (尼崎～大島鶴町)	53	S28	40	2,664,720	42,569	51,367	48,536	2,831

ア. 耐用年数が異なる資産を同一資産として処理している事例（「資産番号51」）

（償却費試算額）

固定資産台帳に記載されている昭和61年以降の増減額をもとに試算した減価償却費33,856千円は、以下のとおりである。

①鉄管部分（耐用年数40年） $811,879 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.025 = 18,268 \text{ 千円}$

②エタニットパイプ（耐用年数25年） $432,979 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.040 = 15,588 \text{ 千円}$

合計（①+②） $33,856 \text{ 千円}$

（差 額）

データベースによる減価償却費(決算資料)34,177千円と上記で試算した減価償却費33,856千円との差額321千円については、耐用年数の異なる資産が同一の資産番号で管理されており、不明である。今後は、固定資産台帳の精緻化を行い、減価償却費計算(決算資料)との対応関係を明確にする必要がある。

イ. 過年度の除却処理が不明確となっている事例（「資産番号 53」）

（償却費試算額）

実際の国庫補助金は、507,556 千円（決算資料上の国庫補助金は、42,569 千円）であり、これをもとに試算した減価償却費 48,536 千円は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & (\text{取得価格 } 2,664,720 \text{ 千円} - \text{国庫補助金 } 507,556 \text{ 千円}) \times 0.9 \times \text{償却率 } 0.025 \\ & = 48,536 \text{ 千円} \end{aligned}$$

（差 額）

データベースによる減価償却費(決算資料)51,367 千円と上記で試算した減価償却費 48,536 千円との差額 2,831 千円については、当初取得分の償却額にその後の増減計算が混在しており、不明である。今後は、固定資産台帳の精緻化を行い、減価償却費計算(決算資料)との対応関係を明確にする必要がある。

④償却費計算の誤りを翌年度以降の複数年で修正した事例

（単位：千円）

科 目 名	資 産 番 号	取 得 年 度	耐 用 年 数	取 得 価 格	国 庫 補 助 金	当 期 償 却 費 ①	償却費 試算額 ②	差 額 ①-②
<構築物 配水設備 (工務課管路)>								
3期甲東送水管	90	S39	40	564,081	—	△ 3,328	4,686	△8,014

上記資産について、平成 21 年度の当期償却費が△となっているのは、平成 18 年度及び平成 19 年度における償却費の過大計上額 5,432 千円、8,014 千円を、以下に示すとおり平成 20 年度及び平成 21 年度に当期償却費の△処理したことによるものである。このような過大計上額の修正は、複数年における償却費の△処理をするのではなく、平成 20 年度において前期損益修正益 13,446 千円として処理すべきものである。

（単位：千円）

年 度	当期償却費①	償却費試算額②	差額(償却過不足額) ①-②
平成 17 年	12,700	12,700	0
平成 18 年	12,700	7,268	(A)5,432
平成 19 年	12,700	4,686	(B)8,014
平成 20 年	△746(4,686-(A)5,432)	4,686	△5,432
平成 21 年	△3,328(4,686-(B)8,014)	4,686	△8,014
合 計	34,026	34,026	0

(5) 除却処理

【意見 4-11 除却処理を行うべきものについて】

淀川ポンプ場について現地視察を行った結果、すでに施設の撤去等により用途を廃止しているにもかかわらず、固定資産に計上されているものは、以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目	名 称	資産 番号	取得 年度	耐用 年数	取得価格 (償却累計額)	固定資産 減耗費	除却時期
建 物	ポンプ室	4	16	38	17,056 (16,203)	852	有姿除却
〃	〃	5	31	38	418 (397)	20	有姿除却
〃	〃	6	31	38	26,009 (24,709)	1,300	有姿除却
〃	管理室	21	46	50	21,600 (12,351)	9,248	有姿除却
〃	流量計室上 屋	26	52	38	2,570 (1,851)	718	22年3月除却
〃	水質監視装 置室	31	6	38	7,214 (2,525)	4,688	19年3月除却
構 築 物 原 水 設 備	制水弁 (接合井2号)	9-3	11	40	13,700 (3,082)	10,617	20年3月除却
〃	制水弁扉	24-2	56	40	7,250 (4,567)	2,682	20年3月除却
機 械 及 び 装 置 電 気 設 備	受 電 装 置 (22KV 側機器)	174	52	20	93,646 (88,963)	4,682	有姿除却
機 械 装 置 そ の 他 機 械 装 置	計装設備	430	5	10	182,925 (173,778)	9,146	22年3月除却
〃	テレメータ 設備	434	5	10	23,022 (21,870)	1,151	22年3月除却
合 計					395,411 (350,302)	45,109	

財務規程第 126 条では、「固定資産を除去したときは、速やかに除却報告書を作成しなければならない」と規定している。企業団では、設備機器等の取替工事があった場合には、固定資産の計上と除却処理が同時に行われるため、既に解体撤去した建物及び設備等があった場合でも、資産計上が行われない限り除却処理が行われていない。「財産の

適正な管理」の観点から、除却の事実があれば速やかに除却処理をすべきである。

また上記のうちポンプ室、管理室及び受電装置については、全く稼動しておらず、今後も他への転用又は再稼動する可能性もないとのことである。これらの施設設備の撤去には多額の費用が発生すると見込まれるため除却処理が遅れているとの説明であるが、有姿除却という形で除却処理すべきである。

(6) 建設仮勘定

【意見4-12 固定資産へ振替処理すべきものについて】

建設仮勘定に計上されている3期芦部谷送水トンネル更正工事の中に、次のとおり平成20年度中に施設の検収が完了し、すでに稼動を開始している工事が含まれている。

ア. 騒音対策工事（甲東ポンプ場）：芦部送委第1号

本業務委託は、甲東ポンプ場において、騒音・振動に係る法規制値を満足するため、対策工の検討、詳細設計及びその効果の確認を行うものである。

着手日、平成19年5月28日 工事検収日、平成20年11月13日

工事金額 26,320千円(税抜、職員給与費等の事務費を除く)

イ. 騒音対策工事（甲東ポンプ場）：芦部送第2号

本工事は、3期芦部谷送水トンネル断水時において甲東ポンプ場（5期）から発生する騒音を低減し、法規制値を満足することを目的に対策を行うものである。具体的には、防音パネル設置、ポンプ室吸音パネル設置、消音機設置、空調設備、外構整備である。

着手日、平成19年12月6日 工事検収日、平成20年11月13日

工事金額 136,100千円(税抜、職員給与費等の事務費を除く)

ウ. 騒音対策工事（甲東ポンプ場）：芦部送第3号

本工事は、3期芦部谷送水トンネル断水時において甲東ポンプ場（3期）から発生する騒音を低減し、法規制値を満足することを目的に対策を行うものである。具体的には、防音パネル設置、ポンプ室吸音パネル設置、消音機設置、空調設備、外構整備である。

着手日、平成20年1月29日 工事検収日、平成20年11月13日

工事金額 233,300千円(税抜、職員給与費等の事務費を除く)

企業団では、工事契約のすべてが完了した時点で一括して固定資産（本勘定）への振替処理を行っているが、上記ア～ウのように施設の稼動を開始していることが明らかな工事については、速やかに固定資産（本勘定）への振替処理を行うとともに、翌年度より減価償却費を計上すべきである。

【意見 4-13 期間費用として処理すべきものについて】

建設仮勘定に計上されている工事の中に、以下に示す「施設現況機能調査業務委託」が含まれているが、資産計上せずに期間費用として処理すべきである。

ア. 「施設現況機能調査業務委託」

対象施設：猪名川浄水場の 3・4 期構造物のほか、淀川取水場内及び大道取水場内の沈
澱池と水管橋

委託金額：61,900 千円(税抜)

委託期間：平成 21 年 7 月 2 日～平成 22 年 3 月 31 日

上記業務は、現時点における劣化状況及び耐震性能等を調査・評価し、必要な回復機能策やレベルアップ方法の検討など、今後の施設整備方針策定のための基礎情報を得ることを主たる目的として実施するものであり、基礎調査及び診断を行うとともに、耐震改良整備を実施するために必要な基本計画、概略設計を行うものである。このような初めから特定施設の耐震工事を行うことを前提としていない調査診断業務は、経費として処理するのが適当である。

なお、平成 22 年度においても同様に、以下の「施設現況機能調査その 2 業務委託」契約が締結されている。

イ. 「施設現況機能調査その 2 業務委託」

対象施設：大道取水場、甲東及び西宮のポンプ場が主体

委託金額：64,750 千円(税抜)

委託期間：平成 22 年 5 月 25 日～平成 23 年 3 月 31 日

(7) 資本勘定職員数

工事原価は、直接費と配賦された間接費から構成されており、間接費は、工事配賦率を用いて計算される。この点、財務規程第 107 条によれば、「固定資産への振替額は、直接費に工事配賦率を乗じて得た工事配賦額を加算した額とする。」と規定している。この工事原価に配賦される間接費の大部分は、資本勘定職員に対する人件費である。

企業団では、資本勘定職員は、拡張工事等の調査、計画、施設の設計及び施工管理を担当するものであり、第 4 期拡張事業(昭和 40 年前後)においても 50 名前後の職員が従事していた。昭和 53 年度に始まった第 5 期拡張事業は、当初資本勘定職員数は 7 名であったが、事業量の増加に伴い、昭和 50 年代後半は、概ね 40 名を超える職員が従事し、それ以降は新尼崎浄水場 I 期工事が完成し第 5 期拡張事業が概成となった平成 12 年度までは 30 名前後の職員数で推移している。

平成 13 年度は 19 名の職員数であったが、神戸送水路の完成もあり、翌平成 14 年度からは 15 名に削減し、甲山調整池や新尼崎浄水場 II 期工事などの第 5 期拡張事業の残事業並びに他の大規模改良・更新事業にもあたっている。

平成 12 年度以降の資本勘定職員数の状況は、以下に示すとおりである。

(単位：人)

年 度	損益勘定	資本勘定	合 計
平成 12 年	280(2)	31	311(2)
平成 13 年	282(2)	19	301(2)
平成 14 年	286(2)	15	301(2)
平成 15 年	281(2)	15	296(2)
平成 16 年	275(2)	15	290(2)
平成 17 年	266(2)	15	281(2)
平成 18 年	263(2)	15	278(2)
平成 19 年	249(2)	15	264(2)
平成 20 年	237(2)	15	252(2)
平成 21 年	235(2)	15	250(2)

()は、うち特別職である。

過去3年間における科目別の損益勘定、資本勘定の状況は、以下に示すとおりである。

(単位：人)

科 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
原水費	27	17	15
浄水費	74	74	73
配水費	62	63	62
総係費	86(2)	83(2)	85(2)
損益勘定合計	249(2)	237(2)	235(2)
淀川ポンプ施設更新	1	1	1
3期芦部谷送水トンネル	10	3	4
5 拡・工事雑費	—	4	3
5 拡・事務費	4	7	7
資本勘定合計	15	15	15
合 計	264(2)	252(2)	250(2)

() は、うち特別職である。

【意見 4-14 資本勘定職員数の見直しについて】

資本勘定職員数 15 名の妥当性については、「第 5 期拡張事業は平成 22 年 8 月をもって完了となったが、今後も長期的にわたり管路や施設の改良・更新事業が見込まれ、少なくとも 15 名程度の資本勘定職員は必要であると考えられる。なお、15 名という職員数は改良・更新事業の業務量を勘案して配置しているものであり、妥当な人数であると考えている。」との説明を受けた。

しかしながら、本来資本勘定職員数は今後の施設整備計画に基づく適切な人員配置により決まるものである。第 5 期拡張事業が完了した今後においては、これまで整備してきた施設をいかに適切に維持管理するかという「拡張中心の時代」から「維持更新の時代」への転換が求められるところであり、資本勘定職員数の割合についてもこれに伴い減少すると見込まれる。一般の企業会計では、資産性のない項目の計上は利益の過大計上を意味するため、資本的支出は制限的に解するのが原則であり、工事に直接関連するもの以外は当期の費用として処理することとされている。

資本勘定職員数については、企業団の利益に直接影響を及ぼす問題であるため、今後の施設整備計画を十分に精査した上で、現在の 15 名体制の見直しを含めた検討が必要である。

(8) 修繕引当金

【4-15 修繕引当金の計上について】

①修繕引当金

「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」(自乙発第 245 号)第三. 財務に関する事項によれば、修繕引当金について「2. 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行なう資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあつては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあつては、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。」と規定している。

すなわち、数年に一度大規模な修繕を行なう資産に対する「特別修繕引当金」と、毎年経常的な修繕を行う資産に対する「修繕引当金」について、以下の費用計上基準を示している。

①修繕引当金

- ア. 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額
- イ. 当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額

②特別修繕引当金

- ・ 当該修繕費を各事業年度に均分した額

ところが、企業団では、修繕引当金について予算額に対し執行額が予算額を下回った場合には予算未執行残額を修繕引当金として積み立て、予算額に計上されていない突発的な修繕費支払がある場合には修繕引当金を取り崩す方法を採用している。

したがって、現在の会計処理では、決算書上の修繕費は当初の予算額と必ず一致することになり、以下の点で問題がある。

まず、経営管理上の問題として、常時予算額と執行額を一致させてしまうことは、予算実績管理を困難ならしめ、予算額の妥当性の評価や執行額との差異分析とその後の改善策等の経営管理が行えない結果になってしまう点である。次に、発生主義を前提にした会計処理上の負債性引当金の要件を満たしておらず、利益留保性の引当金となる点である。

すなわち、公営企業法第 20 条では、「その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てる」と規定しており、公営企業では、発生主義に基づく会計処理を前提にしており、企業会計原則における引当金の要件を満たす必要があるが、現状での修繕引当金は、修繕工事の金額の合理的な見積もりがなされているとはいえず、その要件を満たしていない。

過去5年間における修繕費計上額と修繕引当金繰入額との関係は、次に示すとおりである。
(単位：千円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
修繕費 計上額	980,811	978,048	994,512	993,936	1,182,227	1,202,449
引当金 積立額(△)	132,373	128,323	78,433	92,121	159,743	172,849
引当金 取崩額(+)	122,200	77,280	136,500	90,890	75,895	88,600
修繕費 支払額	970,637	927,004	1,052,578	992,704	1,098,378	1,118,199
過去5年計					5,041,303	
過去5年平均					1,008,260	
引当金 積立額(+)	132,373	128,323	78,433	92,121	159,743	172,849
引当金 取崩額(△)	122,200	77,280	136,500	90,890	75,895	88,600
引当金残高	509,785	560,828	502,761	503,993	587,842	672,091
有形 固定資産	204,035,443	201,104,641	198,421,582	192,422,489	188,983,496	189,125,461
土地	△8,711,499	△8,711,499	△8,710,444	△8,708,934	△8,708,873	△8,707,718
建設仮勘定	△3,286,254	△4,275,758	△119,005	△481,018	△3,107,814	△9,253,282
引当対象 資産合計	192,037,690	188,117,384	189,592,133	183,232,537	177,166,809	171,164,461
修繕割合	0.51%	0.49%	0.56%	0.54%	0.62%	0.65%
過去5年計					2.72%	
平均引当率					0.54%	

依命通達に示された基準をもとに、修繕費引当金として計上すべき額を試算すると以下のとおりである。

ア. 当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額

計 算 過 程	金 額 (千円)
修繕費実績額平均 (引当試算額) (注)	1,008,260
期末残高	672,091
差額 (不足額)	336,169

(注) 過去5年間 (H16~20年度) までの修繕費実績額の平均額

$$=5,041,303 \text{ 千円} \div 5 \text{ 年} = 1,008,260 \text{ 千円}$$

イ. 当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額

計 算 過 程	金 額 (千円)
①H21 有形固定資産	189,125,461
②土地	△8,707,718
③建設仮勘定	△9,253,282
④差引 (①-②-③)	171,164,461
⑤試算比率(注)	0.54%
⑥引当試算額 (④×⑤)	924,288
⑦期末残高	672,091
⑧差額 (不足額)	252,197

(注)H16~20年度までの修繕実績割合 $2.72\% \div 5 \text{ 年} = 0.54\%$

修繕が必要となる資産の消耗や減耗は、対象資産の使用や時の経過に応じて発生しており、修繕費はそれらの消耗や減耗を起因として将来支払われる費用であるため、発生主義に基づく適正な期間損益計算や料金 (分賦金) 算定における適正なコスト計算のために、支出時に一時の費用とするのではなく、将来の支出に備えて当期負担額を当期の費用に計上するものである。依命通達に規定された計上基準を参考に客観的な計上基準の設定を検討されたい。

②特別修繕引当金

数年に一度大規模な修繕を行なう資産等については、依命通達において「当該修繕費を各事業年度に均分した額」を費用の計上額とするのが適当であるとしている。したがって適正な期間損益計算を行う上で修繕工事の時期及び金額等を明確にした施設整備計画に基づき、特別修繕引当金の計上を検討されたい。

(9) 土地

【意見 4-16 財産区分の変更について】

公有財産管理規程第 2 条第 2 項では、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」と規定している。

土地台帳及び土地明細表を閲覧した結果、次のとおり行政財産（施設用地）から普通財産（その他）へ用途廃止・変更すべきものが散見された。速やかに財産区分を変更すべきである。

(単位：千円)

施設用地	所在	面積 (m ²)	金額	用途廃止時期
猪名川浄水場 (宝塚市) (注 1)	宝塚市長尾町 3 番 1	実測 6,466.37	763,079	平成 4 年度
猪名川浄水場 (川西市) (注 2)	川西市矢間 3 丁目 8 番、 53 番 1	3,445	39,411	平成 14 年度

(注 1)売却予定土地である。

(注 2)事業用定期借地権（㈱ファーストリテイリング）設定による貸付土地である。

(10) 貸付財産

①行政財産

ア. 使用許可

(単位：千円)

相手先	所在地		面積(m ²)	年貸付料 (税抜)	摘要
関西学院大学	西宮市	グラウンド	22,901	14,000	H20.4~23.3
関西電力(株)	25件	電柱・支線等	—	1,292	
西日本電信電話	6件	電柱・支線等	—	71	
大阪ガス(株)	6件	ガス管等	—	92	
一般	64件	通行路等	—	9,213	
合計				24,670	

イ. 貸付

(単位：千円)

相手先	所在地	用途	面積(m ²)	年貸付料 (税抜)	摘要
㈱ファーストリテイリング	川西市 (注1)	事業用 借地権	3,445	17,784	(注1)
ダイワラクダ工業(株)	尼崎市 (注2)	事業用 定期借地権	13,448	55,668	(注2)
パーク24	尼崎市	時間貸駐車場	156	174	H22.3より
関西学院大学	西宮市	グラウンド (野球場)	207	124	H16.12より
合計				73,750	

(注1) 平成13年6月に㈱ファーストリテイリングと事業用借地権設定契約を締結し、同年12月に以下の変更覚書を取り交わしている。

- ・変更覚書日 平成13年12月1日(変更覚書)
- ・賃貸借期間 平成13年12月1日から平成28年7月31日
- ・賃貸料 月額 1,482,000円
- ・敷金 14,820,000円

(注2) 尼崎浄水場内にある浄水池の上部空間を利用した地方公営企業法施行令第26条の5に基づく行政財産である土地の貸付である。事業コンペ方式による募集を行い、ダイワラクダ工業(株)と以下の事業用定期借地権設定契約を締結している。

- ・原契約締結日 平成14年6月17日
- ・契約締結日 平成20年8月22日(借地借家法改正に伴う期間延長契約)
- ・賃貸借期間 平成20年9月1日から平成44年6月16日

- ・賃貸料 月額 4,639,000 円
- ・保証金 なし (連帯保証人：大和ハウス工業㈱)

②普通財産

ア. 貸付

(単位：千円)

相手先	所在地	用途	面積 (㎡)	年貸付料 (税抜)	摘要
㈱神戸マツダ	西宮市	事業用定期借地権	736	9,000	(注)
パーク 24	大阪市	時間貸駐車場	552	2,640	
合 計				11,640	

(注) 平成 20 年 2 月まで室川駐車場として利用したが、より安定した高収益を確保するため、郵便応募型一般競争入札により、㈱神戸マツダと以下の事業用定期借地権設定契約を締結している。

- ・契約締結日 平成 20 年 5 月 15 日
- ・賃貸借期間 契約締結日より満 20 年間
- ・賃貸料 月額 750,000 円
- ・契約保証金 4,500,000 円

イ. 駐車場

駐車料については、3 か月分を前納で徴収している。

(単位：千円)

相手先	所在地	台数 月額税抜 (円)	面積 (㎡)	年貸付料 (税抜)	前年度平均→当年度平均 3 月末駐車台数
木川 駐 車 場	大阪市	54 台 @25,000	1,342	14,375	48 台 43.2 台/月→49.8 台/月
椎 堂 駐 車 場	尼崎市	4 台 @15,000	108	512	4 台 3.2 台/月→4 台/月
越 水 駐 車 場	西宮市	14 台 @15,000	327	1,470	8 台 11.2 台/月→9.5 台/月
甲 東 駐 車 場	西宮市	45 台 @10,000	1,383	2,670	23 台 36 台/月→21.1 台/月(注)
北 名 次 駐 車 場	西宮市	5 台 @15,000	195	720	4 台 4 台/月→4 台/月
合 計				19,747	

(注) 甲東駐車場の稼働率が低いのは、隣接地にコープ等の駐車場が多く駐車場としての需要は満たされているためである。

【4-17 固定資産貸付台帳の記載不備について】

固定資産貸付台帳を閲覧した結果、以下のとおり、年度の決裁年月日及び収入確認の記載が省略されている等記載の不備なものが散見された。

(単位：千円)

番号	貸付先	年度	決裁年月日	調定額	収入確認
3	ダイワラクダ工業㈱	20	記載なし	55,668	
	〃	21	〃	55,668	
4	㈱ファーストリテイリング	20	記載なし	17,784	記載なし
	〃	21	〃	17,784	〃
6	㈱神戸マツダ	20	記載なし	5,250	記載なし
	〃	21	〃	9,000	〃

財務規程第 137 条によれば「貸付固定資産については、その状況を明らかにするため貸付台帳を備えなければならない」と規定されている。

「財産の適正な管理」の観点から、固定資産貸付台帳への記載は、省略せずに行うべきである。

(11) 公舎

企業団では、現在入居中の公舎について、「今後の公舎のあり方に関する調査報告書」（平成20年10月）に基づき、「今後の公舎・職員寮に関する実施計画」（平成21年2月、改革推進委員会）を作成している。

基本方針は、次のとおり示されている。

- ・公舎の建替えは行わない。
- ・最終的に、現存するすべての公舎・職員寮を廃止する。
- ・企業団の公舎・職員寮には、一定の役割、存在意義もあるため、公舎に係るコスト（資金収支）が企業団の財政に大きな影響を与えない範囲で部分的に運用し、段階的に廃止していく。

①6つの公舎の今後の予定については、以下に示すとおりである。

公 舎 名	廃止計画(注)	跡地計画	摘 要
住吉公舎(鉄筋)東棟	A (H23年度)	売却	収支：赤字 2～3年後に大規模補修あり
猪名川公舎(鉄筋)	A (H26年度)	貸与等有効活用	収支：赤字 地盤沈下等の問題あり、売却は困難
尼崎公舎(鉄筋)	B	当面事業用地	浄水場に隣接した立地条件であり、危機管理上必要
西宮公舎(鉄筋)	B	当面事業用地	建物補修時期まで維持管理 将来的に西宮ポンプ場の能力拡張する場合には必要
大道公舎(鉄筋)	C	売却	収支：黒字 取水場に隣接、当面大規模補修なし
香櫨園公舎(軽量鉄骨)	C	売却	収支：黒字 当面大規模補修なし

(注) A：廃止確定（廃止予定年度）

B：建物更新時期（H30頃）に廃止

C：入居率が低下した段階（H35～40頃）で廃止

②香櫨園公舎（1,087 m²）の時価及び年間賃料（利回り 2%）の試算額について

ア. 時価（試算額）は、以下に示すとおりである。

計 算 過 程	金 額
近傍公示価格(H22・3 公表)①	251,000 円
近傍基準地価格(H22・9 公表)②	247,000 円
路線価(割戻)(H22・7 公表)(注)③	262,500 円
平均価格 (①+②+③) ÷ 3	253,500 円
面積 (m ²)	1,087 m ²
時価 (千円)	250,921 千円

(注) 路線価 210,000 円 ÷ 0.8(割戻率) = 262,500 円

イ. 年間賃料（試算額）は、以下に示すとおりである。

計 算 過 程	金 額	内 容
利回り (2%) 純収益①	422 円	253,000 円 × 2% ÷ 12
固定資産税②	135 円	126,585 千円 × 1.4% ÷ 12 ÷ 1,087 m ²
貸付単価①+②	557 円	
年間賃料	7,265 千円	557 円 × 12 × 1,087 m ²

【4-18 香櫨園公舎の積極的な有効活用について】

香櫨園公舎（2 戸 1×3=6 戸、1,087 m²）については、収支状況が黒字であること、平成 35～40 年頃まで大規模補修工事がなく追加コストが発生しないこと等の理由により、大規模補修時期まで公舎としての継続利用を計画している。当該公舎は、他の公舎に比べて立地環境は良好であり事業用地として確保する必要性も乏しく、売却を含めた有効利用が十分可能な物件といえる。入居率は 100%（本庁 3 名、猪名川浄水場 1 名、甲東ポンプ場 2 名）となっているが、現在の入居者には、空室のある他の公舎へ移転してもらうことも視野に入れながら、公舎解体費用等は発生するものの企業団の「財源確保」の観点から、積極的な有効活用を検討する必要がある。

(12) 売却予定地

平成 21 年度における土地売却の結果は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

No.	所 在	面積 (㎡)	台帳価格	予 算 額	第 1 回売却 予 定 価 格	入 札 結 果 (H22.2.1)
1	御影公舎跡地	679.20	1,155	180,948	180,948	198,610
2	甲東木造公舎跡地					
3	住吉木造公舎跡地	1,483.97	4,093	415,687	415,687	(不調)
4	宝塚市長尾町	6,466.37	763,079	516,430	—	—
5	大道公舎跡地	575.00	3,867	87,400	—	—
合 計			772,195	1,200,466	596,636	198,610

No.1、2、3を一般競争入札により売却広告した。その結果、No.1及び2が落札され、No.3は不調に終わっている。

【意見 4-19 早期売却に向けた積極的な取り組みについて】

売却については、過去に地元自治会に案内チラシ等を配布し、平成 22 年 5 月 17 日実施の第 2 回公売実施時には、新聞広告への掲載を行っている。またホームページ上においても売却情報を公開している。

売却予定地は、売却までの期間に除草等の年間維持管理コスト（例えば宝塚市の物件で約 100 万円程度）が発生するため、長期間にわたり維持保有することは避けるべきであり、「財源確保」の観点から、早期売却に向けた積極的な取り組みが必要である。

(13) 国庫補助金との対応

決算資料（減価償却明細及び土地明細）上の補助金について、固定資産台帳上の補助金との対応関係を検討した結果、以下に示すように著しく乖離している。

（単位：千円）

		決算資料 ①	償却計算 ②	台帳 ③	差額 A ①－②	差額 B ②－③
土地	施設用地（事業所）	1,618,498	1,618,498	1,618,498	△1	1
	施設用地（管路）	373,400	373,400	421,212		△47,811
	計	1,991,899	1,991,899	2,039,711	△1	△47,811
建物	施設用建物	2,209,378	2,209,378	2,209,378		
	公舎用建物	451	451	451		
	計	2,209,830	2,209,830	2,209,830		
構築物	原水設備	9,593,189	9,593,189	9,593,189	△1	
	浄水設備	10,434,772	10,434,772	10,434,772	1	
	配水設備	16,527,491	16,992,778	16,992,779	△465,286	△1
	その他構築物	31,650	31,650	31,650		
	計	36,587,104	37,052,391	37,052,392		△1
機械装置	電気設備	2,154,122	2,154,122	2,154,122		
	ポンプ設備	1,771,627	1,771,627	1,771,627		
	薬品注入設備	452,539	452,539	452,539		
	量水器設備	126,007	126,007	126,007		
	その他機械装置	10,112,842	10,112,842	10,112,842		△1
	計	14,617,139	14,617,139	14,617,139		△1
器具備品	5,786	5,786	5,786			
建設仮勘定	1,942,263	1,942,263	1,942,263			
有形固定資産計		57,354,024	57,819,310	57,867,123	△465,286	△47,812
水利権		3,698,450	3,698,450	3,698,450		
地上権		330,572	330,572	330,572		
施設利用権		212,949	212,949	212,948		1
無形固定資産計		4,241,972	4,241,972	4,241,972		1
個別資産対応不明額		－	－	△28,541		28,541
固定資産合計		61,595,996	62,061,283	62,080,553	△465,286	△19,270

- ①決算資料：減価償却明細及び土地明細上の補助金
- ②償却計算：償却費計算の基礎となるデータベース上の補助金（アウトプットされない）
- ③台帳：固定資産台帳上の補助金

【意見 4-20 決算資料と固定資産台帳との不一致 について】

決算資料と固定資産台帳との差額は、以下に示すとおり A と B に区分される。

A. 決算資料と償却計算（台帳）との不一致

（a）構築物：配水設備

（単位：千円）

資産名称	取得年度	決算資料 ①	償却計算 ②	差額 A ①-②
資産番号 53 2 期東部配水管（尼崎～大島鶴町）	H7		29,298	
	H8		72,357	
	H9		66,281	
	H10		61,698	
	H11		235,353	
	H12	42,569	42,569	
	合計	42,569	507,556	△464,987

平成 7～11 年にかけて取得した上記固定資産についての補助金の受入が、減価償却明細（決算資料）に反映されていない。この場合には、減価償却費の計算は適切に行われているが、その計算過程は担当者しか把握できていないという管理上の問題があるため、決算資料と償却計算を一致させる必要がある。

（b）構築物：配水設備

（単位：千円）

資産名称	取得年度	決算資料 ①	償却計算 ②	差額 A ①-②
資産番号 78 浄水池	H9	6,269	6,569	△300

平成 9 年に取得した上記固定資産についての入力ミスにより不一致となったまま放置されており、上記と同様に決算資料と償却計算を一致させる必要がある。

B. 土地明細（決算資料）と固定資産台帳との不一致

（単位：千円）

資産名称	取得年度	決算資料 （土地明細）	固定資産台帳 あるべき残高	差額 B
資産番号 1 5 期尼崎送水路用地	H9	0	47,811	△47,811

平成 9 年に取得した 5 期尼崎送水路用地（公簿面積 396 m²、実測 396.23 m²、台帳価格 143,435 千円）についての補助金 47,811 千円が固定資産台帳に記載されていない。固定資産台帳の修正が必要である。

今後、固定資産に対応する補助金については、固定資産台帳上の金額、償却計算上の金額及び決算資料（償却明細及び土地明細）の金額を一元的に管理できる体制を確立する必要がある。

【意見 4-2-1 個別資産との対応が不明の補助金について】

固定資産取得についての補助金と台帳上の補助金との対応関係を調査した結果、第 5 期拡張事業として受け入れた補助金のうち、28,541 千円について個別資産との対応関係が不明となっている。これは、建設仮勘定から本勘定（資産勘定）への振替時に生じたものが累積されたものではないかと考えられるが、調査には時間を要するとのことである。今後の減価償却費及び除却費に影響を及ぼすものであり、早急に調査の上修正すべきものである。

【意見 4-2-2 国庫補助金取崩しの会計処理について】

固定資産除却時に取崩しの会計処理が必要であった国庫補助金 135,005 千円が未処理のまま平成 21 年度の資本剰余金として計上されている。したがって、当該国庫補助金取崩しの会計処理が必要である。

なお、老朽管整備 390 千円及び第 5 期拡張工事 21,653 千円にかかる返還予定補助金は、調査の上未払金等への振替処理が必要となる。

（単位：千円）

項 目	金 額	摘 要
資本剰余金(国庫補助金)残高	62,237,602	貸借対照表計上額
修正額（取崩益）	△135,005	尼崎事業所除却分の取崩未処理
修正後資本剰余金（国庫補助金）残高	62,102,597	
うち固定資産対応補助金	62,080,553	固定資産台帳上の補助金額
うち返還予定補助金	390	老朽管整備（今後要調査対象）
〃	21,653	第 5 期拡張工事（今後要調査対象）

4-3. 無形固定資産

「第3 1. 財政状況について」を参照のこと。

4-4. 貯蔵品

4-4-1. 概要

貯蔵品は、大きく鑄鉄管類、継手材等の備蓄材と浄化薬品類に区分される。

貯蔵品の状況は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

科 目	H17	H18	H19	H20	H21
鑄 鉄 管 類	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189
鑄 型 管	4	4	4	4	4
継 手 材	21,959	21,959	21,959	21,959	21,959
弁 類	12	12	12	12	12
次亜塩素酸ナトリウム	4,742	5,297	8,203	8,054	8,124
硫酸アルミニウム	7,093	4,239	4,330	4,763	3,448
苛 性 ソ ー ダ	1,857	1,369	2,148	2,449	2,899
粉 末 活 性 炭	19,841	19,841	19,841	19,841	19,841
補 助 剤	333	331	306	406	402
浄化薬品類小計	33,869	31,079	34,831	35,515	34,717
動 力 燃 料	142	230	163	183	210
そ の 他 材 料	136	136	136	136	136
材 料 計	61,315	58,614	62,298	63,002	62,231
消 耗 品	997	—	—	—	—
再 用 品	47	47	47	47	47
合 計	62,359	58,661	62,345	63,050	62,278

(1) 鑄鉄管類、継手材等の備蓄材

鑄鉄管類、継手材等は、備蓄材であり過去 5 年以上動きはない。評価方法は、個別法を採用している。

(2) 浄化薬品類

①次亜塩素酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、苛性ソーダ

主要な薬品である次亜塩素酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、苛性ソーダについては、半期毎の単価契約（一般競争入札）であり、評価方法は、先入先出法を採用している。

ア. 単価

平成 21 年度における契約単価（一般競争入札）は以下のとおりである。

（単位：円）

薬 品	4 月～9 月(上期)税抜	10 月～3 月(下期)税抜
次亜塩素酸ナトリウム	41,050	41,050
硫酸アルミニウム	9,510	8,130
苛性ソーダ	26,350	24,850

イ. 数量

次亜塩素酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、苛性ソーダについての 3 月使用量により在庫日数を把握し、平成 21 年度の在庫数量が適正であるか検討した結果、以下のとおり 2～3 週間程度であり特に問題はない。

平成 21 年度における主要な薬品についての受払数量、残高数量は以下のとおりである。

（単位：kg）

薬 品	期首数量	購入数量	使用数量	期末数量	回転日数(注)
次亜塩素酸ナトリウム	220,979	4,025,420	4,048,493	197,906	17.8 日
硫酸アルミニウム	491,570	8,339,860	8,407,260	424,170	18.4 日
苛性ソーダ	133,830	2,736,180	2,753,310	116,700	15.4 日

(注)回転日数＝期末数量÷（使用数量÷365 日）

②粉末活性炭

活性炭(粉末W50%)は、従来異臭味対策用として使用していたものである。現在は、全量高度処理（平成 13 年度以降）となったために、油等の混入対策用として保有している。在庫の評価方法は、個別法を採用している。

平成 21 年度における保管場所別の在庫状況は、以下に示すとおりである。

（単位：千円）

	数 量 (kg)	単 価 (円)	金 額	購入年度
大道取水場	34,860	225	7,843	H10 年
”	30,000	134	4,020	H11 年
淀川取水場	15,450	225	3,476	H10 年
”	30,000	134	4,020	H11 年
”	1,000	200	200	H7 年
猪名川浄水場	1,410	200	282	不明
合 計			19,841	

4-4-2. 監査の結果及び意見

(1) 貯蔵品の現物管理

貯蔵品については、財務規程第 85 条において毎事業年度少なくとも年 1 回現品検査を行うことが規定されており、企業団では、貯蔵品の棚卸について、「貯蔵品たな卸実施要領」に基づき、毎年 11 月から 12 月にかけて実施している（財務課 1 名及び立会人 1 名）。

【意見 4-23 鋳鉄管類、継手材等の備蓄材の現物管理について】

鋳鉄管類、継手材等の備蓄材について現物確認を行った結果、貯蔵品台帳と現物とは一致していたが、備蓄材置き場での管理状況は、貯蔵品台帳以外の転用不能と思われる備蓄財(何らかの理由により使用されず返却されたもの)が放置されていた。備蓄材置き場での適切な現物管理が必要である。

(2) 貯蔵品出納簿の管理

企業出納員は、財務規程第 73 条及び第 76 条において「貯蔵品出納簿」、また取扱主任は、第 74 条及び第 77 条において「貯蔵品受払整理簿」にて受払管理しなければならないとされている。

【意見 4-24 貯蔵品出納簿と貯蔵品受払整理簿との不一致について】

硫酸アルミニウムについて、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払整理簿を照合した結果、以下のとおり残高数量に不一致が散見された。

平成 22 年 9 月 30 日の残高数量

ア. 貯蔵品受払整理簿 403,750kg

イ. 貯蔵品出納簿 277,250kg

不一致となる原因は、貯蔵品出納簿については、実際の受払月日ではなく、整理月日に基づき受払記帳しているためである。「財産の適正な管理」の観点から、実際の受払月日に基づき帳簿管理を行う必要がある。

(3) 評価方法

粉末活性炭について、帳簿管理上は購入年度ごとに在庫数量及び在庫単価を把握する個別法を採用している。

【意見 4-25 評価方法の見直しについて】

現地視察を行い活性炭置場の管理状況を確認した結果、在庫使用量を購入年度ごとに把握できる状態ではない。したがって、粉末活性炭についての評価方法を個別法から先入先出法に変更することが望ましい。

5. 委託契約について

5-1. 概要

(1) 運転管理業務

①業務委託費の状況

企業団では、平成13年度から、尼崎浄水場における運転管理業務を民間業者に委託しており、企業団職員が直営（交替勤務）で行っている取水場（大道取水場及び淀川取水場）の運転管理業務に関して、段階的に委託化している。

- ・平成19年度から淀川取水場業務委託開始
- ・平成20年度から大道取水場業務委託開始（3場一括）

業務委託費の状況は、以下に示すとおりである。

（単位：千円）

施設名	H17	H18	H19	H20	H21	委託期間
<尼崎浄水場>						
尼崎浄水場	84,528	84,528	84,548	—	—	H16.4.1～ H20.3.31
大道・淀川取水場、 尼崎浄水場	—	—	—	76,680 (9か月)	102,408	H20.7.1～ H22.3.31
淀川取水場、尼崎 浄水場その2	—	—	—	20,900 (3か月)	—	H20.4.1～ H20.6.30
<淀川取水場>						
淀川取水場	—	—	40,800	—	—	H19.3.1～ H20.3.31
大道・淀川取水場、 尼崎浄水場	—	—	—	31,680 (9か月)	33,097	H20.7.1～ H22.3.31
淀川取水場、尼崎 浄水場その2	—	—	—	10,100 (3か月)	—	H20.4.1～ H20.6.30
<大道取水場（注）>						
大道・淀川取水場、 尼崎浄水場	—	—	—	30,820 (11か月)	42,315	H20.5.1～ H22.3.31
合計	84,528	84,528	125,348	170,180	177,820	

（注）平日の昼間は、当企業団の職員が勤務している。

②業務委託の内容

委託業務の名称	大道、淀川取水場並びに尼崎浄水場運転管理業務委託
履行場所	大道取水場・淀川取水場・尼崎浄水場
委託期間	平成20年4月1日から平成22年3月31日まで(2年) ただし、次に掲げる期間については、運転管理技術の習熟期間とする (1) 大道取水場 平成20年4月1日から平成20年4月22日まで (2) 淀川取水場及び尼崎浄水場 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで
委託金額	332,850,000円(うち消費税15,850,000円)
契約保証金	免除(履行保証保険付)
委託先	日本ヘルス工業株式会社大阪オフィス
契約方法	公募型指名競争入札
委託業務内容	<p><大道取水場>取水場施設の運転管理 ①水量管理、②水質監視、③情報伝達、④施設管理、⑤場内管理、⑥その他</p> <p><淀川取水場>取水場施設の運転管理 ①水量管理、②水質監視、③施設管理、④場内管理、⑤その他</p> <p><尼崎浄水場>浄水処理施設、送配水施設、排水処理施設の運転管理 ①水運用管理、②水量管理、③水質管理、④施設管理、⑤場内管理、⑥薬品受入業務、⑦現場管理業務、⑧その他</p>
委託理由	まず変則勤務の削減及びこれによる保守管理業務の強化等が挙げられる。新尼崎浄水場が最新鋭の設備を有する点等を勘案し、変則勤務の削減を行うものであり、常日勤での勤務時間が増えることにより、保守管理業務の強化を図ることが出来る。また、設計・審査及び新技術の開発・研究等に従事させることが可能となり、業務内容の多様化が図られ、職員の技術力を向上することが出来るものである。なお、背景としては、昨今の民活導入及び水道界の流れとして業務のアウトソーシング化が挙げられる。また、これらの状況に合わせて、運転管理に実績を有し、相当の技術レベルを持つ委託先が多く出て来たことも、外的要因として挙げられるものである。

③契約方法

過年度における契約方法の経緯は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

委託名	No.	契約期間	入札方法	入札業者数	契約金額 (税抜)	落札率 (%)
尼崎浄水場 運転管理業務委託	A-(1)	H13.2.1~H14.3.31 (14か月)	指名競争	5	29,300	—
同上	A-(2)	H14.4.1~H16.3.31 (24か月)	随意	1	60,000	—
同上	A-(3)	H16.4.1~H20.3.31 (48か月)	指名競争	6	317,000	—
尼崎浄水場 運転管理業務委託その2	A-(4)	H16.4.1~H16.6.30 (3か月)	随意	1	7,500	—
淀川取水場 運転管理業務委託	B-(1)	H19.3.1~H20.3.31 (13か月)	公募型 指名競争	3	40,800	—
大道、淀川取水場 並びに尼崎浄水場 運転管理業務委託 (注)	C-(1)	H20.4.1~H22.3.31 (24か月)	公募型 指名競争	2	317,000	—
大道、淀川取水場 並びに尼崎浄水場 運転管理業務委託 その2	C-(2)	H20.4.1~H20.6.30 (3か月)	随意	1	31,000	—
大道、淀川取水場 並びに尼崎浄水場 運転管理業務委託	C-(3)	H22.4.1~H24.3.31 (24か月)	公募型 指名競争	2	356,256	—

本報告書では業務委託について、予定価格を計算できる「落札率」の記載を差し控えている（【意見5-4 予定価格の事後公表について】参照のこと）。

運転管理業務委託に関しては、導入当初（平成13年2月1日～平成14年3月31日）は落札率が約25%と低率であったが、「契約当時、法令上、最低制限価格の設定が不可能であったこと」とともに、「指名業者5者間での市場競争原理が働いた結果」によるものと考えられ、その後の契約においては、約78%～97%の落札率となっている。

A. 尼崎浄水場運転管理業務委託について

(1)期間及び入札方法：H13.2.1～H14.3.31（14 か月）、指名競争入札

ア. 期間

浄水場稼動に係る試運転時から業務委託を発注し、導入時であるため、単年度の期間としている。

イ. 指名競争入札

市場競争原理の活用とともに、入札参加業者レベルの確保及び不適格業者の排除という観点から、指名競争入札としている。

※当時は、運転管理業務に関する指名業者登録がなかったため、新たに指名業者登録を受け付け、指名業者登録時に、通常書類に加え「浄水場の運転管理に関する論文」の提出を義務付けた。登録受付後、提出された論文を審査したうえで、特例として企業長を含めた競争入札参加者選定審査会において、指名業者を決定している。（登録業者 14 社、入札指名業者 5 社）

(2)期間及び入札方法：H14.4.1～H16.3.31（24 か月）、特命随意契約

ア. 期間

複数年契約で、維持管理を効率的に行う知識や手順が構築されることにより、運転管理技術及び品質の向上が期待できると判断し、2年としている。

イ. 特命随意契約

1年間(14 か月間)受注し、効率的な運転管理業務を遂行したことにより、尼崎浄水場の安定した運転管理を行う上で最も重要な技術を備蓄しており、同社に業務委託することが企業団にとって有利であると判断し、特命随意契約としている。

(3)期間及び入札方法：H16.4.1～H20.3.31（48 か月）、指名競争入札

ア. 期間

性能発注の観点からも複数年契約が適切であると判断し、財政計画期間（平成 16 年度～平成 19 年度（4 年間））を発注期間としている。

イ. 指名競争入札

業界として浄水場運転管理業務の受託実績が多くなり、技術力等が成熟してきている状況を勘案し、指名競争入札へ変更している。

ウ. 業務引継・習熟期間の設定

運転管理業務の発注期間のうち、最初の3か月間は、前任の受託業者からの「業務引継・習熟期間」として設定し、企業団の費用負担は行わないこととしている。⇒前記「最初の3か月間」は、受託業者変更の有無に関わらず、前任の受託業者との随意契約となる。

(4)期間及び入札方法：H16.4.1～H16.6.30（3 か月）、特命随意契約

ア．特命随意契約

前記「業務引継・習熟期間の設定」のとおり、前任受託者（今回は次期受託業者と同社）との間で、前任受託金額を基礎として随意契約としている。

B. 淀川取水場運転管理業務委託について

(1)期間及び入札方法：H19.3.1～H20.3.31（13 か月）、公募型指名競争入札

ア．期間

平成 20 年度から、大道取水場の運転管理業務委託を予定しているとともに、尼崎浄水場の運転管理業務委託期間も平成 19 年度末までであるため、平成 20 年度からの「3 場一括契約」を視野に入れ、研修期間 1 か月（H19.3.1～H19.3.31）を含めた 13 か月の発注期間としている。

イ．研修期間については、取水場の運転管理業務内容を勘案して、1 か月間としている（浄水場については 2～3 か月間必要）。

C. 大道、淀川取水場並びに尼崎浄水場運転管理業務委託について

(1)期間及び入札方法：H20.4.1～H22.3.31（24 か月）、公募型指名競争入札

ア．3 場一括契約

3 場の運転管理業務委託の発注方法については、「取水場一括発注」や「処理系統（淀川－尼崎）一括発注」も検討したが、コスト面等から「3 場一括発注」が効率的で適切であると判断したため。

イ．期間

改革推進プランに基づき、組織統合や業務委託化を進めているが、自然減（退職者不補充）を基礎として減員を図っているため、過員を有することになる。このため、過員の状況を勘案したうえで、大道取水場の運転管理業務委託を一部（夜間及び休日のみ）として、職員数の推移を注視して対応していく必要があり、また、「3 場一括発注」のデメリットが生じないかを確認及び検証する必要があると考え、発注期間を複数年の最小年数である 2 年間としている。

(2)期間及び入札方法：H20.4.1～H20.6.30（3 か月）、特命随意契約

前記「A. 尼崎浄水場運転管理業務委託(4)」と同様

(3)期間及び入札方法：H22.4.1～H24.3.31（24 か月）、公募型指名競争入札

ア．期間

改革推進プランにおける「業務従事方法の見直し（交替勤務体制の見直し）」を平成 22 年度から一部実施したが、なお過員を有する状況が見込まれたため、財政計画期間

(平成 20 年度～平成 23 年度)の最終年度まで(2 年間)の複数年の発注期間として
いる。

※業務引継・習熟期間に関するコストについては、業務委託遂行に必要なコストであると考え、今回の
発注から、同コストを含めた金額で入札を行うこととした。なお、前任受託業者と同じ業者が落
札した場合には、前記コストを減額して変更契約を行うこととしている。

④契約金額 (H20. 4～H22. 3)

運転管理業務委託は、企業団の製品である水に直接関係するものであり、十分な安全性・
確実性が求められるものである。よって、市場競争原理の活用とともに、入札参加者レベ
ルの確保及び不適格業者の排除という観点から、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号
及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号に基づき、公募型指名競争入札を
実施している。業者選定にあたっては、平成 20 年 3 月 13 日開催の指名競争入札参加者選定
審査会資料によれば、公募型指名競争入札実施要綱第 9 条の規定により、「入札広告に掲げ
た入札参加資格について書類及び技術審査(論文評価を含む)を行った結果、2 社ともに入札
参加資格を有する」ものと認め選定されている。

なお、論文評価は、以下の項目である。

評 価 項 目
原水取水から浄水供給にいたるまでの施設全般における運転管理の基本的な考え方
大道、淀川取水場及び尼崎浄水場運転操作時の緊急対応
大道、淀川取水場及び尼崎浄水場の 3 場一括管理における業務従事者確保と勤務態勢

ア. 入札結果

入札の結果は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

	1 回目	2 回目	3 回目	備 考
A 社	402,460	—	—	
日本ヘルス工業㈱	317,000	—	—	落札

予定価格(非公表)、最低制限価格なし

イ. 積算金額

積算金額については、業務経費(直接人件費+直接経費+技術経費+間接業務費)及び
諸経費から構成されている。

企業団においては、公的機関の発行した積算要領に準じて算定を行っている。

なお、直接人件費に関して、基準人数を設定し、各施設毎に「延べ業務人数」を把握し、
これに職種別構成比率を乗じて算出された「職種別の延べ業務日数」に基準となる労務単
価を用いて積算している。

ウ. 運転管理業務委託に伴う効果額（人件費）について

尼崎浄水場において 18 名、淀川取水場において 12 名、大道取水場において 10 名の職員削減の効果額を示すと以下のとおりである。

平成 21 年度において当該業務を直営で行った場合の人件費 40 名の合計額は約 293,600 千円であり、委託費 177,820 千円(税抜)との差額は、約 115,780 千円となる。

(単位：千円)

施設名	1 班あたり 人数①	交替勤務体制 ②	平均給与額 ③	給与額合計 ①×②×③	委託額 (税抜)
尼崎浄水場	3	6 直(班)	7,340	132,120	102,408
淀川取水場	2	6 直(班)	7,340	88,080	33,097
大道取水場	2	6 直(班)	7,340	88,080	42,315
		(注)△2	7,340	△14,680	
合 計				293,600	177,820

(注) 一部委託のため平日昼間の運転管理は直営（職員 2 名従事）

(2) 浄水場警備業務

①業務委託費の状況

平成16年7月から猪名川浄水場及び尼崎浄水場の警備業務を委託しており、業務委託費の状況は以下に示すとおりである。

(単位：千円)

施設名	H17	H18	H19	H20	H21	委託期間
猪名川浄水場	16,466	16,466	16,466	—	—	H16.7.1～ H20.3.31
尼崎浄水場	16,466	16,466	16,466	—	—	
猪名川浄水場	—	—	—	15,375	15,375	H20.4.1～ H24.3.31
尼崎浄水場	—	—	—	15,375	15,375	
合計	32,932	32,932	32,932	30,750	30,750	

②業務委託の内容

委託業務の名称	浄水場警備業務委託
履行場所	猪名川浄水場・尼崎浄水場
委託期間	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで
委託金額	129,150,000円（うち消費税6,150,000円）
契約保証金	免除
委託先	日本管財株式会社
契約方法	指名競争入札
業務内容	①不法侵入者などの初期対応(退去命令など)、②機械警備装置の警報解除・開始の操作、③機械警備業務委託業者(警備要員)との連携・連絡調整、④場内の巡視、⑤外来者の対応、⑥事故確認時における関係先への通報・連絡、⑦警備実施事項の報告
委託理由	サリン事件に端を発したテロ対策等「危機管理体制の強化」として導入したものである。警備業務の特殊性を考えた場合、職員従事(直営)は、現実的ではなく、業務委託が適性で効率的であると判断している。なお、当初は保安管理業務委託として <u>人的警備</u> で対応していたが、危機管理体制を強化していく上で、警備対象施設も拡大したため、 <u>機械警備業務委託</u> と浄水場警備業務委託を併用することで効率化が図られる。

③契約方法

過年度における契約方法の経緯は、以下に示すとおりである。

(単位：千円)

委託名	契約期間	入札方法	入札業者数	契約金額 (税抜)	落札率 (%)
浄水場警備業務委託	H16.7.1～H20.3.31	指名競争入札	3	123,500	—
同上(注)	H20.4.1～H24.3.31	同上	3	123,000	—

本報告書では業務委託について、予定価格を計算できる「落札率」の記載を差し控えている(【意見5-4 予定価格の事後公表について】参照のこと)。

④契約金額 (H20.4～H24.3)

浄水場警備業務については、地方自治法施行令第167条第1項第1号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、指名競争入札を実施している。業者選定にあたっては、平成20年3月18日開催の指名競争入札参加者選定審査委員会資料によれば、「公共施設または大規模ビルディング等を総合的に警備した実績を有する業者」として3社が選定されている。

ア. 入札結果

入札の結果は、以下に示すとおり不落による随意契約となっている。

(単位：千円)

	1回目	2回目	3回目	備考
A社	388,684	—	—	辞退
B社	168,000	—	—	辞退
日本管財㈱	139,200	138,900	123,000	不落随契

予定価格(非公表)、最低制限価格なし

イ. 積算金額

積算金額については、業務原価(直接人件費+直接経費+間接業務費)及び諸経費から構成されている。

なお、直接人件費に関して、警備(A)=平日及び休日(毎日8時～翌8時)と警備(B)=月～金曜日(祝日除く)とに区分した上で、これに各業務時間帯を考慮した労務単価を乗じて積算している。

5-2. 監査の結果及び意見

【意見5-1 受託業者からの見積額明細書の入手について】

運転管理業務は、公募型指名競争入札により受託業者を選定しているが、受託業者から入札金額の算出根拠となった見積額明細書を入手していない。

この点については、当該業務の予定価格は、公的機関の発行した積算要領に基づき企業団独自で算定しており、委託料総額で判断しているため入手していないとのことである。

しかしながら、落札業者より見積額明細書を提出させることにより、予定価格の基礎となる企業団独自の設計金額が適正かどうか確認する必要がある。特に積算金額を見る限り間接費の占める割合は多額であり、実績報告等に基づいて直接人件費及び間接費のバランスが適切であるのか、間接費をさらに削減できないかの精査・検証を行う必要がある。この見積額明細書は、次年度以降の予定価格の算定を適切に行う上で、有用な情報となるものであり、委託業務の経済性の判断資料として活用できるものと考えられる。

今後は、次年度以降の予定価格を適正に算定するためにも受託業者から見積額明細書を入手されるよう努められたい。

【意見5-2 契約方法の見直しについて】

浄水場警備業務は、指名競争入札により受託業者を選定しているが、選定基準を「公共施設または大規模ビルディング等を総合的に警備した実績を有する業者」として3社を選定し、不落による随意契約となっている。

今後は、出来る限り競争性原理が働くよう「警備業務のノウハウと実績を有している業者」による条件付一般競争入札の検討を行うことが望ましい。

【意見5-3 業務委託の拡大に向けた積極的な取り組みについて】

運転管理業務委託については、人件費の削減により一定の成果をあげている。今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれるため、業務の安全性確保に努めるとともに、運転管理業務委託と同様に工事の設計及び監督業務、場内清掃業務、機械点検業務等その他の業務についても民間委託の導入可能性を検討することにより、積極的なコスト削減を図られたい。

【意見5-4 予定価格の事後公表について】

企業団では、予定価格の公表（事前・事後）については、「予定価格の公表に関する要綱」及び「競争入札参加者選定審査会決定事項」に基づき、事前公表は「設計金額250万円以上の土木一式工事及び建築一式工事」で、事後公表は「落札金額1,000万円以上の建設工事」で行われているが、業務委託に関しては、いずれも公表されていない。

予定価格は、落札決定の基準となるものであり、これを特定の者に探知されれば、その者に有利な条件を与えることになり、適正な競争が阻害され、ひいては企業団が損害を被

ることになるためである。

しかしながら、入札契約制度における透明性の向上を図るため、事後での公表について検討されたい。なお、他団体（北千葉広域水道企業団における浄水場運転管理業務委託、浄水場及び取水場警備業務委託、神奈川県内広域水道企業団における浄水場排水処理施設運転管理委託）の外部監査報告書では、予定価格が公表されている。

6. 監査意見の総括

阪神水道企業団は、地方自治法に基づく公共団体（一部事務組合）であり、水道事業を営む、地方公営企業法に基づく公営企業である。

今回、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」について、平成 22 年度（監査対象年度は、平成 21 年度） 個別外部監査を実施した。

これまで外部監査の実績が無く、今回の外部監査が初回であることから、現時点の監査を実施するには、今日に至るまでの過去 10 年間にさかのぼる必要があると考え、可能な限り過去の資料の検討も行った。

阪神水道企業団は、昭和 11 年に設立され、その伝統から官庁会計的な要素が強く、主として、予算、資金（現金）ベース思考により運営されてきている。

（地方公営企業法 昭和 27 年 10 月 1 日施行）。

（阪神水道企業団となる。 昭和 42 年 4 月 1 日）

しかし、地方公営企業の経営において、企業の経済性を発揮するには、企業会計（発生主義、複式簿記）的思考、発想が、予算制度に加えて、経営管理に求められている。

一例をあげれば、料金算定（原価計算）の基準を、「資金ベース」から、早急に、発生主義的思考を導入して規程化する必要がある。（基本的なルールが十分に整備されておらず、従来の方法により、今日まで継続されている事項が多く残されている。）

法令の順守（合規性）を基本とし、かつ経済性、効率性、有効性の観点から、要求された重点事項として財政状況、会計処理、料金（分賦金）、費用縮減、人事労務管理（組織・定員）、資産管理、委託契約等につき、監査を実施した。

それぞれの項目については、「3. 監査の結果および意見」本文中で個別に意見を記載した。

財政状況は、交通信号でいえば、黄色から信号の色が変わろうとしている状態である。

監査項目ごとの個別意見については、該当箇所に記載しているので、それらを総合して役立てて頂き、財政を健全化して、今後も安心して、250 万住民のためのライフラインである水の安定供給を継続できる、財政計画等の策定とその実行について、スピーディに対応して頂きたい、と願うものである。

以 上

「監査意見一覧表」（意見番号とその内容、本文頁の対応表）は次頁を参照のこと。

監査意見一覧表

1. 財政状況について		
意見番号	内 容	頁
1-1	平成 21 年度貸借対照表、流動比率、資金残高等について	24
1-2	平成 21 年度損益計算書、経営成績、比率について	25
1-3	会計処理の基準について	27
1-4	水利権、割賦負担金について	28
1-5	猪名川総合開発事業、丹生ダム建設に係る特別損失について	32
1-6	長期貸付金(滋賀県造林公社)の回収不能損失について	33
1-7	企業債残高と割賦負担金、撤退負担金処理との関係について	35
1-8	企業債残高の今後の償還等について	37
1-9	退職給与引当金の計上基準について	38
1-10	繰出金の負担について	39
1-11	国庫補助金の会計処理もれ等について	40
1-12	過去 10 年間の財政計画と実績との問題点について	42
2. 分賦金(料金)について		
2-1	分賦基本水量の施設能力、実給水量との乖離および余剰水の有効活用について	48
2-2	料金算定について	51
3. 人事労務管理(組織・定員)について		
3-1	給与に関する条例について	60
3-2	職務の給について	64
3-3	地域手当について	66
3-4	人事評価、職員研修について	68
3-5	定数・定員について	72
3-6	人事構成と職員計画について	74

4. 資産管理について		
意見番号	内 容	頁
4-1	減価償却費との対応関係の明確化について	103
4-2	国庫補助金との対応関係の明確化について	104
4-3	固定資産台帳の記載不備について	104
4-4	固定資産管理システムの早期導入について	105
4-5	重要な施設(建物)の登記について	106
4-6	現物管理に関する規定の明確化について	108
4-7	工務課作成の管路資料と固定資産台帳(管路)との定期的な照合について	110
4-8	減価償却の開始時期について	111
4-9	みなし償却について	112
4-10	減価償却費の過不足について	113
4-11	除却処理を行うべきものについて	117
4-12	固定資産へ振替処理すべきものについて	119
4-13	期間費用として処理すべきものについて	120
4-14	資本勘定職員数の見直しについて	122
4-15	修繕引当金の計上について	123
4-16	財産区分の変更について	126
4-17	固定資産貸付台帳の記載不備について	129
4-18	香爐園公舎の積極的な有効活用について	131
4-19	早期売却に向けた積極的な取り組みについて	132
4-20	決算資料と固定資産台帳との不一致について	134
4-21	個別資産との対応が不明の補助金について	135
4-22	国庫補助金取崩しの会計処理について	135
4-23	鋳鉄管類、継手材等の備蓄材の現物管理について	139
4-24	貯蔵品出納簿と貯蔵品受払整理簿との不一致について	139
4-25	評価方法の見直しについて	139
5. 委託契約について		
5-1	受託業者からの見積額明細書の入手について	149
5-2	契約方法の見直しについて	149
5-3	業務委託の拡大に向けた積極的な取り組みについて	149
5-4	予定価格の事後公表について	149